

資 料 編

1 環境の現況	1
2 環境をめぐる主な動き	28
3 重点プロジェクトの進捗状況	29
4 環境指標の推移	33
5 アンケート調査結果	35
6 計画策定の経緯	62
7 島根県環境基本条例	64
8 用語の解説	71

環境の現況

1. 経済・社会一般

(1) 地勢

島根県は、北を日本海、南を中国山地という自然に囲まれた、人口約 74 万人（平成 17 年 10 月 1 日現在）の県である。総面積約 6,700km² に対して東西に約 230km と長く、県土の約 8 割を林野が占めており、豊かな緑に恵まれている。また、東部の出雲地域、西部の石見地域、島根半島の沖合約 40km～80km に浮かぶ隠岐地域という、それぞれ独特の特性を持つ 3 つの地域から形成され、出雲神話や石見神楽、隠岐民謡といった古くからの文化が受け継がれている。

中国山地が日本海の海岸近くまで迫っているため、県土面積に占める平野の割合は低いものの、斐伊川の下流には出雲平野、飯梨川・伯太川の下流には安来平野がひらけ、本県の農業生産を支えている。

本県では、海岸線総延長約 860km のうち、自然海岸がその 8 割を占めており、出雲地域ではリアス式海岸や海食洞、石見地域では白砂の砂浜、隠岐地域では海食崖や海食洞が形成され、優れた景観美を創り出している。

湖沼には宍道湖、中海、神西湖、河川には斐伊川、江の川、高津川等があり、水資源に恵まれた環境である。

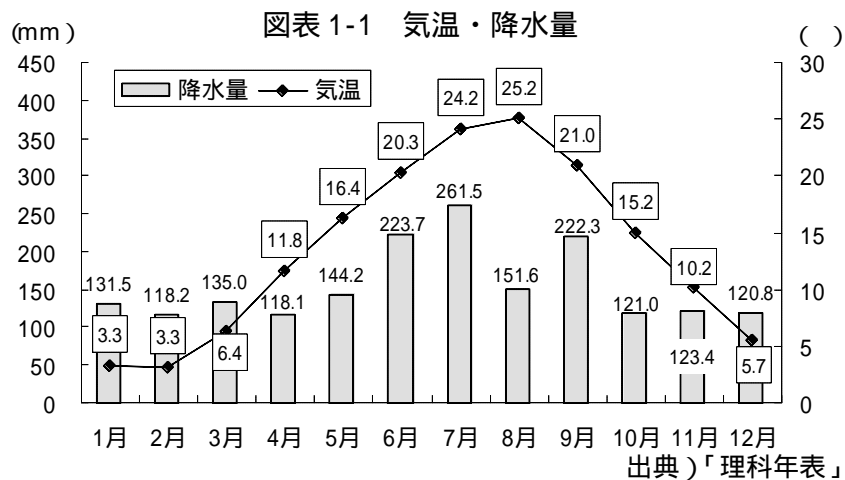
平成 17 年 11 月には、宍道湖、中海がラムサール条約湿地に同時登録され、また、石見銀山の世界遺産登録（平成 19 年 7 月を目標）を目指した活動が展開されるなど、本県の誇る自然・文化・歴史を全世界に発信するための様々な動きが活発化している。

(2) 気象

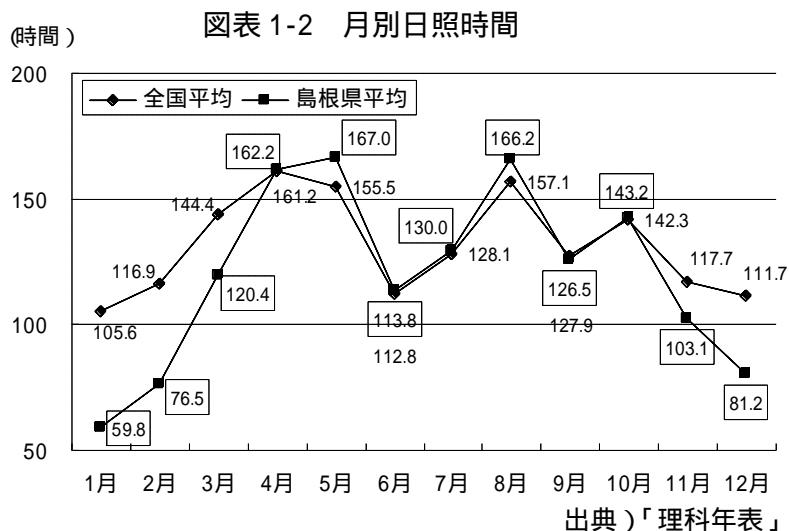
本県の降水量は7月が最も多く261.5mmである。気温は8月が最も高く25.2であり、最も気温が低い1月、2月の3.3と比較すると、年較差は約22である。

山陰の気候は、冬季と夏季における日照時間の差にその特徴が現れる。本県の1月の平均日照時間59.8時間に対して全国平均日照時間は105.6時間であり、本県の方が約45時間短い。一方で、4月から10月にかけては本県の日照時間が全国の日照時間を上回る場合が多い。

冬季の日照時間の短さには、季節風が影響している。冬季にはシベリア高気圧から吹き出す北西風が卓越し、日本海を渡る間に海面から水蒸気の供給を受けて湿気を含むため、曇天・多雪であり、日照時間が短くなる。



注) 気温・降水量ともに島根県内アメダス観測地点(気温:16地点、降水量24地点)における1979年から2000年の平均値
囲み数字が気温の値

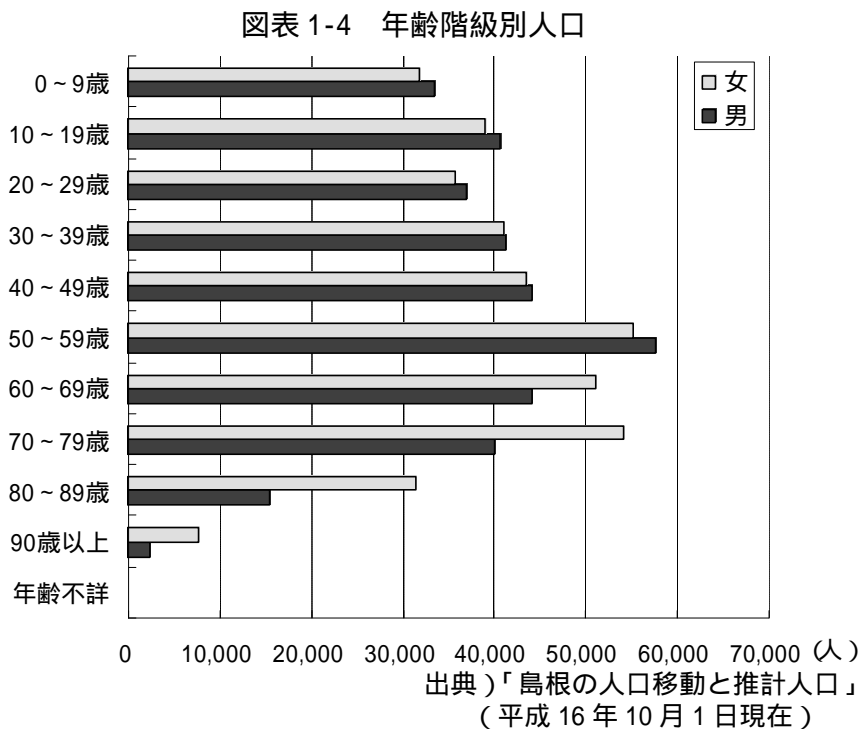
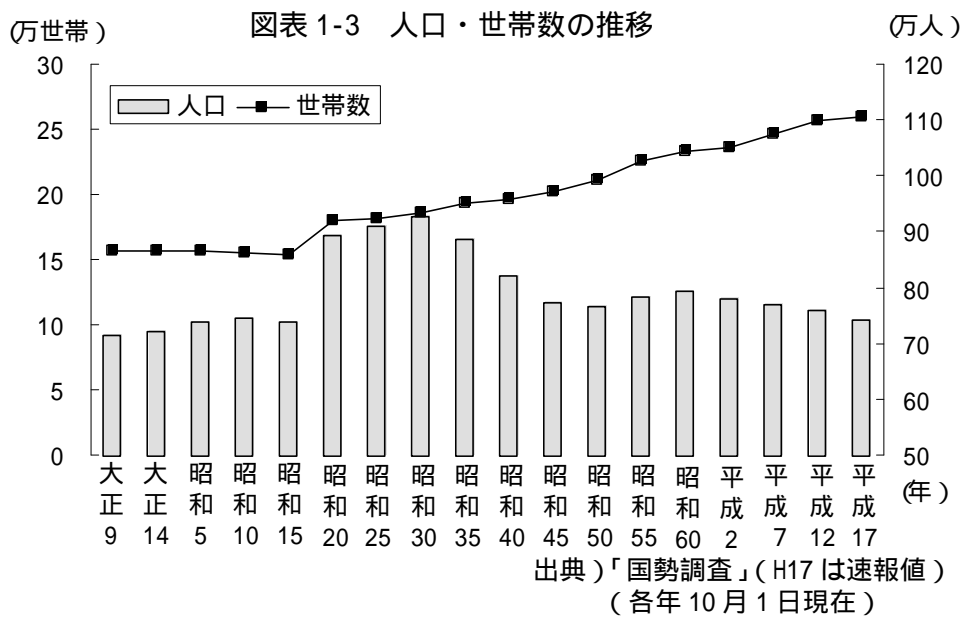


注) 全国平均はアメダス観測地点799地点の平均値
島根県平均は島根県内アメダス観測地点16地点の平均値
ともに1980年代後半から2000年までの平均値
(観測地点によって観測開始年は異なる)
囲み数字が島根県の値

(3) 人口・世帯数

本県の人口は、昭和30年の約93万人をピークに概ね減少傾向が続いており、平成17年は約74万人である。国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来人口推計では今後も同様に減少傾向が続くと、平成32年に70万人を割り、69万人となることが予想されている。一方で、世帯数は年々増加している。人口同様昭和30年との比較を行うと、平成17年には約1.4倍であり、1家族当たりの構成員数が減少している。

10歳ごとの年齢階級別人口は、50歳から59歳の占める割合が最も大きく、全人口の15.1%を占めている。次いで60歳から69歳の12.7%、70歳から79歳の12.6%であり、相対的に若い世代の占める割合は小さい。



(4) 土地利用

本県における土地利用状況は、森林が78.6%と大部分を占めており、約20年間その割合に大きな変化はない。その他の項目についても同様だが、農用地は昭和59年に比べ、平成15年には2ポイント減少している。

農地転用状況では、全体的に転用面積は減少している。特に、工鉱業・発電施設用地、その他の建物施設用地、鉄道・道水路用地は減少が著しい。平成16年時点で最も転用面積が大きいのは住宅用地の45ha、次いで鉄道・道水路用地の31haである。

図表 1-5 土地利用状況の推移

地目/年	S57	S59	S61	S63	H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H15
農用地	8.4	8.0	7.8	7.6	7.5	7.2	7.0	6.8	6.6	6.3	6.1	6.0
農地	8.3	7.9	7.7	7.5	7.3	7.0	6.8	6.6	6.4	6.2	6.0	6.0
採草放牧地	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
森林	78.9	78.7	78.9	79.0	78.9	78.0	77.8	77.8	78.0	78.7	78.7	78.6
原野	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
水面 河川 水路	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6
道路	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6
宅地	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.3	2.3
住宅地	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5
工業用地	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の宅地	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
その他	5.5	5.9	5.7	5.7	5.7	5.7	6.0	6.1	6.0	5.4	5.4	5.6
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

出典) 島根県資料
(各年10月1日現在)

図表 1-6 農地転用状況

(ha)

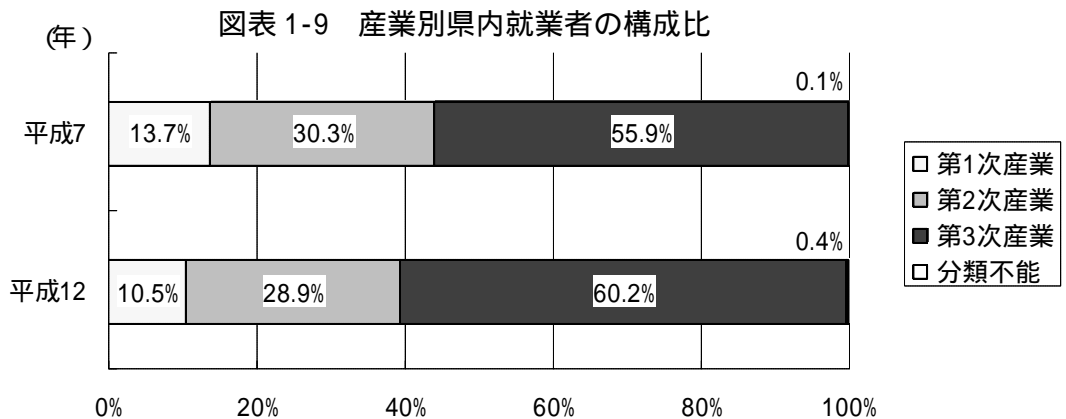
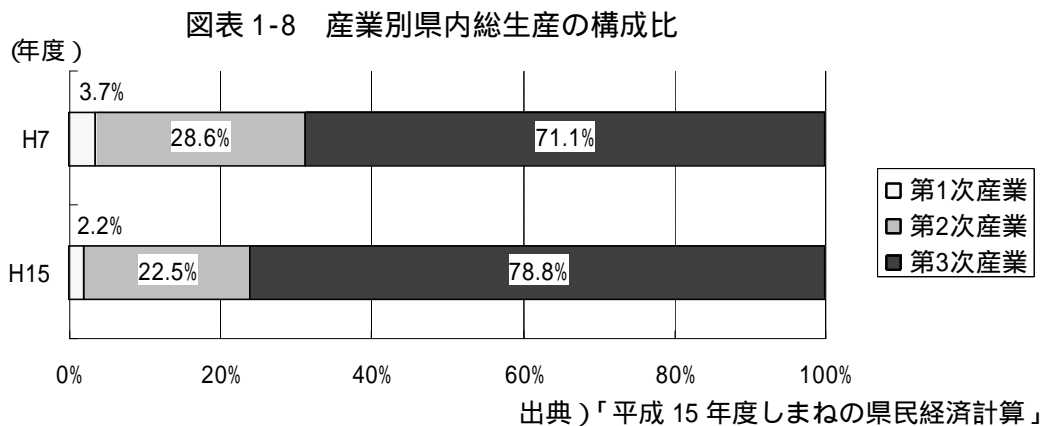
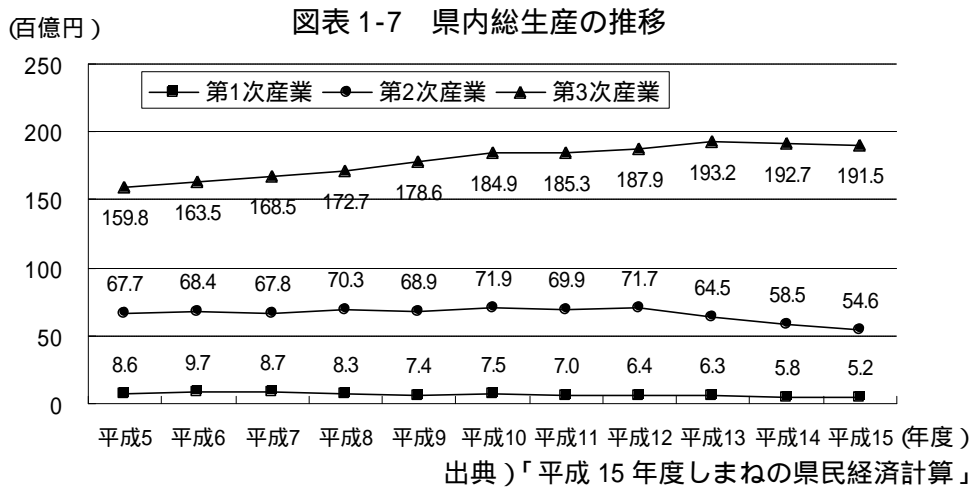
年	総数	住宅用地	工鉱業・発電施設用地	学校用地	その他の建物施設用地	公園・運動場用地	鉄道・道水路用地	植林	その他
H3	393	63	47	5	62	13	103	48	52
H4	357	58	44	5	42	10	101	48	49
H5	316	56	24	2	42	9	88	42	53
H6	358	65	41	1	70	5	87	38	53
H7	337	62	35	15	84	4	66	32	50
H8	338	66	21	5	43	4	118	45	38
H9	292	62	22	1	41	4	84	28	50
H10	272	53	18	5	45	2	57	33	58
H11	276	65	1	1	33	5	81	22	68
H12	290	61	6	1	36	1	104	22	61
H13	244	63	2	2	30	3	59	22	63
H14	220	40	1	1	12	1	69	21	75
H15	192	40	1	1	14	1	59	18	60
H16	163	45	2	1	17	1	31	22	44

出典) 島根県資料

(5) 産業経済

平成 5 年度以降の県内総生産では、第 3 次産業が増加傾向にある一方で、第 1 次、2 次産業はともに減少傾向である。平成 15 年度の時点で、全体に占める第 1 次産業の割合が 2.2%、第 2 次産業が 22.5%、第 3 次産業が 78.8%である（構成比の総和は帰属利子等の控除項目を含むため 100%を超過する）。

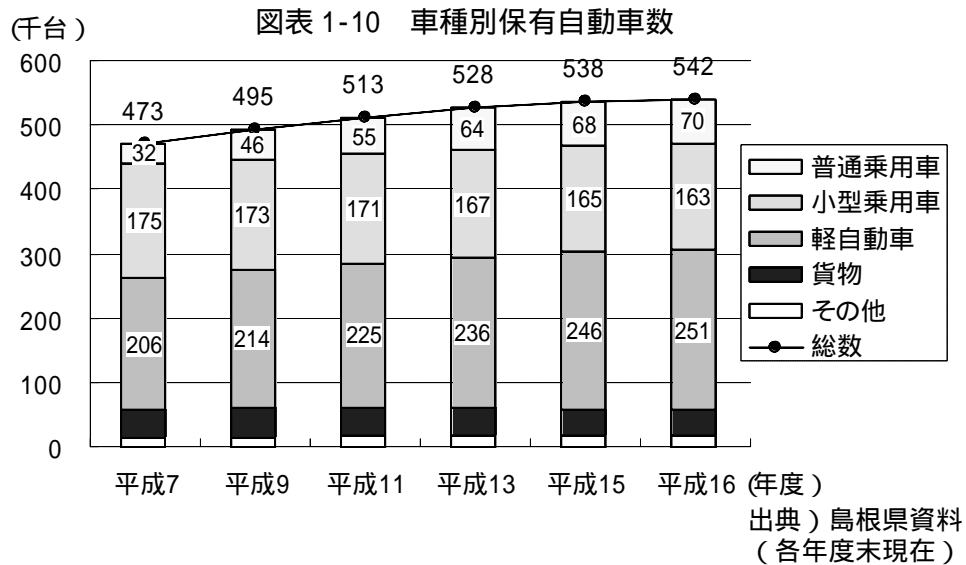
産業別県内総生産の推移、産業別県内就業者の推移では、第 1 次産業、第 2 次産業の割合が減少しており、第 3 次産業の割合が増加している。また、第 1 次産業は全体に占める就業者の割合に対し、総生産の全体に占める割合が低く、第 1 次産業従事者 1 人当たりの総生産額が小さい。



(6) 交通・運輸

保有自動車数は近年増加傾向が続いており、平成7年度の約47万台から、平成16年度は約7万台増の約54万台となっている。中でも普通乗用車と軽自動車の増加が大きく、平成7年度から平成16年度にかけてそれぞれ約3.8万台(約2.2倍) 約4.5万台(約1.2倍)増加している。

県内における各機関の輸送人員の推移を見ると、昭和59年度当時に比べて平成15年度は自動車輸送量が2.2倍である。一方で、JRや民鉄の輸送量が低下している。



注) 普通乗用車：ナンバープレートの分類番号が「3」で始まるもの
 小型乗用車：ナンバープレートの分類番号が「5」「7」で始まるもの
 軽自動車：長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下、排気量660cc以下の自動車。軽貨物、二輪等を含む。
 貨物：もっぱら貨物を運搬する構造の自動車。ナンバープレートの分類番号が「1」から始まる普通貨物、「4」から始まる小型貨物等がある。

図表 1-11 各機関の輸送人員の推移

(千人、年度)

	昭和59	昭和64	平成5	平成10	平成15
JR	15,841	12,504	11,043	9,816	8,435
民鉄	2,427	1,763	1,702	1,562	1,494
自動車	210,075	387,897	382,815	482,931	464,905
旅客船	984	928	1,066	1,008	891
航空	460	479	709	893	870

出典) 「貨物・旅客地域流動調査分析資料」

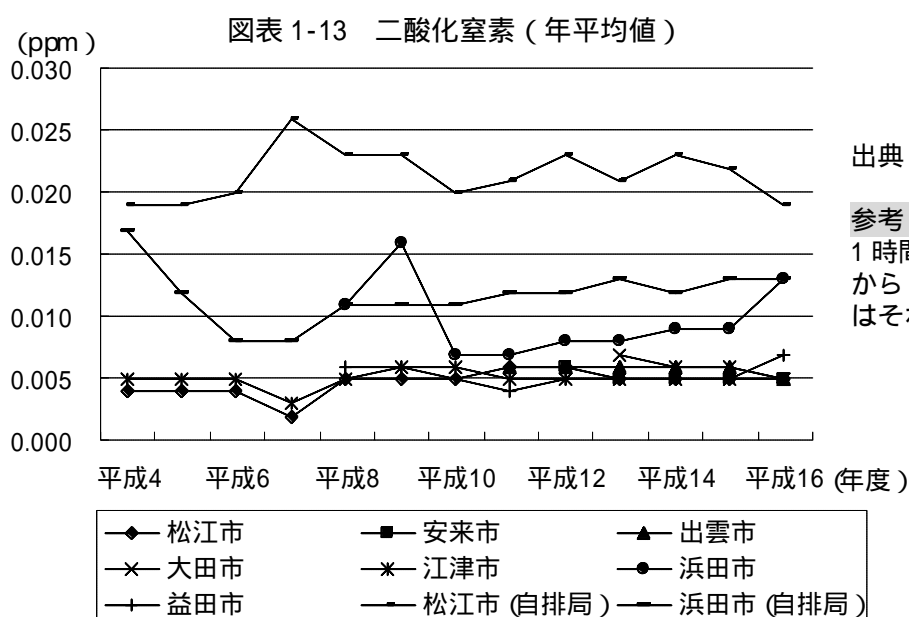
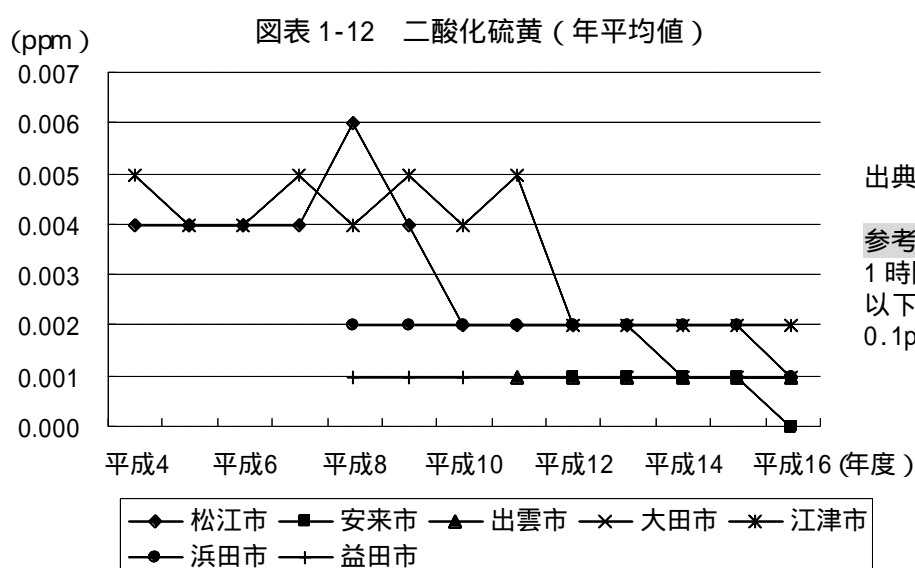
注) 県内輸送、県外への輸送、県内への輸送を全て含む
 昭和59年度の「JR」は「国鉄」

2. 生活環境

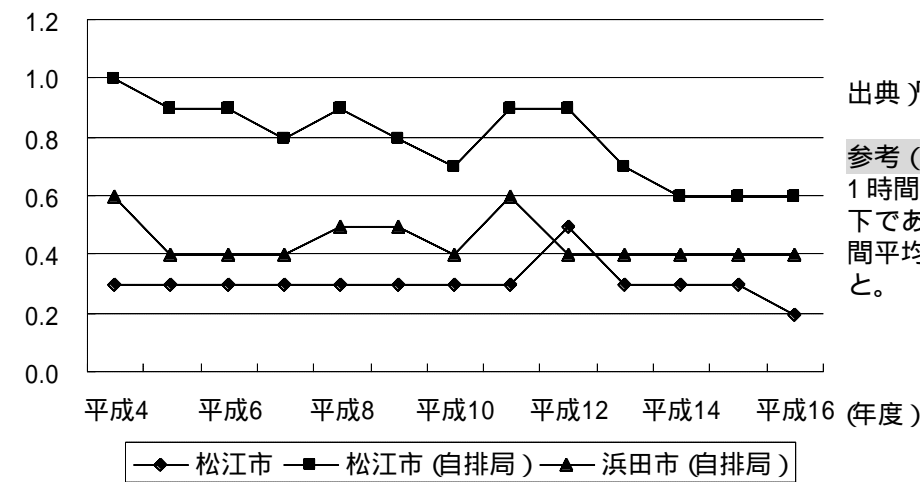
(1) 大気

県内の大気環境については、一般大気環境測定局 7 か所、自動車排出ガス測定局 2 か所の計 9 か所で常時監視を行っている。

測定している大気汚染物質のうち、二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は減少傾向が見られる。その他の大気汚染物質は、概ね横ばいで推移している。また、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、環境基準を達成している。光化学オキシダントについては、全ての観測局で基準値を上回る時間帯が存在し、環境基準が達成されていない。



図表 1-14 一酸化炭素（年平均値）

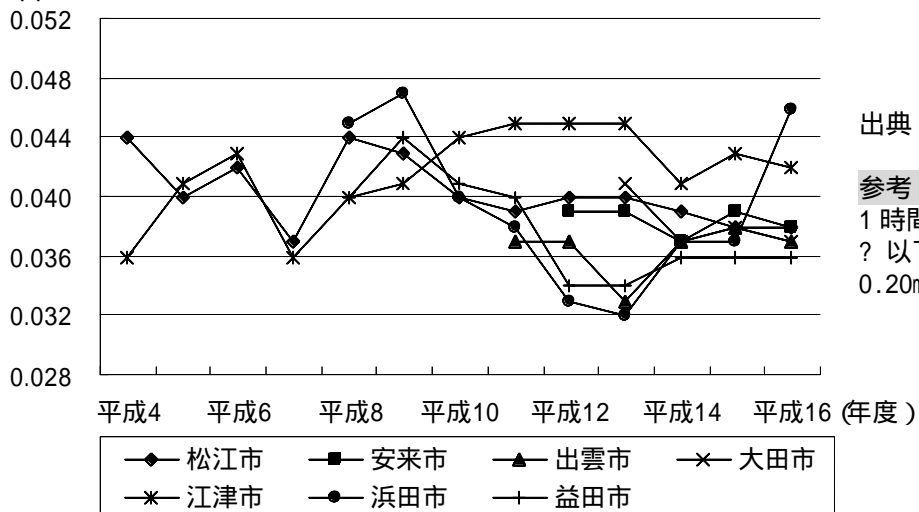


出典「大気汚染測定結果報告書」

参考（環境基準）

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

図表 1-15 浮遊粒子状物質（年平均値）

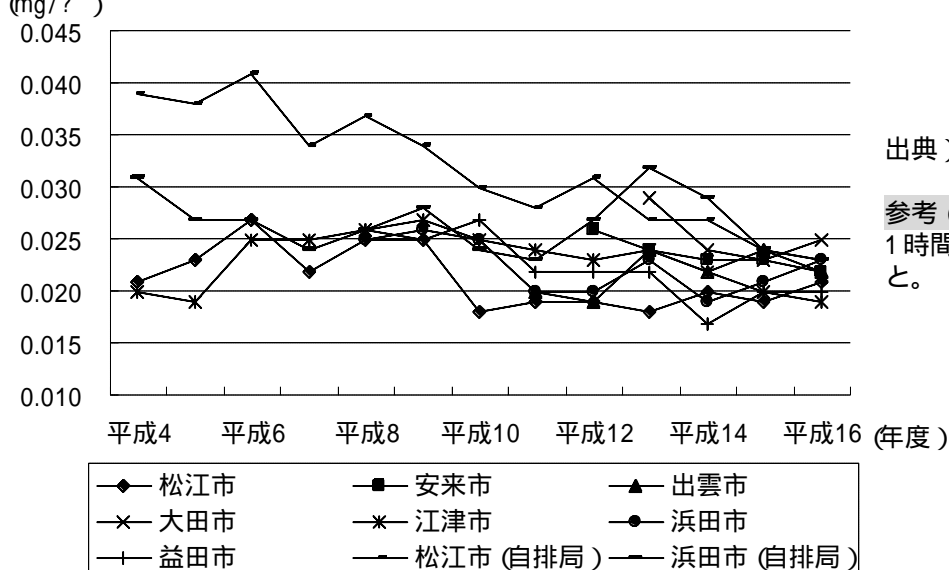


出典「大気汚染測定結果報告書」

参考（環境基準）

1時間値の1日平均値が0.10mg/?以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/?以下であること。

図表 1-16 光化学オキシダント（昼間1時間値の年平均値）



出典「大気汚染測定結果報告書」

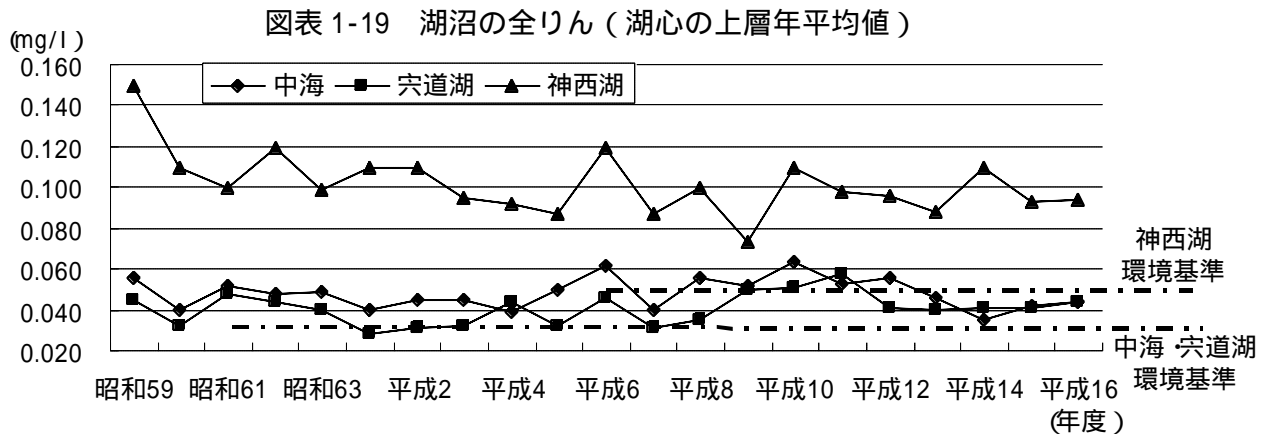
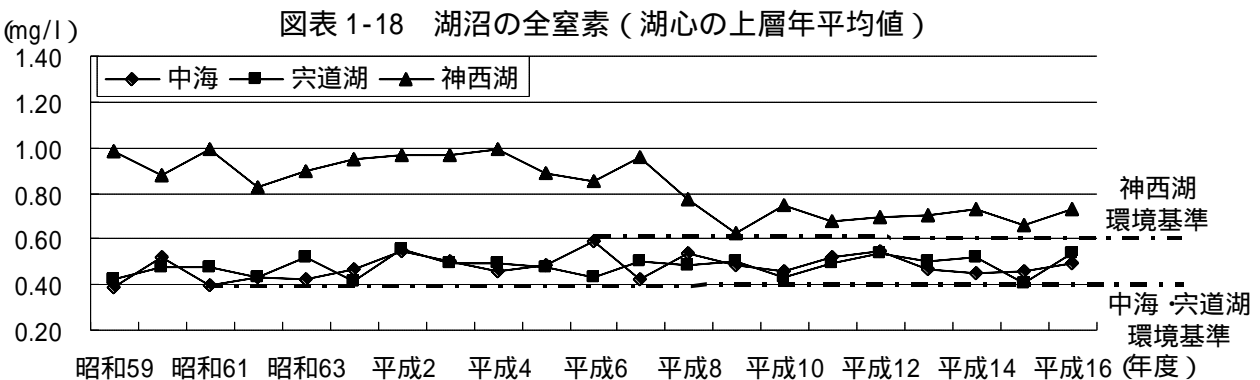
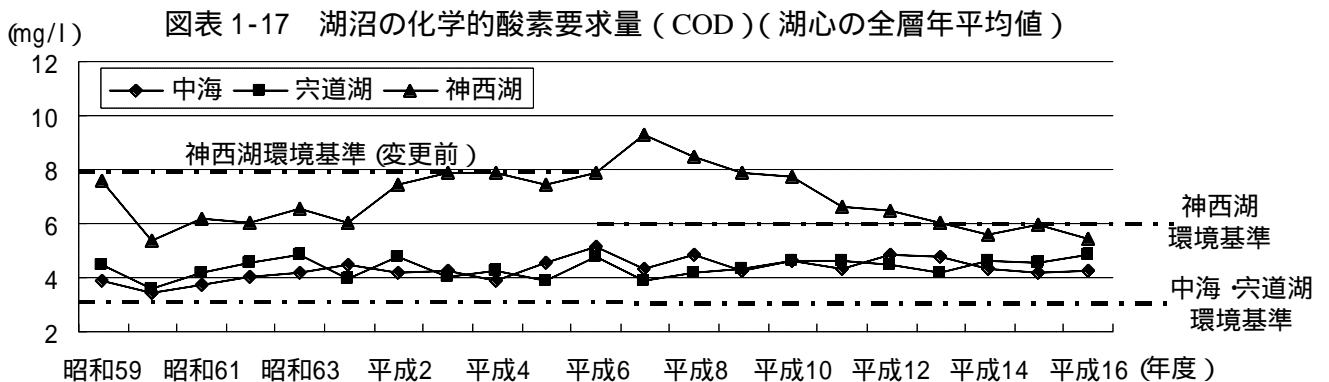
参考（環境基準）

1時間値が0.06ppm以下であること。

(2) 水質

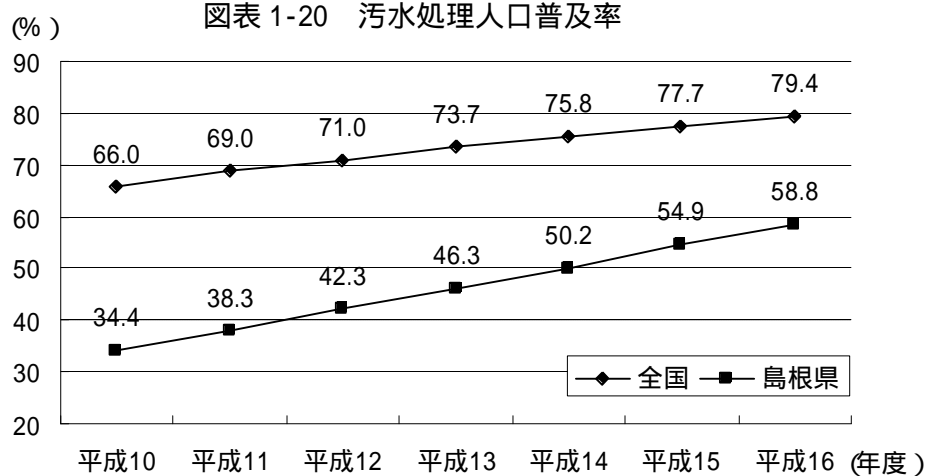
本県では、環境基準の類型指定を行った 13 河川 21 水域、3 湖沼 3 水域、10 海域 10 水域の計 34 水域について常時監視を行っている。水質に関する環境基準のうち健康項目については、全ての地点で環境基準を達成している。生活環境項目については、河川で 21 水域中 20 水域、海域で 10 海域中 8 海域において環境基準を達成しているものの、湖沼では 3 湖沼とも環境基準を達成していない(平成 16 年度)。

家庭からの生活排水が水質汚濁を進行させる要因の一つとなっているが、本県の平成 16 年度末時点での汚水処理人口普及率は 58.8% であり、近年、普及率は上昇しているものの、全国平均の 79.4% と比較すると約 20% 低い。



出典) 島根県資料

図表 1-20 污水処理人口普及率

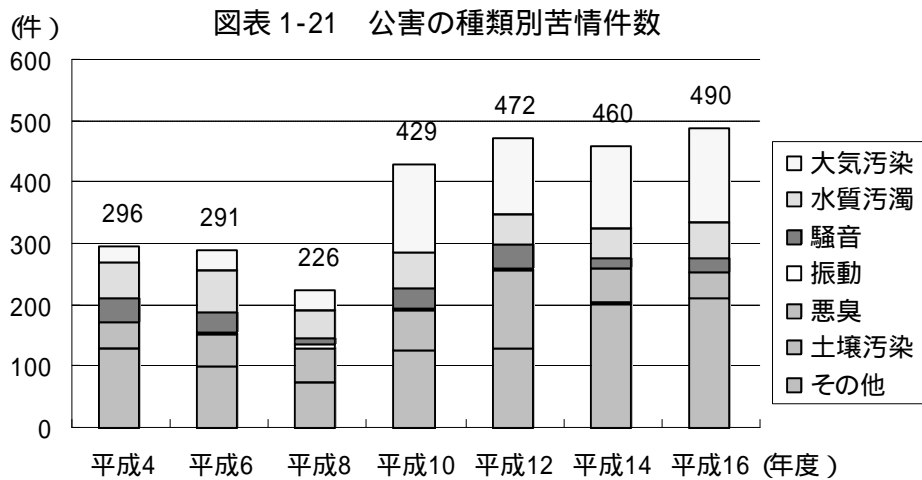


出典) 島根県資料

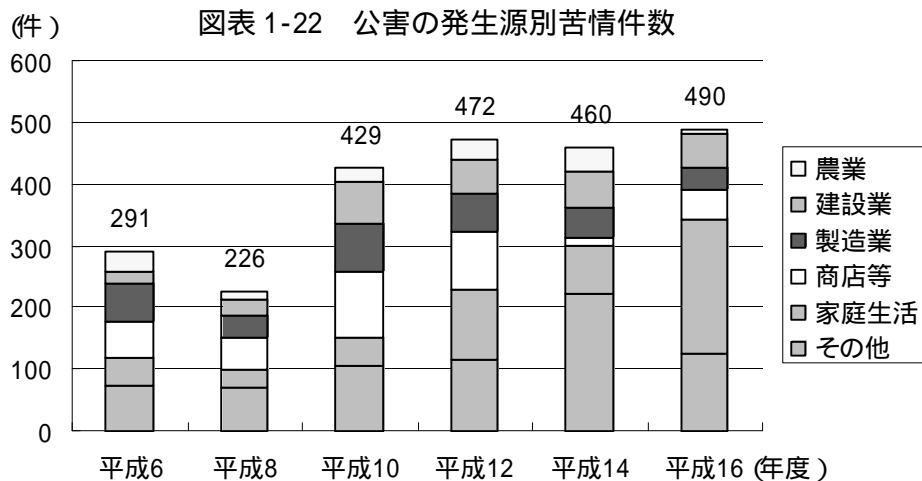
(3) 公害苦情

平成16年度における公害の苦情件数は490件であり、10年前の平成6年度と比較すると約1.7倍に増加している。種類別の内訳では、大気汚染によるものが最も多く、次いで水質汚濁が多い。平成5年度時点では水質汚濁が主要な苦情であったが、近年では大気汚染に関する苦情件数が増加している。

発生源別の内訳では、家庭生活からの苦情が最も多く、次いで建設業、商店等である。近年、家庭生活からの公害に関する苦情が増加しており、建設業や製造業からの苦情は少なくなっている。



出典) 平成8年度以前は「島根の環境保全」
平成10年度以降は「島根県環境白書」



注) 家庭生活には家庭生活のペットも含む
商店等とは、卸売・小売業、飲食店、サービス業を指す
発生源の分類変更のため、平成16年度の「家庭生活」には、事務所、道路、空地、公園、神社・寺院等を含む

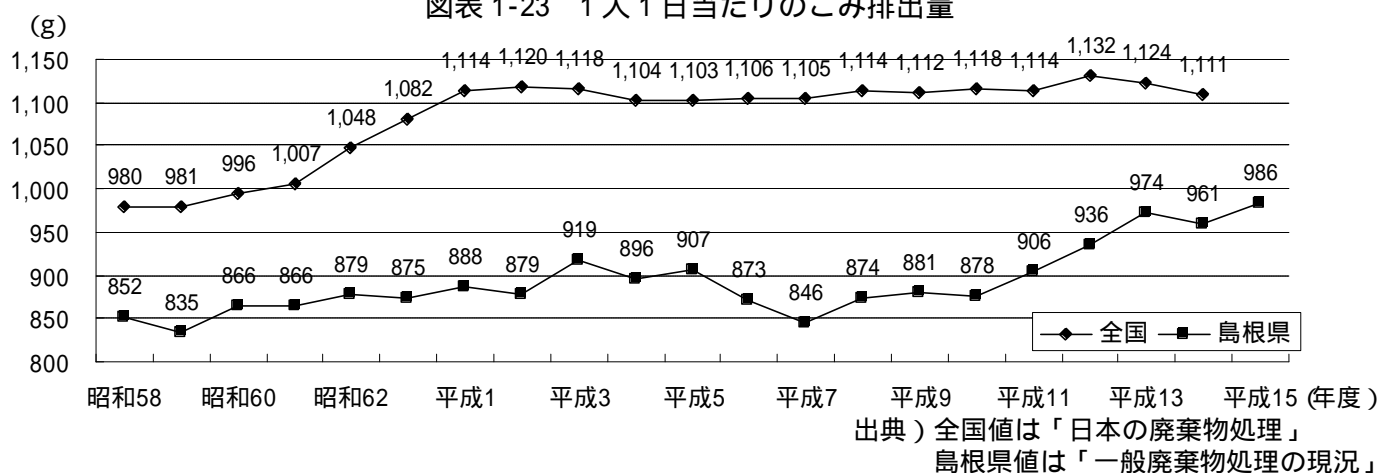
(4) 廃棄物

一般廃棄物

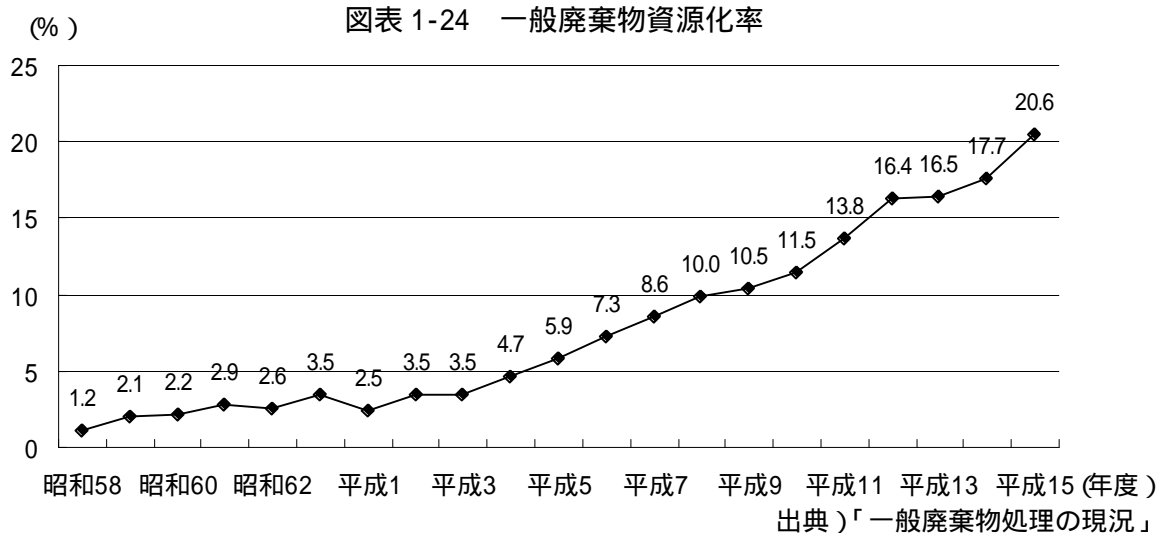
1人1日当たりのごみ排出量は、近年増加傾向にあり、過去10年で最も少なかった平成7年度の846gに対し、平成15年度は986gであり、140g増加している。全国平均に対しては、約120g程度少ない。

また、ごみ排出量は増加しているが、一般廃棄物の資源化率も増加傾向にあり、平成15年度には初めて20%を超えている。

図表 1-23 1人1日当たりのごみ排出量



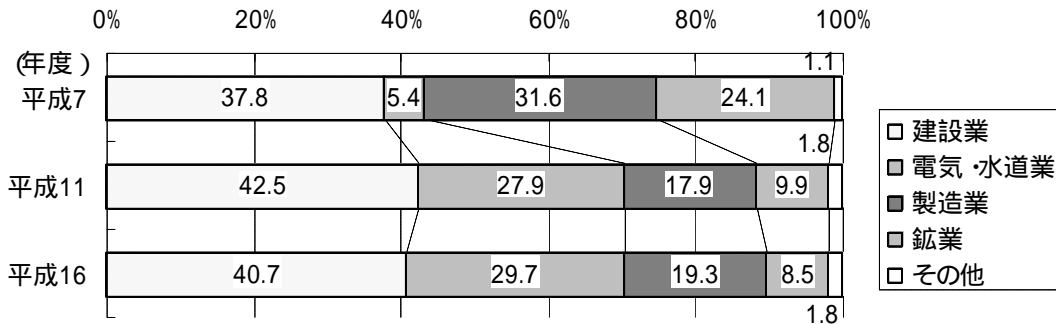
図表 1-24 一般廃棄物資源化率



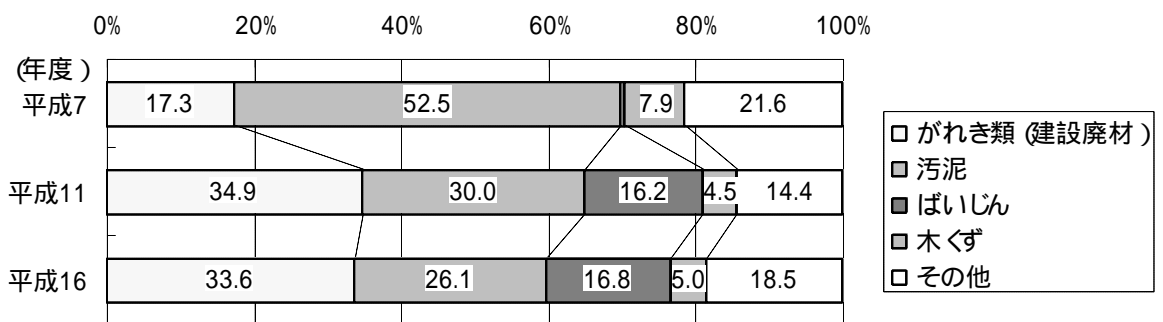
産業廃棄物

県内の平成 16 年度における産業廃棄物発生量は約 162 万トンであり、平成 7 年度の約 159 万トンと比較すると、3 万トン増加している。業種別では電気・水道業の増加が著しく、種類別ではがれき類やばいじんが増加している一方で、汚泥は減少している。地域別では、松江圏域の全体に占める割合が最も大きく、28.6%を占めている。

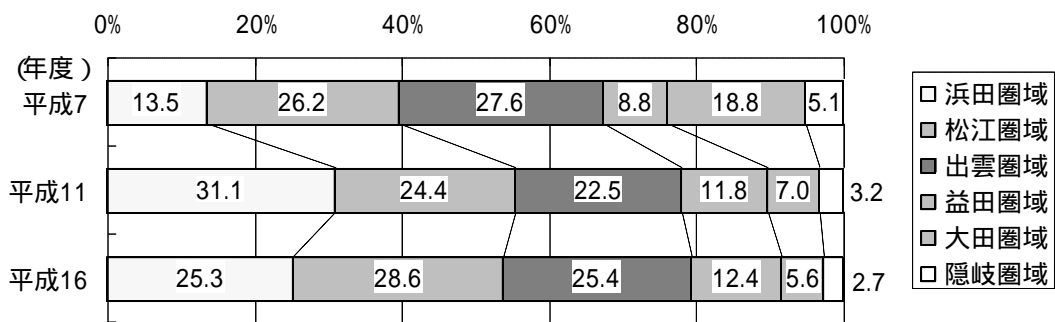
図表 1-25 業種別産業廃棄物発生割合



図表 1-26 種類別産業廃棄物発生割合



図表 1-27 圏域別産業廃棄物発生割合



出典)「島根県産業廃棄物実態調査報告書」

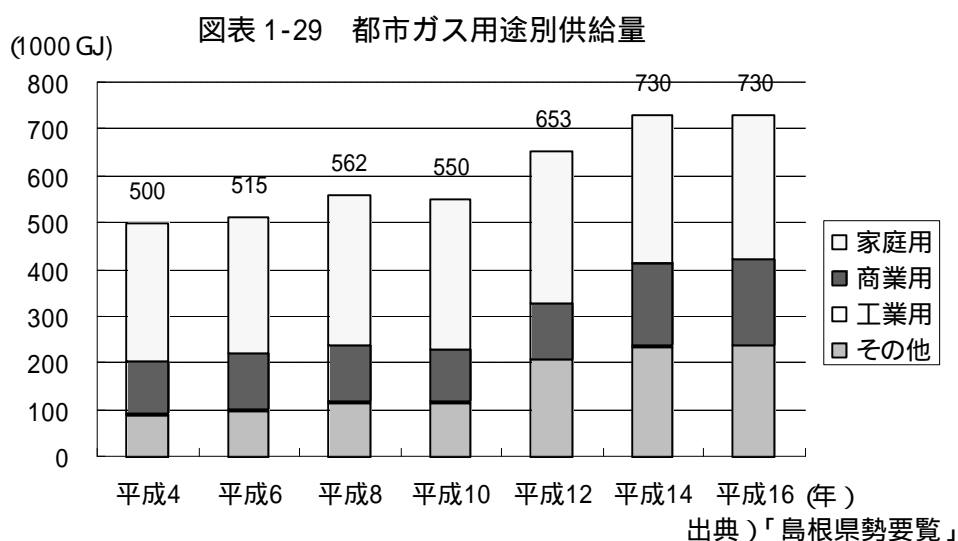
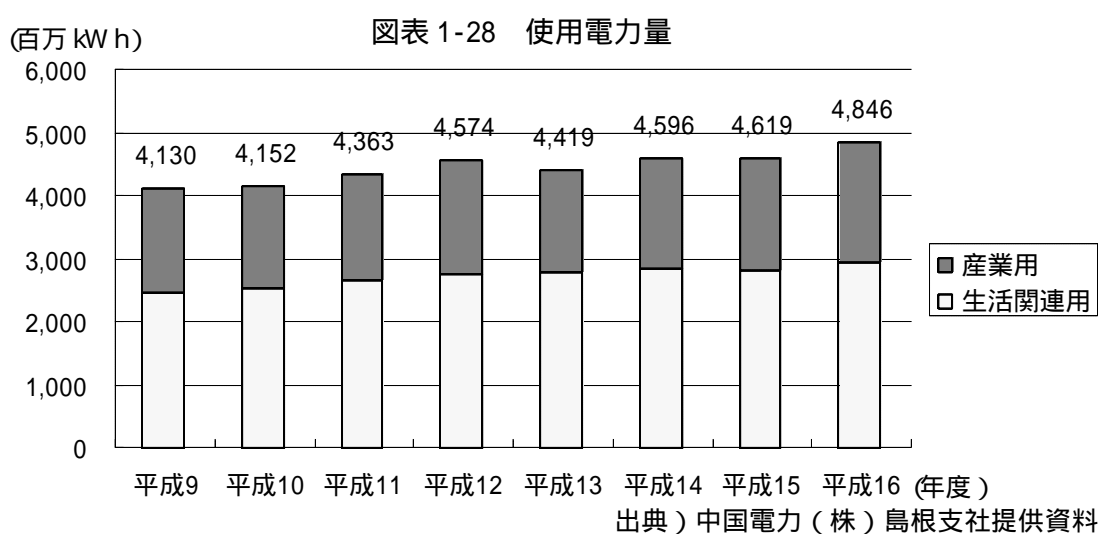
圏域区分

松江圏域	松江市、安来市、東出雲町	出雲圏域	出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、斐川町
大田圏域	大田市、美郷町、川本町、邑南町	浜田圏域	浜田市、江津市
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町	隠岐圏域	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

(5) エネルギー

県内のエネルギー消費については、使用電力量、都市ガス供給量共に増加傾向である。電力量は産業用、生活関連用ともに増加しており、都市ガス供給量も各用途において増加しているものの、家庭用については近年横ばいである。

新エネルギーの導入状況については、燃料電池の普及が進展していないものの、各分野において施設整備や県・市町村の新エネ機器購入補助制度の活用等によって徐々に進展している。



図表 1-30 新エネルギー導入状況

分野	種類	平成 16 年度	摘要
電力利用	太陽光発電	6,429KW	<ul style="list-style-type: none"> 事業所・公共施設等：計 446KW 個人住宅：計 5,963KW (財)新エネルギー財団(NEF)調べ
	風力発電	5,674KW	<ul style="list-style-type: none"> 江津市(県及び民間)、益田市(民間)及び出雲市(民間)において大規模な風力発電事業計画が進展中
	廃棄物発電	3,690KW	<ul style="list-style-type: none"> 出雲エネルギーセンター(出雲市)：3,690KW
	中小水力発電	130,586KW	<ul style="list-style-type: none"> 明塚(美郷町)：25,000KW 北原(雲南市)：15,600KW 周布川第一(浜田市)：9,800KW 日登(雲南市)：8,510KW 三隅川(浜田市)：7,400KW 等 平成 22 年度志津見ダム(1,700KW)完成予定
熱利用	太陽熱利用	11,541KL	<ul style="list-style-type: none"> 県内の太陽熱温水普及率：20.0%(平成 16 年度全国消費実態調査より) 1 世帯当たり太陽熱温水導入による年間原油節約量を 220L と仮定 $262,300$ (県内世帯数) \times 20.0% \times 220L = 11,541KL
	バイオマスエネルギー	780KL	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域研究センター：102L 東部浄化センター：780KL
	廃棄物燃料製造他(RDF他)	2,364KL	<ul style="list-style-type: none"> RDF(ごみ固形燃料 Refuse Derived Fuel)製造(雲南市)：製造量 2,364KL BDF(軽油代替燃料 Bio Diesel Fuel)製造(松江市、益田市、出雲市)：製造量 60,330L
高効率利用等	コージェネレーション	38,815KW	<ul style="list-style-type: none"> 都築紡績(株)(出雲市)10,000KW (株)日本メディカルサプライ(出雲市)4,850KW 大和紡績(株)(出雲市)3,500KW 等
	燃料電池	KW	
	クリーンエネルギー自動車	1,079 台	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車：6 台 ハイブリット車：1055 台 天然ガス自動車：18 台 メタノール車：0 (平成 16 年度末現在)

出典) 島根県資料

注) 「平成 16 年度」の列に示す数値について

- ・単位が KW: 平成 16 年度の新エネルギー利用による総出力
- ・単位が KL: 平成 16 年度の新エネルギー利用による原油換算での節約量

(6) 水道

平成 15 年度の水道普及率は 95.1% で、平成 8 年度の 93.1% に比べて 2% 増加している。同様に、年間取水量（上水道、簡易水道、専用水道の合計）も 96,592 千 m³ から 97,736 千 m³ へと約 1,100 千 m³ 増加している。

年間取水量の水源別内訳では、平成 7 年度から平成 15 年度にかけて、それぞれの全体に占める割合に大きな変化はなく、地下水の占める割合が最も大きい。

図表 1-31 平成 15 年度年間取水量 (1,000m³)

水源		上水道	簡易水道	専用水道	合計			
平成 15					平成 8	平成 15	平成 8	平成 15
地表水	ダム直接	6,869	2,268		10,165	9,137	10.5%	9.3%
	ダム放流	212	109		68	321	0.1%	0.3%
	湖沼水	1,929	100		2,140	2,029	2.2%	2.1%
	表流水	815	4,593	81	6,821	5,489	7.1%	5.6%
	計	9,825	7,070	81	19,194	16,976	19.9%	17.4%
地下水	伏流水	3,515	2,296	25	7,257	5,836	7.5%	6.0%
	浅井戸	28,696	7,456	338	32,151	36,490	33.3%	37.3%
	深井戸	7,849	2,403	177	14,337	10,429	14.8%	10.7%
	計	40,060	12,155	540	53,745	52,755	55.6%	54.0%
原水受水		326				326	0.0%	0.3%
その他(湧水)		1,220	1,143	9	2,725	2,372	2.8%	2.4%
小計		51,431	20,368	630	75,664	72,429	78.3%	74.1%
浄水受水		22,183	2,763	361	20,928	25,307	21.7%	25.9%
合計		73,614	23,131	991	96,592	97,736	100.0%	100.0%

出典)「島根県の水道」

3. 自然環境

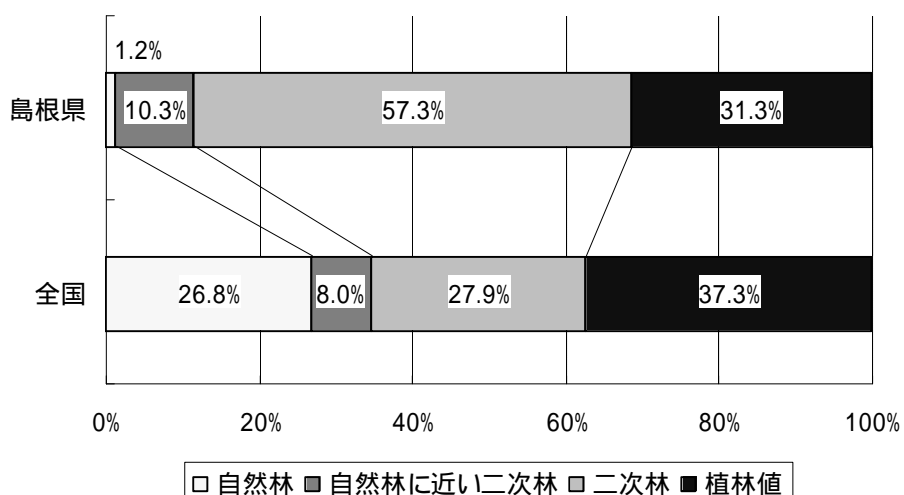
(1) 植生自然度等

本県は、県土面積の約 8 割に当たる約 530,000ha が森林に覆われており、自然に恵まれた環境である。森林の植生自然度では、9 割近くがアカマツやコナラ等の二次林と植林地によって占められている。最も自然度の高い自然林と自然林に近い二次林は、全体の 1 割程度を占めるに過ぎない。

森林の有する機能別面積では、木材生産が全体の 48.6% を占めて最も多く、次いで水源涵養の 32.1% である（平成 16 年度末）。

本県の海岸線の総延長は約 860km であり、その内訳は自然海岸 77%、半自然海岸 8%、人工海岸が 15% である。中でも、自然海岸の占める割合は全国で最も大きい。

図表 1-32 植生自然度（森林の植生自然度別面積割合）



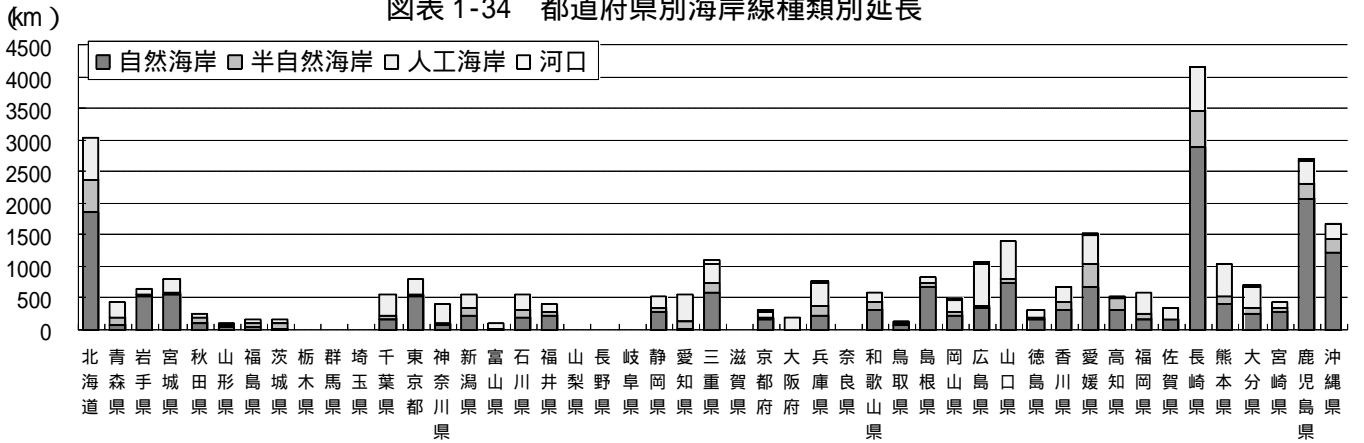
出典)「自然環境保全基礎調査」

図表 1-33 森林の有する機能別面積（流域林業活性化センター別）
(ha)

センター	木材生産	水源涵養	山地災害	生活環境	保健文化
江の川下流	127,193	84,199	20,030	14,831	9,161
斐伊川	135,162	84,419	23,258	23,178	13,725
隠岐	21,874	5,947	2,991	-	8,757
高津川	72,003	60,428	5,118	4,135	15,859
合計	356,232	234,993	51,397	42,144	47,502
割合	48.6%	32.1%	7.0%	5.8%	6.5%

出典)「森林資源関係資料」

図表 1-34 都道府県別海岸線種類別延長



出典)「自然環境保全基礎調査」

(2) 自然公園

県内の自然公園は、国立公園 1 か所、国定公園 2 か所、県立自然公園 11 か所が指定されている。また、国立公園中には島根半島、浄土ヶ浦等の海中公園地区 5 か所が指定されている。

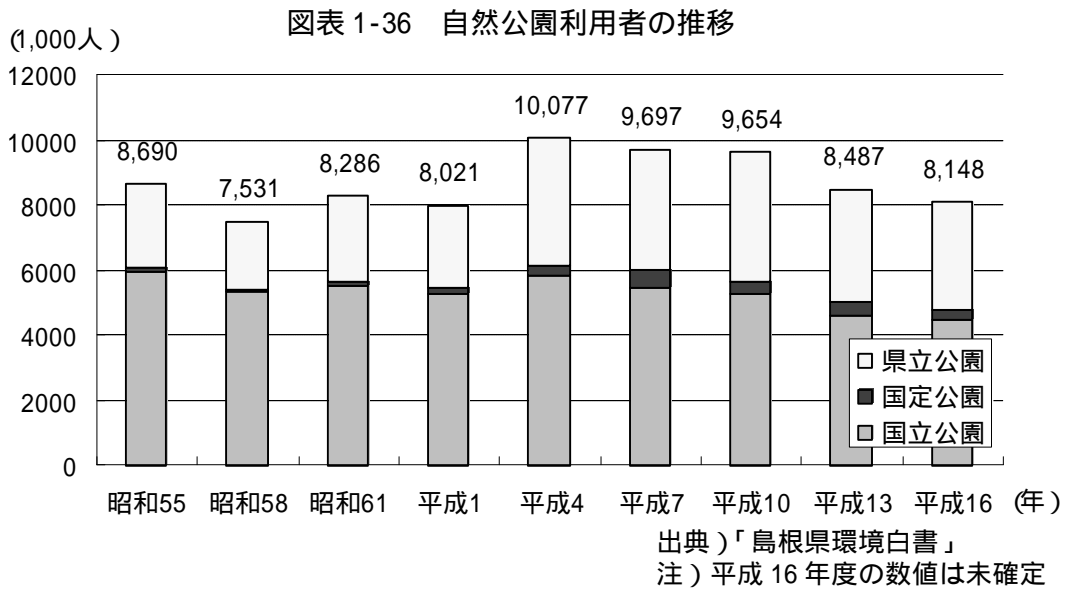
こうした自然公園の利用者は平成 4 年に 10,000 千人を突破した後、次第に減少傾向となり、平成 16 年度は 8,148 千人まで減少している。

昭和 48 年に制定された島根県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域には、赤名湿地性植物群落等 6 か所が指定されている。

図表 1-35 自然公園の指定状況

公園の種類	公園の名称	公園指定	面積 (ha)
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036
国定公園	比婆道後帝釈	S38.7.24	1,658
	西中国山地	S44.1.10	9,211
県立自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6
	清水月山	S39.4.17	360
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618
	立久恵峡	S39.4.17	367
	鬼の舌震	S39.4.17	330
	江川水系	S39.4.17	2,296.5
	蟠竜湖	S39.4.17	187.6
	青野山	S39.4.17	970
	龍頭八重滝	S42.5.9	396
	千丈溪	S57.10.15	340.2
	断魚溪 観音滝	S59.5.18	509.3
合計			40,518.2

出典)「島根県環境白書」



図表 1-37 県自然環境保全地域指定状況

保全地域	所在地	保全すべき自然環境の特質性等	指定等の状況	面積 (ha)
赤名湿地性植物群落	飯南町	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	S52年度指定	30.18
六日市コウヤマキ自生林	吉賀町	コウヤマキ自生林	S52年度指定	48.17
オキシャクナゲ自生地	隠岐の島町	オキシャクナゲを中心とした隠岐島特有の動植物等	S54年度指定	76.76
西谷川オオサンショウオ繁殖地	安来市	オオサンショウオ生息環境	S57年度指定	5.00
女亀山	飯南町	野生動植物の生息・自生地・鳥類の繁殖地・中継渡来地	S62年度指定	2.73
三隅海岸	浜田市	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	S63年度指定	15.9
合計	6地域			178.74

出典)「島根県環境白書」

(3) 野生動植物

本県には、豊かな森林資源と宍道湖・中海を中心とした水資源を背景に、様々な野鳥が生息している。山野ではヤマガラ、シジュウカラなどのカラ類やキツツキ類などが見られる。また、宍道湖・中海では夏場にはオオヨシキリやアマサギ等、冬場にはカモやハクチョウ等の渡り鳥が見られる。中海は、コハクチョウの集団越冬地としては日本の南限となっている。

鳥獣保護区は平成17年11月現在で86カ所(国指定含む)である。なお、ラムサール条約への登録条件を満たすため、平成16年に中海、平成17年に宍道湖が鳥獣保護区特別保護区に指定された。

平成16年3月に発行された「改訂しまねレッドデータブック」では、50種類の動物、96種類の植物が絶滅危惧類に指定されている。

図表 1-38 水鳥生息調査状況

(羽)

種別	8年度	16年度	種別	8年度	16年度
マガモ	6,915	8,719	アカハジロ		-
カルガモ	1,845	3,824	トモエガモ	-	70
コガモ	678	1,693	アメリカヒドリ		-
オカヨシガモ	187	199	オシドリ	20	633
ヒドリガモ	1,266	1,160	ウミアイサ	23	22
オナガガモ	4,544	909	ミコアイサ	75	21
ハシビロガモ	156	506	カワアイサ	3	152
ホシハジロ	24,585	7,203	マガン	1,110	3,566
キンクロハジロ	35,759	41,057	サカツラガン、ヒシクイ	65	89
スズガモ	20,473	14,040	コハクチョウ	726	1,576
ホオジロガモ	334	252	オオハクチョウ	16	37
ヨシガモ	7	51	その他	1,200	220
アカツクシガモ	1	-	計	99,988	86,001
ツクシガモ		2			

出典) 島根県資料

注) は平成8年度には調査されていない
「サカツラガン、ヒシクイ」は
平成8年度調査時は「ヒシクイ」
「-」は未確認

図表 1-39 鳥獣保護区等の設定状況

(面積: ha)

種別	設定区分	平成17年		備考
		箇所	面積	
鳥獣保護区	国指定	2	16,575	中海、宍道湖
	県指定	84	31,891	
鳥獣保護区特別保護地区	国指定	2	15,695	中海、宍道湖
	県指定	12	615	
休猟区	県指定	2	2,670	
銃猟禁止区域		75	22,746	
狩猟鳥捕獲禁止区域		17	42,019	
鉛散弾規制地域		1	50	

出典) 島根県資料
(平成17年11月現在)

図表 1-40 改訂しまねレッドデータブック掲載種

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧		小計	準絶滅 危惧	情報 不足	合計	
		絶滅危惧 類	絶滅危惧 類					
動物	哺乳類	4	1	2	3	9	4	20
	鳥類	1	9	17	26	26	22	75
	両性類			3	3	6		9
	爬中類				0	4		4
	汽水・淡水魚類	1	3	9	12	6	3	22
	昆虫類		32	33	65	102	119	286
	クモ類		1		1	2	9	12
	甲殻類			1	1		6	7
	陸・淡水産貝類		4	8	12	18	4	34
	サンゴ類				0	3		3
	淡水海綿類				0	2	1	3
	動物小計	6	50	73	123	178	168	475
	植物	維管束植物	3	82	125	207	111	18
蘚苔類			4	1	5	3		8
藻類				1	1			1
地衣類			5	1	6			6
菌類			5	2	7			7
植物小計		3	96	130	226	114	18	361
合計	9	146	203	349	292	186	836	

出典)「改訂しまねレッドデータブック」

評価の区分

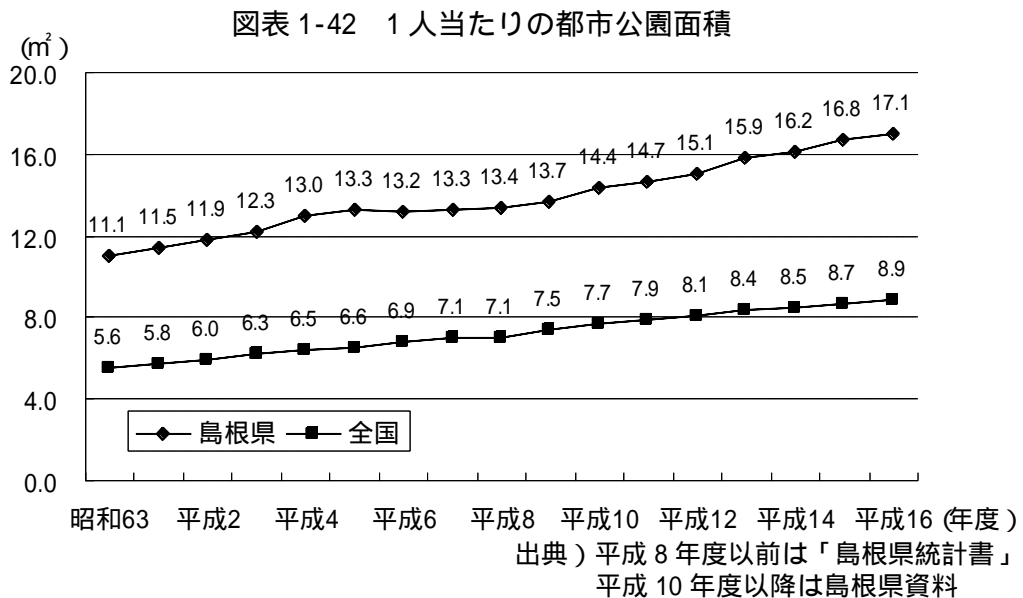
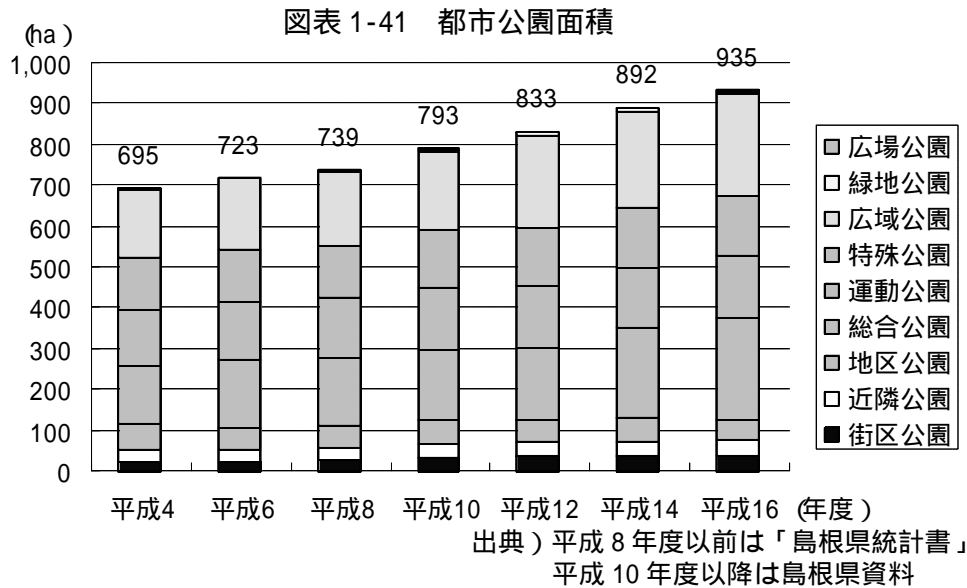
絶滅	本県では既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧 類	絶滅の危機に瀕している種 (現在の状況をもたらした圧迫的要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの)
絶滅危惧 類	絶滅の危機が増大している種 (現在の状況をもたらした圧迫的要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 類」のランクに移行することが確実と考えられる種)
準絶滅危惧	存続基盤が脆弱な種 (現時点での絶滅危険度は小さいが、生息生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの)
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

4. 快適な環境

(1) 都市公園

平成16年度の都市公園面積は約935haとなり、平成6年度からの10年間で約210ha増加している。

1人当たりの都市公園面積は、平成16年度で17.1m²であり、全国平均8.9m²の約2倍である。



(2) 歴史・文化

県内には、国指定文化財が204件、県指定文化財が355件存在し、うち国宝は4件である。古代出雲や江戸時代の面影を残す建造物、豊かな自然資源によって創り出された名勝・天然記念物、先人たちの知恵を継承してきた伝統文化等、多種多様な文化財を有している。

図表 1-43 島根県内の指定文化財

平成 17 年 12 月現在

区分	種別	件数
国指定	国宝	4
	重要文化財	89
	史跡・名勝・天然記念物	90
	重要民俗文化財	17
	重要無形文化財	2
	伝統的建物群・その他	2
県指定	有形文化財	201
	史跡・名勝・天然記念物	99
	有形民俗文化財	18
	無形民俗文化財	32
	無形文化財	5
合計		559

出典) 島根県資料

(3) 余暇活動

平成 16 年の観光客入り込み延べ数は 25,185 千人であり、平成 9 年と比較すると約 4,400 千人増加している。

行動目的別では、温泉客が最も多く、4,865,141 人である。また、平成 16 年は暖冬による積雪量の減少等が原因で、スキー客が大きく減少している。

図表 1-44 観光客入り込み状況

行動目的	温泉	神社仏閣	博物館・美術館	海水浴	釣り	スキー	ゴルフ	キャンプ	入り込み延べ数(千人)
平成 9 年 入り込み数(人)	2,384,483	-	-	816,956	487,510	842,323	291,710	135,690	20,801
平成 16 年 入り込み数(人)	4,865,141	4,599,523	2,933,629	621,815	534,690	292,255	204,009	118,473	25,185

出典) 「島根県観光動態調査結果表」

注) 平成 9 年の「神社仏閣」「博物館・美術館」は行動目的別入り込み数としては調査されていない

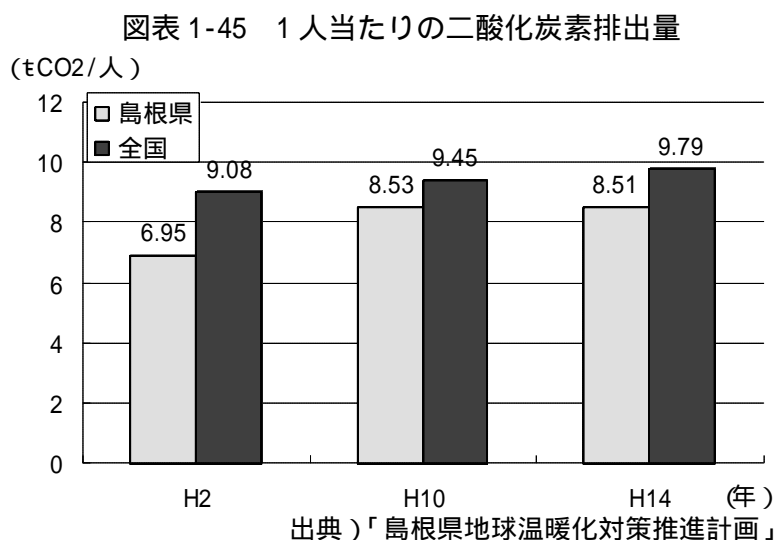
5. 地球環境

(1) 二酸化炭素の排出状況

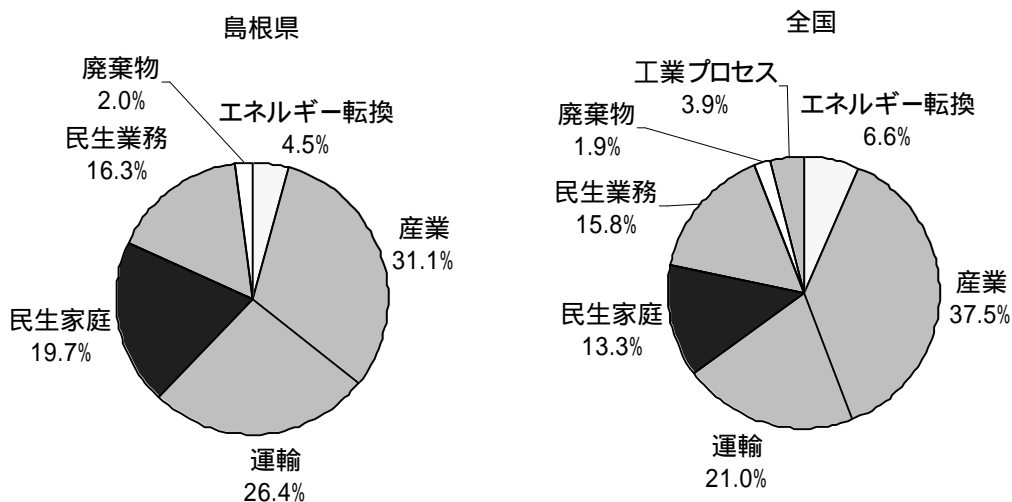
地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量は、京都議定書の目標達成基準年である平成2年度の約5,426千t-CO₂から、平成14年には6,117千t-CO₂へと約13%倍増加している。県民1人当たりのCO₂排出量は、全国平均と比べると低い値で推移しているが、増加傾向にある。

部門別では、民生部門が36%、運輸部門が26%、産業部門が31%である。全国平均と比較すると、民生部門の割合が高く、産業・運輸部門の割合が低い。

産業部門は全排出量に占める鉄鋼業と窯業・土石製品製造業の割合が高く、合計で約50%を占めている。運輸部門は排出量の約90%を自動車が占めている。また、民生部門を家庭と業務に分類すると、家庭の占める割合がやや高い。



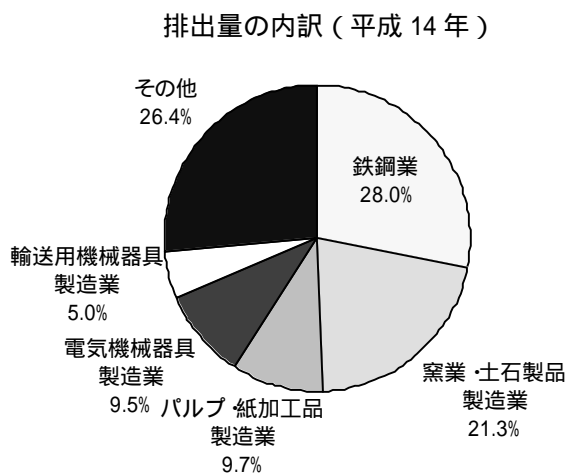
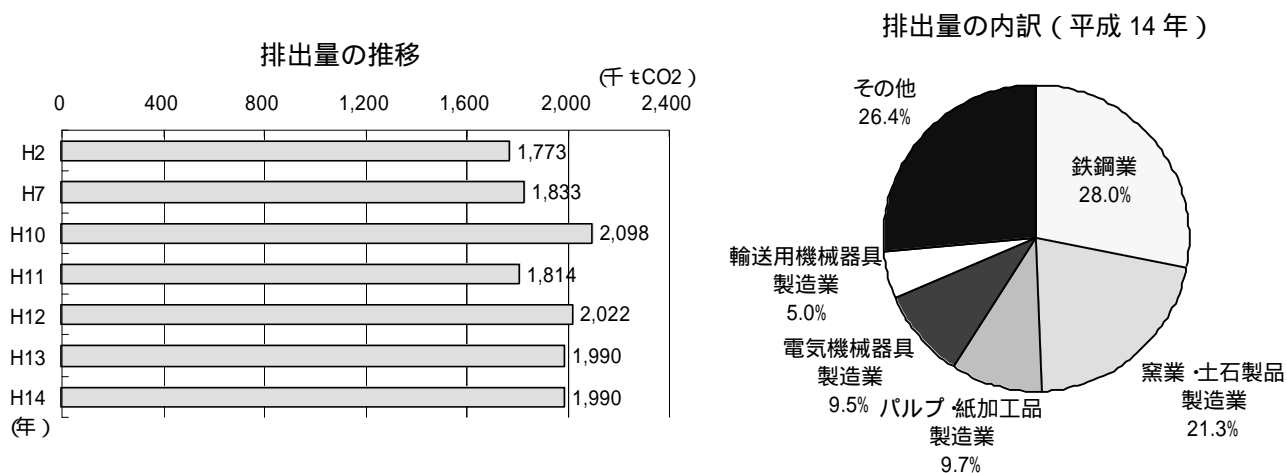
図表 1-46 部門別二酸化炭素排出量（平成 14 年）



エネルギー転換部門	電気事業者、ガス事業者
産業部門	製造業等
運輸部門	自動車 (自家用車を含む)、鉄道、航空の各交通機関
民生家庭部門	家庭
民生業務部門	事務所ビル、スーパー等店舗、ホテル、旅館、病院等
廃棄物部門	廃棄物の埋立及び焼却等

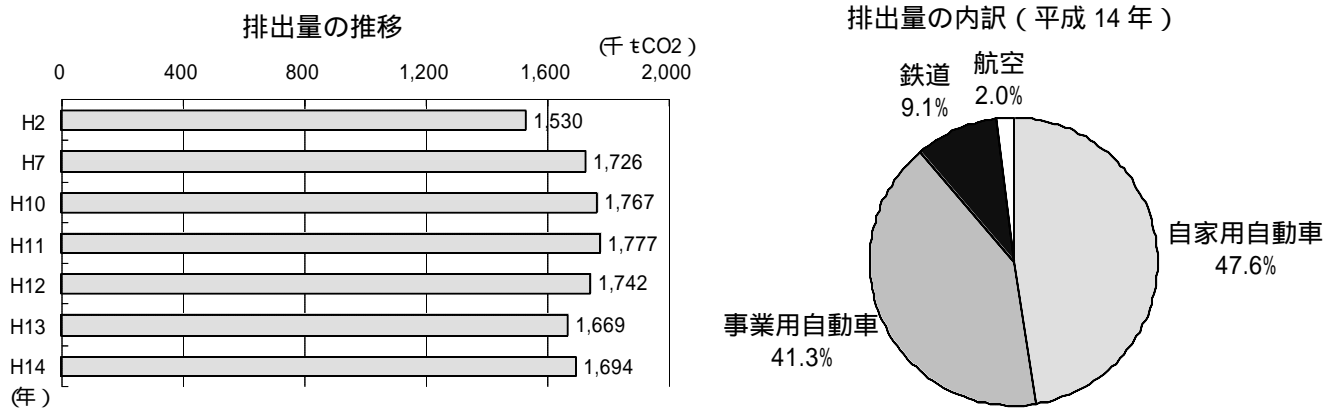
出典)「島根県地球温暖化対策推進計画」

図表 1-47 産業部門の二酸化炭素排出量

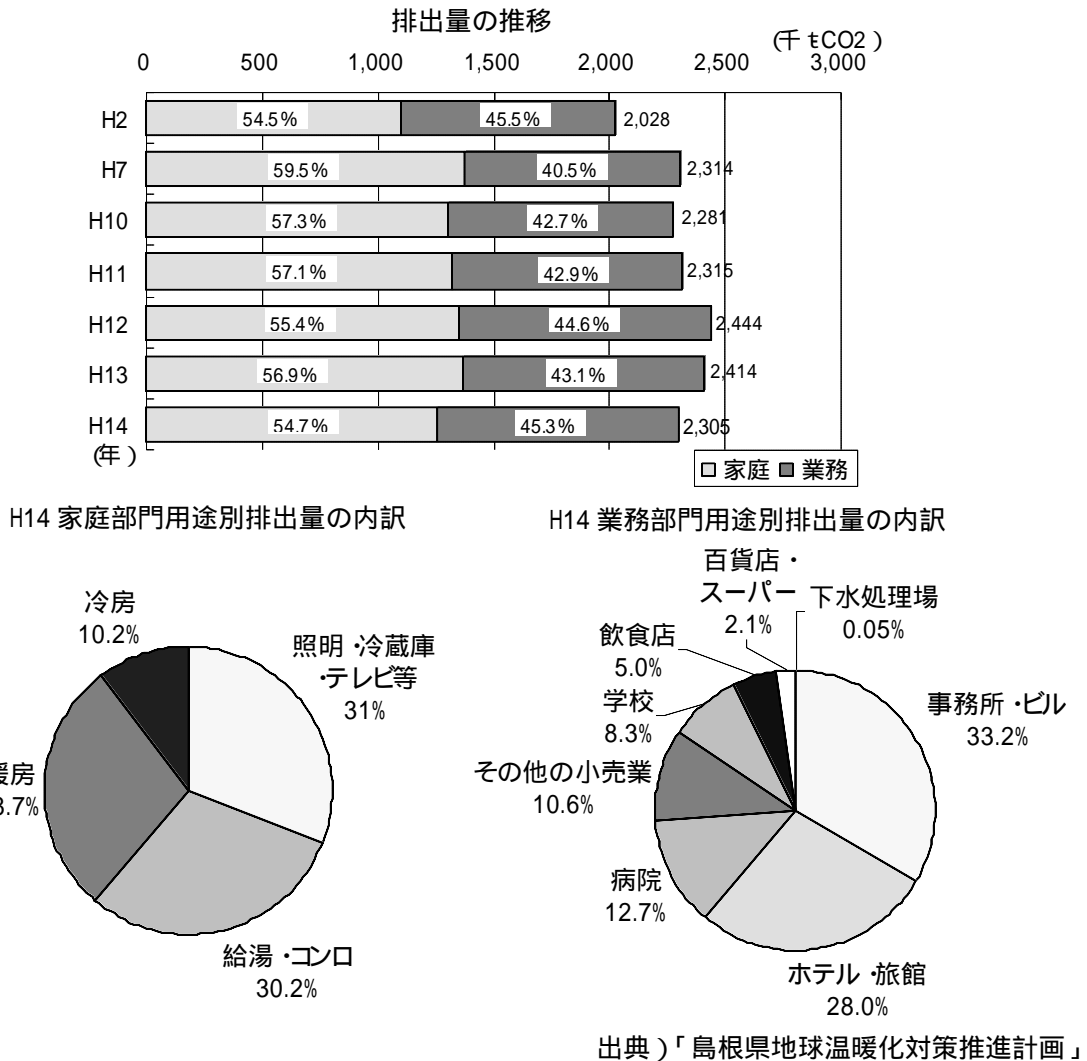


出典)「島根県地球温暖化対策推進計画」

図表 1-48 運輸部門の二酸化炭素排出量



図表 1-49 民生部門の二酸化炭素排出量

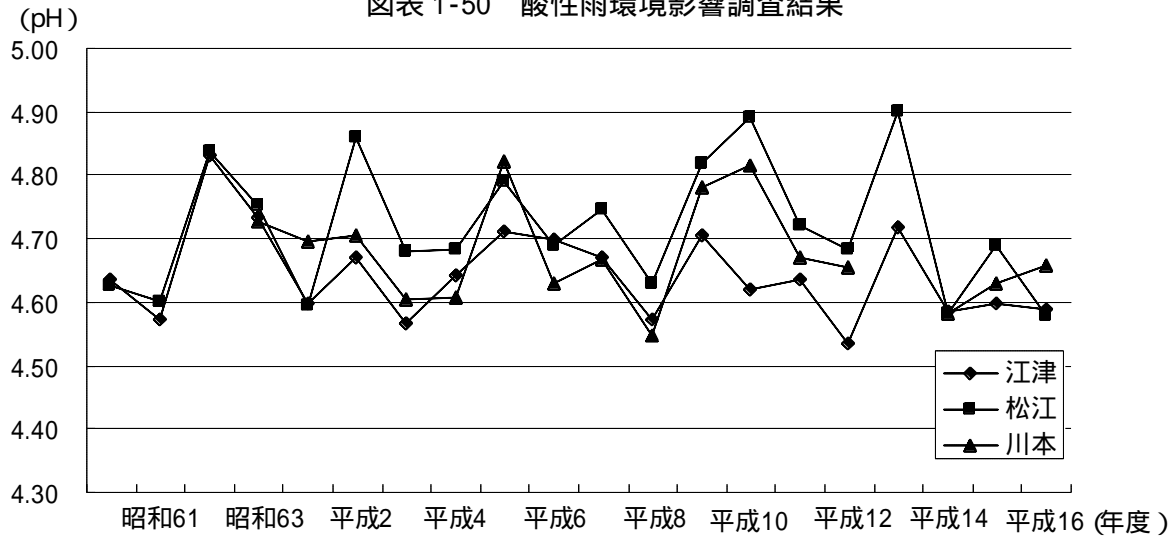


(2) 酸性雨

酸性雨については、その実態把握と酸性化機構解明のために、県内3地点で調査を行っている。近年は、およそpH4.60から4.90の間で推移しており、全国の年平均値と同レベルである。

平成16年度は、松江のpH4.58が最もpH値が低く、酸性度が高い。次いで江津は4.59、川本は4.66である。

図表 1-50 酸性雨環境影響調査結果



出典)「酸性雨環境影響調査結果」
 注)平成13年度川本は採取装置故障による欠測

環境をめぐる主な動き（旧計画策定後）

年月	国	県
1999年（平成11年）2月		島根県環境基本計画「策定
7月	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）公布	
10月		島根県環境影響評価条例「制定
2000年（平成12年）2月		宍道湖及び中海に係る第3期湖沼水質保全計画「策定
3月		島根県地球温暖化対策推進計画「策定
4月	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）完全施行	
5月	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）公布	
6月	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）公布 「循環型社会形成推進基本法」公布 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）公布	
12月	環境基本計画「改定（第二次計画）」	
2001年（平成13年）3月		（財）島根ふれあい環境財団21「設立
6月	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法）公布	
2002年（平成14年）3月	地球温暖化対策推進大綱「改定	しまね循環型社会推進計画「策定
5月	「土壌汚染対策法」公布	
6月	地球温暖化対策推進法「改正	
7月	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）公布	
12月	「自然再生推進法」公布	島根県地球温暖化防止活動推進員制度「創設
2003年（平成15年）3月	「循環型社会形成推進基本計画」策定	
7月	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（環境保全活動 環境教育推進法）公布	
2004年（平成16年）3月		しまねレッドデータブック「改訂
5月		島根県総合計画（基本構想編）「策定
6月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（特定外来生物法）公布 「景観法」公布	
8月		しまねグリーン製品認定制度「創設
10月		島根県中期財政改革基本方針「策定
2005年（平成17年）2月	京都議定書「発効	
3月		島根県総合計画（実施計画編）「策定 島根県地球温暖化対策推進計画「改定 宍道湖及び中海に係る第4期湖沼水質保全計画「策定 「神西湖水環境保全指針」（県・出雲市）策定 島根県県民いきいき活動促進条例「制定
4月		「水と緑の森づくり税」及び「産廃廃棄物減量税」導入
11月		宍道湖・中海ラムサール条約登録
2006年（平成18年）2月	「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布	
3月		しまね循環型社会推進計画「改定

重点プロジェクトの進捗状況

〔目標年度が平成16年度以前のもの〕

プロジェクト名	目標	計画策定時		最新		達成状況	
		数値	データ年次	数値	データ年次	状況	要因
ブキキ 口環よ トジ境ら エ保か ク全な	1 平成15年度までに主な流域における流域水環境指針を策定します						平成13年度：浜田川 平成14年度：益田川 平成15年度：北浦・古浦水域で策定した。
ごみゼロ 社会に 向けた 推進 プロジェクト 鳥根	2 平成12年度における一人1日当たりのごみ排出量を820gにします	874 g	H8	961 g	H14	×	・大量消費、大量廃棄のライフスタイルの見直しが進まなかった。 ・野外焼却や自家焼却が原則禁止となった。
	3 平成12年度におけるごみの資源化率を12%にします	10 %	H8	17.7 %	H14		・市町村及び一部事務組合におけるリサイクルプラザ等の施設整備が進んだことにより、分別収集が促進された。
	4 平成15年度までにISO14001規格の認証所得事業所が新たに20か所程度となるよう支援します	3 事業所	H9	80 事業所	H16		・セミナーを開催し、取得支援を行った。 ・県が率先して取得したことにより事業者等の意識が高揚した。
	5 平成13年度までに三瓶山自然体験ゾーンの拡充整備をします						・計画どおり整備した。
自然と共生する鳥根ふれあい 四季空間創造プロジェクト	6 平成15年度までにみんなでつくる身近な自然観察路50か所について再編成します	0 箇所	H10	51 箇所	H16		・計画どおり再編成した。
	7 平成12年度までに鳥根県自然解説員を74名とします	39 人	H9	62 人	H16		・自然保護活動を実践したり、保護意識の普及に携わる人が増えてきた。なお、平成12年当時には74名の解説員がいた。
	8 平成13年度までに宍道湖西岸に「水と魚の自然館(仮称)」を整備します						・宍道湖自然館「ゴビウス」を整備した。
	9 平成13年度までに鳥獣保護区を93か所(43,005ha)とします	79 箇所	H10.11	84 箇所	H17.11	×	・野生鳥獣による農林作物被害等のため、地域住民や利害関係者等の合意形成が得られなかった。
	10 平成13年度までに特別保護区を16か所(860ha)とします	13 箇所	H10.11	12 箇所	H17.11	×	
	11 平成15年度までにみんなで守る郷土の自然選定地域を50か所選定します	31 箇所	H9	51 箇所	H16		・計画どおり選定した。
地恵 用・み ブ漁豊 口場か ジのな エ保森 ク全林 トと・ 活農	12 平成12年度までに県内6地区で有機質資源地域リサイクルシステムを整備します			9 地区	H16		・計画どおり整備した。
	13 平成12年度までに棚田地域保全対策を15地区程度で実施します	0 地区	H9	19 地区	H16		・計画どおり実施した。

プロジェクト名	目標	計画策定時		最新		達成状況	
		数値	データ年次	数値	データ年次	状況	要因
島根発地球環境保全プロジェクト	14 二酸化炭素排出量を、平成15年度において平成10年度レベルの10%削減をめざします	0 %	H10	2 %	H14	×	・ 県民、事業者、市町村等を含めた推進体制や進行管理体制が不十分であった。
	15 平成14年度までに常時主要交通渋滞ポイント23か所のうち、4か所を解消します	0 箇所	H10	4 箇所	H16		・ 道路管理者との連携による道路整備と信号機の改良等により、交通渋滞の解消と緩和を図った。
	16 平成14年度までに常時主要交通渋滞ポイント23か所のうち、19か所の緩和を図ります	0 箇所	H10	19 箇所	H16		
	17 平成14年度までに観光時主要渋滞ポイント3か所で緩和を図ります	0 箇所	H10	3 箇所	H16		
	18 平成15年度までに地球温暖化防止活動推進員を県内7地域に配置します	0 地域	H10	7 地域	H16		・ 温暖化対策の必要性に対する意識が高まり計画どおり配置した。
	19 平成15年度までにフロン回収協力店（事業所）を1,000か所にします	0 事業所	H9	382 事業所	H16		（平成14年施行の法律により回収事業者は、知事の登録制となった）
環境にやさしい人・地域づくり	20 平成11年度から12年度において環境教育・環境学習基本指針を策定します						・ 計画どおり策定した。
	21 平成14年度までに環境教育モデル校を12校指定・支援します	0 校	H10	49 校	H16		平成14年度： 9校 平成15年度： 21校 平成16年度： 19校 で実施した。
	22 平成11年度に地域協議会を設立します						・ 計画どおり7圏域に設立した。
	23 平成15年度までに環境情報システムを整備します						・ 効率的効果的な情報提供ができるようホームページの充実等を図っている。
新たな環境保全システム	24 平成11年度を目途として、環境影響評価制度の条例化を図ります						・ 計画どおり制定した。
	25 平成15年度までに県内環境資源の評価結果を公表するよう努めます						・ 国の評価手法に連動する計画であったが、国が中止したため、県単独での評価手法確立は難しく中止とした。
	26 平成11年度に環境配慮指針及び率先行動計画を策定し、環境保全に関する取組の率先行を強化します						平成11年度：率先行計画の策定 平成13年度：グリーン調達推進方針 平成14年度：公共事業環境配慮指針 イベント環境配慮指針 を策定した。

「数値」欄は「データ年次」欄の年度末時点のものである。
ただし、月を表示している場合は、その月時点である。

【目標年度が平成17年度以降のもの】

プロジェクト名	目標	旧計画策定時		最新		達成見込み	
		数値	データ年次	数値	データ年次	見込み	要因
保きよらかな水環境	1 平成22年度には、宍道湖・中海のCODについて生活系負荷を対8年度比で3割程度削減します	0 %	H8	38.9 %	H15		・下水道整備等生活排水対策を計画的に実施している。
	2 平成22年度における下水道（農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を含む）普及率を60%とします	30 %	H9	58.8 %	H16		・市町村の積極的な取組により、汚水処理施設整備の推進が図られている。
	3 河川における工事では、多自然型川づくりを基本として推進します						・継続して取り組んでいる。
ごみゼロ社会に向けたリサイクル島根	4 平成22年度までにエコショップ認定店を300か所程度にします	43 店舗	H9	264 店舗	H16		・ごみ減量化等に取り組む店舗が増加している。
	5 平成22年度までにリサイクルセンター・リサイクルプラザを10か所程度にします	3 箇所	H9	15 箇所	H16		・市町村において分別収集への取組が進んできている。
	6 平成22年度における容器包装廃棄物の分別収集量を25,000トンにします	4,000 トン	H9	17,294 トン	H16		・市町村及び一部事務組合における施設整備が図られており、分別収集が進んでいる。
	7 平成22年度における産業廃棄物の排出量を200万トン程度に抑制します	147.3 万トン	H7	162.2 万トン	H11		・事業者の排出抑制に対する取組が進んできている。
	8 平成22年度までに公共関係による産業廃棄物最終処分場の整備を3か所程度目指します	0 箇所	H9	1 箇所	H16		・平成14年に1施設が稼働し、他の2カ所についても地元調整中である。
自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト	9 平成22年度までに自然観察モデルコースを20か所選定します	11 箇所	H9	14 箇所	H16		・年1カ所ずつ選定していく計画である。
	10 平成20年度までにみんなでつくる自然観察の森を新たに10か所選定します	0 箇所	H10	0 箇所	H16		・計画的に選定していく。
	11 平成21年度までにすべての県立自然公園の公園計画を見直し再編整備します					×	・財政事情から整備事業は困難である。
	12 平成22年度における一人当たりの公園面積（都市計画区域内）を概ね20㎡とします	14.05 ㎡	H9	17 ㎡	H16		・県立公園についてはほぼ整備済みであり、市町村の公園整備事業に対し支援、指導していく。
	13 平成22年度までに道路緑化を110km整備します	60 km	H9	87 km	H14	×	・財政事情により計画縮小の方針である。
	14 平成22年度までに広幅員歩道を190km整備します	110 km	H9	189 km	H14		・目標を既に達成している。
	15 平成22年度までに自転車道を55km整備します	38 km	H9	42.5 km	H16	×	・財政事情による計画縮小の方針である。
	16 平成22年度までにしまねレッドデータブックの緊急保護種16種について適正な保護対策を確立するよう努めます						・計画どおり取り組んでいる。 なお、平成16年にしまねレッドデータブックは改訂した。
	17 平成22年度までにしまねレッドデータブックの要保護種20種について適正な保護対策を確立するよう努めます						
	18 平成22年度までに景観形成指定地を5か所目指します	1 箇所	H9	1 箇所	H16	×	・住民の景観形成に対する関心は着実に高まりつつあるが、さらなる意識の醸成が必要であり時間を要する。
	19 平成22年度までに景観形成住民協定の認定件数を100件にします	41 件数	H9	59 件数	H16	×	
	20 平成22年度までに20市町村での景観条例・景観形成基本計画策定を目指します	9 市町村	H9	11 市町村	H16		・景観法の制定もあり、さらなる市町村への支援、指導に努めている。
21 平成22年度までに築地松保全協定数を150件に増やします	76 件数	H9	154 件数	H16		・普及啓発や補助制度等により達成できている。	
22 平成22年度における沿道の電線類地中化延長を25kmとします	5.1 km	H9	23.8 km	H16		・計画どおり実施している。	

プロジェクト名	目標	旧計画策定時		最新		達成見込み	
		数値	データ年次	数値	データ年次	見込み	要因
恵み豊かな森林・農地・漁場の保全と活用プロジェクト	23 平成22年度における人工林の育成複層林と天然林の育成単層林及び育成複層林の面積2,900haを目指します	545 ha	H9	766 ha	H16	×	・財政事情により森林整備の重点課題を間伐の推進に変更したことによる。
	24 平成22年度における間伐実施率50%を目指します	30 %	H9	59 %	H16		計画どおり実施している。
	25 平成22年を目途に松くい虫被害の終息（伐倒駆除のみで対処可能な被害量（約1万m ³ ）を図ります	4 万m ³	H10	2.8 万m ³	H16	×	被害量が気象状況等の影響を受けることや県、市町村の財政事情により防除対策が進んでいない。
	26 平成22年度における地域環境保全型農業推進方針の策定市町村数を59とします	10 市町村	H9	24 市町村	H16		計画どおりである。
	27 平成22年における建築材利用等の木材の供給量を58万立方メートル以上とし、再生産可能な資源である木材の有効利用を推進します	38.6 万m ³	H8	28.2 万m ³	H16	×	・県産材に対する需要の低迷による。
	28 マリンエコトピア21計画を策定するなど、生態系全般に配慮した漁場環境、海洋環境の維持・修復及び創造を進めます						・堆積物除去や海底耕耘を実施している。
島根県地球環境保全プロジェクト	29 平成22年度までに県内の低公害車の普及台数23,000台を目指します	39 台	H10.5	1,079 台	H16		・現在の低公害車の対象である「低燃費車」も含むと平成16年度末では61,708台である。
	30 平成22年度までに温室効果ガス排出抑制計画作成数を70団体にします	0 団体	H10	13 団体	H16		・平成17年に設立した「島根県地球温暖化対策協議会」において平成18年度までに全市町村及び一部事務組合で策定することを公表している。
	31 平成22年度までに太陽光発電や風力発電などの地域新エネルギーを27万kWhを目指します	163,619 Kw	H9	185,194 Kw	H16		・県及び民間による風力発電施設等の具体的計画がある。
	32 中国寧夏回族自治区の砂漠地において、平成18年度までに42haの友好の森の造成を目指します	0 ha	H10	36 ha	H16		・計画どおり実施している。
環境にやさしい推進プロジェクト地域	33 平成22年度までに、環境アドバイザー登録人数を20名以上とします	0 人	H10	13 人	H16		・計画どおりである。
	34 平成22年度までに子どもエコクラブの会員数（累計）を10,000人以上とします	1,821 人	H9	7,610 人	H16		・県独自の支援制度の成果である。（小中学生1千人当たりの会員数は全国でも上位である。）
	35 平成22年に向けて80団体の緑の少年団の育成を目指します	64 団体	H10	80 団体	H16		・総合的な学習の時間の導入により、その時間を活用した普及啓発に取り組み、森林に対する意識が高まっている。
新たな環境保全システム推進プロジェクト	36 平成22年度までに市町村のごみ焼却施設を10か所程度に減らし、広域化を推進します	24 箇所	H9	13 箇所	H16		・計画どおり減少しているが、島根県ごみ処理広域化計画を平成12年度に改定し、12施設の整備計画に改めている。
	37 平成22年度までに市町村のごみ焼却施設から発生するダイオキシン類を現在の排出量から9割以上削減します	13 TEQ/年	H8	0.83 TEQ/年	H16		・関係法令の改正により排出基準が変更されている。

環境指標の推移

基本目標	施策の区分	項目	旧計画策定時の数値		最新の数値	
環境への負荷の少ない循環型社会の構築	大気環境の保全	環境基準の達成率 ・二酸化硫黄(SO ₂) ・一酸化炭素(CO) ・浮遊粒子状物質(SPM) ・二酸化窒素(NO ₂) ・光化学オキシダント(HO _x)	H9	100% 100% 100% 100% 昼間の1時間値が環境基準を超えた時間数 松江 873時間 江津 820時間 浜田 1266時間 益田 1146時間	H16	100% 100% 100% 100% 松江 534 出雲 497 江津 634 安来 531 浜田 434 大田 467 益田 455
		一般環境大気測定局数	H9	4局	H16	7局
		自動車排出ガス測定局数	H9	2局	H16	2局
		自動車保有台数	H8	480,925台	H16	542,466台
	水環境の保全	BOD及びCODに係る環境基準の達成率	H9	52.9% 内訳 河川 57.1% 湖沼 : 0.0% 海域 60.0%	H16	82.4% 内訳 河川 95.2% 湖沼 : 0.0% 海域 80.0%
		健康項目に関わる環境基準の達成率	H9	100%	H16	100%
		海水浴場の水質状況 AA(特に良好)及びA(良好)の箇所数	H10	34海水浴場中32カ所	H16	34海水浴場中20カ所
		公共下水道普及率	H9	18.8%	H16	33.1%
		合併処理浄化槽の設置基数	H9	7,930基	H16	22,602基
		農業集落排水処理地区数 処理人口	H9	92地区 38,100人	H16	148地区 93,800人
		漁業集落排水処理地区数 処理人口	H9	18地区 8,952人	H16	39地区 14,754人
	土壌環境の保全	地下水に係る環境基準の超過率	H9	13.5%	H16	28.5%
	騒音 振動 悪臭の対策	自動車騒音に係る環境基準の達成率	H8	13.2%	H16	52.3%
		道路交通振動に係る要請限度適合率	H8	100%	H16	100%
	化学物質の環境リスク対策	大気中におけるダイオキシン類濃度	H9	国の大気環境指標の10分の1以下	H16	環境基準の達成率100% (1)
	資源の循環利用及び廃棄物の減量	ごみ(一般廃棄物)の総排出量	H8	247,210トン	H15	273,697トン
		ごみの最終埋立量	H8	65,061トン	H15	49,507トン
		産業廃棄物(農業を除く)の資源化率	H7	24.8%	H15	57.0%
		産業廃棄物(農業を除く)の最終処分量	H7	48.2万トン	H15	27.6万トン

基本目標	施策の区分	項目	旧計画策定時の数値		最新の数値	
人と自然の共生の確保	自然とのふれあいの推進	自然公園利用者数	H9	9,794千人	H15	8,801人
		県自然環境保全地域指定箇所数	H9	6箇所	H16	6箇所
	生物の多様性の確保	植生自然度	H5		H10	
		植生自然度 9 10メッシュ(1km)数		70メッシュ		68メッシュ
		植生自然度 4~ 8メッシュ(1km)数		4,996メッシュ		4,988メッシュ
	森林 農地 漁場の保全と活用	耕地面積	H8	44,100ha	H16	39,765ha
		森林面積	H9	486,411ha	H16	493,936ha
森林蓄積量		H9	69,420,606m3	H16	88,080,218m3	
快適な生活空間の形成	県民「一人ひとりの緑づくり」運動苗木配付数	H9	33,673本 (累計)	H16	114,724本 (累計)	
	史跡 名勝 天然記念物の指定件数	H10.4	174件	H17.8	189件	
地球環境保全の積極的	地球温暖化の防止	使用電力量	H8	4,007百万kWh	H16	4,846百万kWh
		都市ガス供給量	H8	561,777GJ	H15	748,045GJ
		一世帯あたり家庭用灯油使用量	H8	702リットル	H14	659リットル
		一世帯あたり家庭用プロパンガス使用量	H8	114m3	H14	109.2m3
		県民一人あたり二酸化炭素排出量	H7	7.8トン	H14	8.1トン
	オゾン層の保護 酸性雨対策の推進	降水のpH(県内4地点)	H8	4.55~4.68	H16	4.58~4.66 (3地点)
	国際的取組の推進	県における環境技術研修生の受入数	H9	延べ7人	H16	延べ15人
参加の促進	各主体の環境保全活動の促進	環境保全基本条例制定市町村数	H9	5市町村	H16	8市町村 (2)
		地域環境計画策定市町村数	H9	2市町	H16	5市町 (2)
		率先実行計画等策定市町村数	H9	0市町村	H16	7市町 (2)
	参加と連携による地域環境づくりの促進	グラウンドワーク 3)活動推進組織数	H9	1	H16	環境保全を活動内容とするNPO法人数 41
共通的・基盤的な施策の推進	環境に配慮した施策手法の推進	土地利用の状況	H8		H15.10	
		農用地 森林 原野 道路 宅地 その他(河川、水路、鉄道、公園等)		6.8% 78.0% 2.4% 2.2% 10.6%		6.0% 78.9% 2.6% 2.3% 10.2%
共通的・基盤的な施策の推進	公害防止と環境防災体制の整備	公害苦情件数	H9	278件	H16	490件
		内訳 大気汚染 66 水質汚濁 46 騒音 23 振動 :1 悪臭 45 土壌汚染 :0 地盤沈下 :0 その他 97		内訳 大気汚染 :154 水質汚濁 :59 騒音 :23 振動 :1 悪臭 :42 廃棄物投棄 :116 その他 :95		

(1)...平成11年のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、環境基準が設定されたことにより指標を変更している。

(2)...市町村数は、合併前の59を全市町村数とした場合の数である。

(3)...住民、企業、行政等が一体となって身近な環境を見直し、改善していく地域の環境改善活動をいう。

アンケート調査結果

1. 調査目的

島根県環境基本計画の見直しに当たり、環境に関する県民、事業者、環境保全活動団体、市町村行政の意識を把握するとともに、県民に関しては平成9年度に実施した「環境に関する県民意識調査」との比較により意識の変化も把握し、今回の基本計画見直しに関する基礎資料とする。

2. 調査項目

(1) 県民意識調査

- a. 環境問題への意識
- b. 環境問題に対する考え方
- c. 地域の環境
- d. 環境に関する行動
- e. 環境保全活動への参加
- f. 環境情報の取得
- g. 環境行政

(2) 事業者意識調査

- a. 環境問題への関心
- b. 環境保全への取組体制
- c. 環境保全への取組
- d. 環境ビジネス
- e. 事業者の役割
- f. 「島根県環境基本計画」見直しへの要望

(3) 環境保全活動団体意識調査

- a. 環境保全活動への取組
- b. 行政、他団体との連携
- c. 「島根県環境基本計画」見直しへの要望

(4) 市町村行政意識調査

- a. 環境保全への取組
- b. 環境保全活動を实践する団体

3. 調査方法および回収結果

(1) 調査地域 島根県全域

- (2) 抽出方法
 - 県民 : 市郡-町村による無作為抽出
 - 事業者 : 市郡-町村-業種による無作為抽出
 - 環境保全活動団体 : 県内NPO法人登録団体
 - 市町村 : 島根県内全市町村

(3) 調査方法 郵送又はFAXによる配布・回収(自記式)

(4) 配布数と回収結果

	配布数	回収数	回収率
県民意識調査	1,000	373	37.3%
事業者意識調査	1,000	247	24.7%
環境保全活動団体意識調査	60	14	23.3%
市町村行政意識調査	21	21	100%

4. アンケート調査集計結果

【県民意識調査】

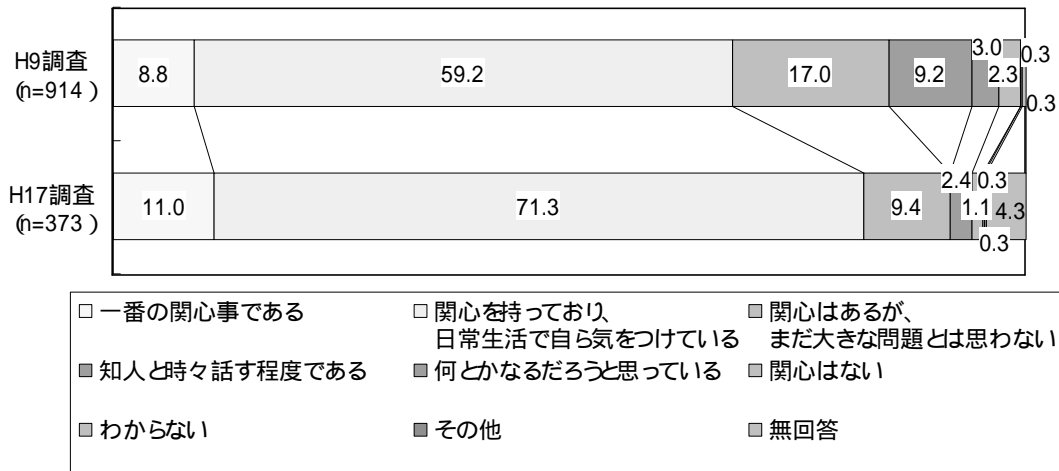
a. 環境問題への意識

環境問題への関心

「関心を持っており、日常生活で自ら気をつけている」(71%) が最も多く、次いで「一番の関心事である」(11%) である。

前回調査と比較すると、「一番の関心事である」「関心を持っており、日常生活で自ら気をつけている」が増え、「関心はあるが、まだ大きな問題とは思わない」「何とかなるだろうと思っている」「関心はない」が減少しており、環境問題に関する関心や問題意識が増している。

図表 5-1 環境問題への関心 (%)

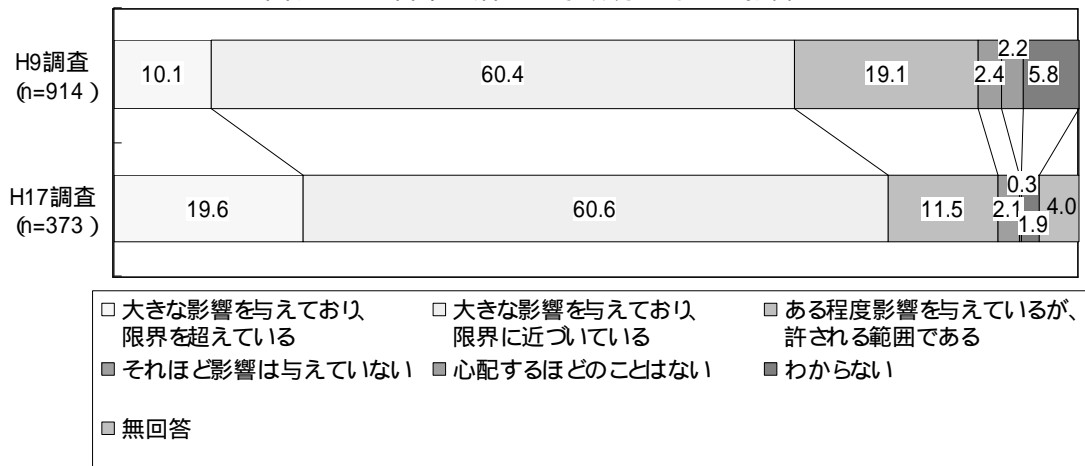


日常生活が地球環境に与える影響

「大きな影響を与えており、限界に近づいている」(60%) が最も多く、次いで「大きな影響を与えており、限界を超えている」(20%) であり、「大きな影響を与えている」と考えている割合は80%を占めている。「ある程度影響を与えているが許される範囲である」は12%である。

前回調査と比較すると、「大きな影響を与えており、限界に近づいている」は変わらないが、「ある程度影響を与えているが許される範囲である」が減少し「大きな影響を与えており、限界を超えている」が増加している。

図表 5-2 日常生活が地球環境に与える影響 (%)



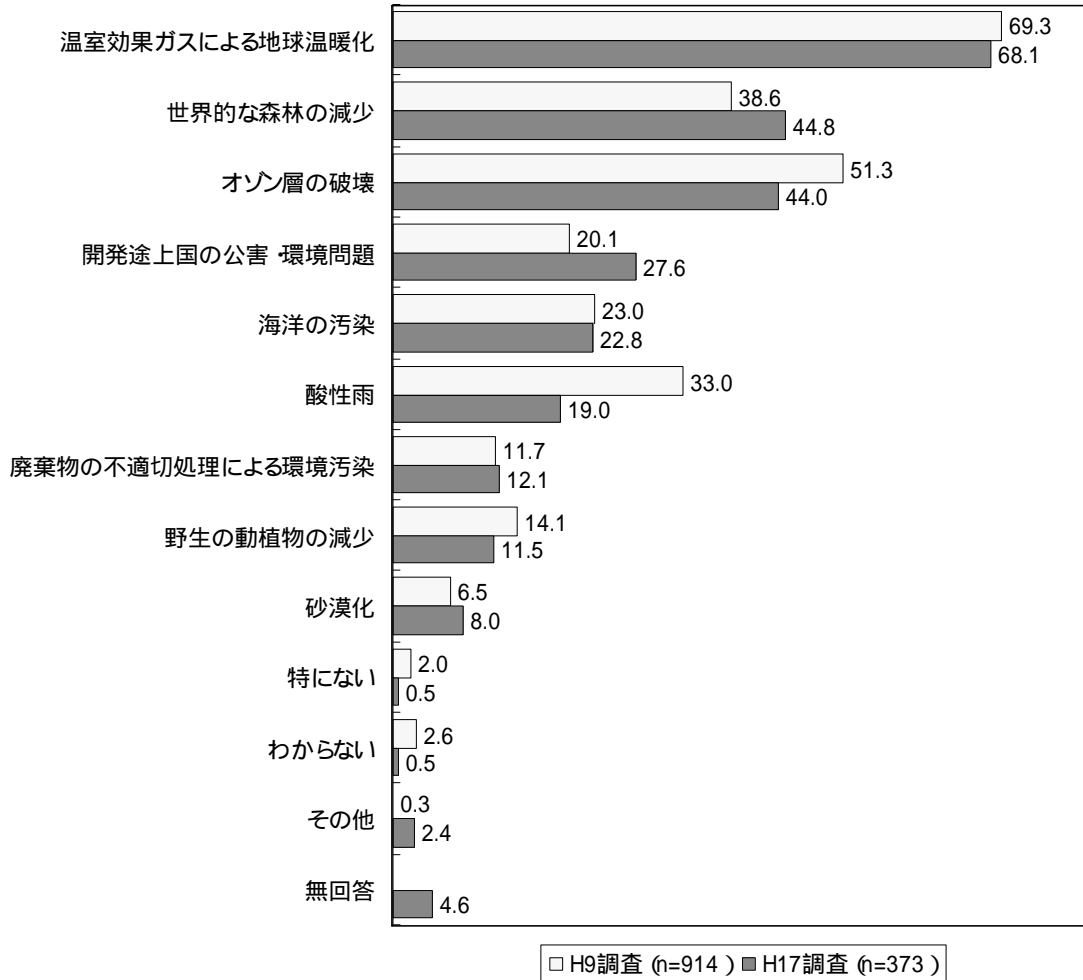
関心のある環境問題

地球規模の環境問題については、「温室効果ガスによる地球温暖化」(68%)が最も多く、次いで「世界的な森林の減少」(45%)、「オゾン層の破壊」(44%)である。

前回調査と比較すると、「酸性雨」の割合が減少しているが、大きな傾向の変化はない。

図表 5-3 関心のある世界規模の環境問題

(%)

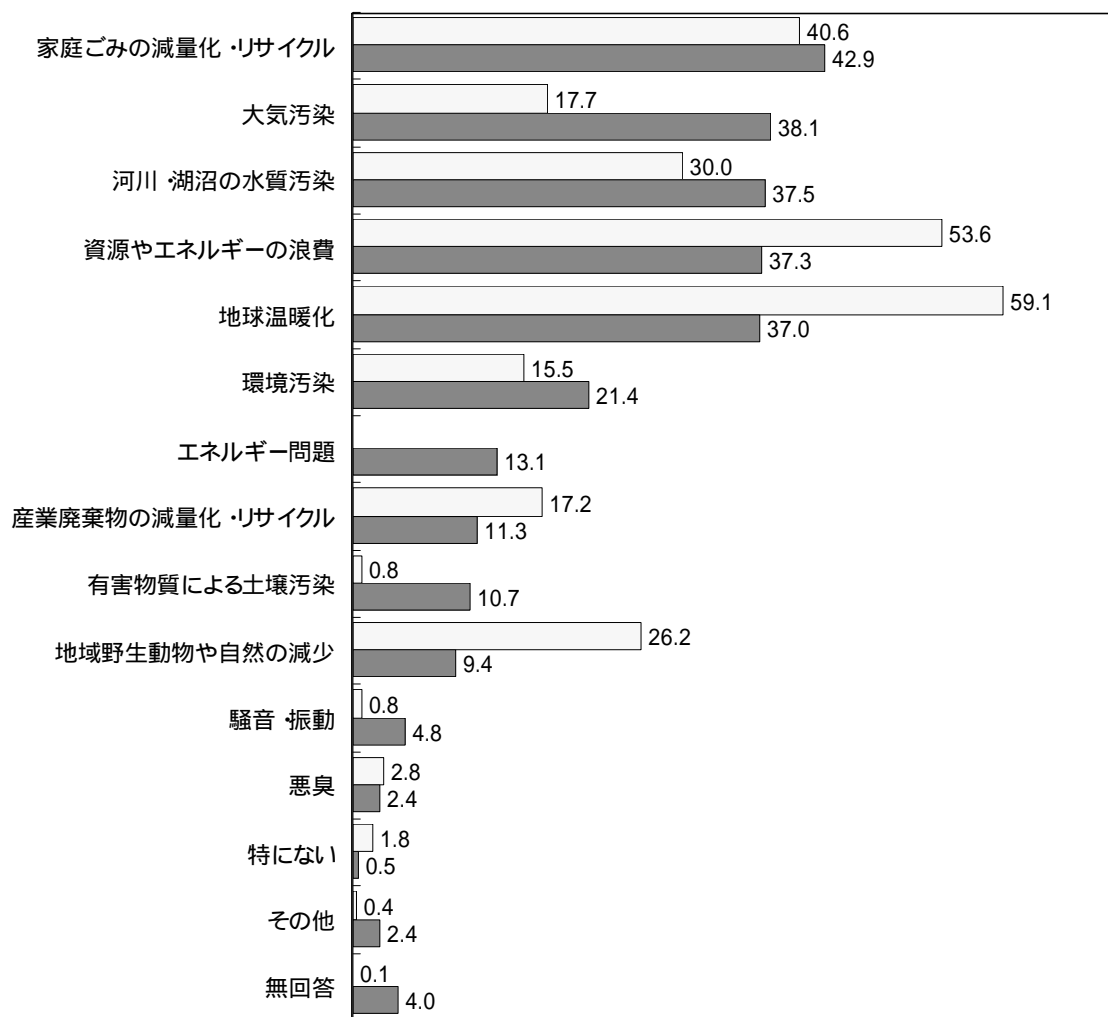


普段の生活で関心のある環境問題は、「家庭からでるごみの減量化・リサイクル問題」(43%)が最も多く、次いで「工場や自動車の排気ガスによる大気汚染」(38%)、「河川や湖沼の水質汚染」(38%)、「使い捨て商品など資源やエネルギーの浪費」(37%)、「二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化」(37%)である。

前回調査と比較すると、「使い捨て商品など資源やエネルギーの浪費」、「二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化」が減少し、「工場や自動車の排気ガスによる大気汚染」が増加している。

図表 5-4 関心のある日常生活での環境問題

(%)



□ H9調査 (n=914) ■ H17調査 (n=373)

図中にグラフ、数値表示のない項目はH9又はH17調査で選択項目がないもの

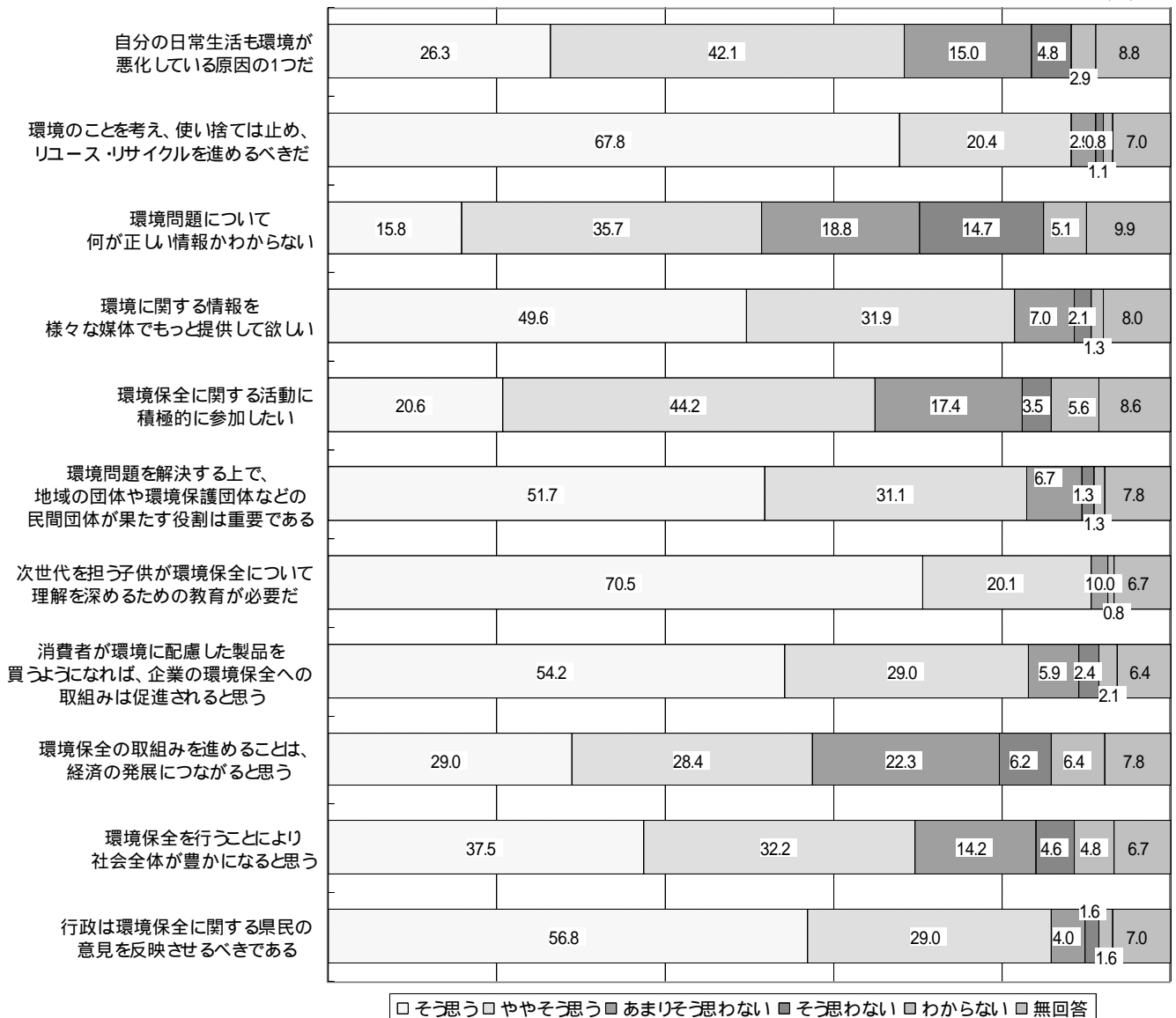
b. 環境問題に対する考え方

環境問題に対する各意見について「そう思う」「ややそう思う」を合わせた肯定的意見をみると、「次世代を担う子供が環境保全について理解を深めるための教育が必要だ」(91%)が最も多く、次いで「環境のことを考え、使い捨ては止めリユース・リサイクルを進めるべきだ」(88%)、「行政は環境保全に関する県民の意見を反映させるべき」(86%)、「消費者が環境に配慮した製品を買うようになれば、企業の環境保全への取組は促進されると思う」(83%)、「環境問題を解決する上で地域の団体や環境保護団体などの民間団体が果たす役割は重要である」(83%)が80%台である。一方、肯定的意見が少ないものは「環境問題について何が正しい情報かわからない」(52%)、「環境保全の取組を進めることは、経済の発展につながると思う」(57%)である。

図表 5-5 環境に対する考え

< n=373 >

(%)



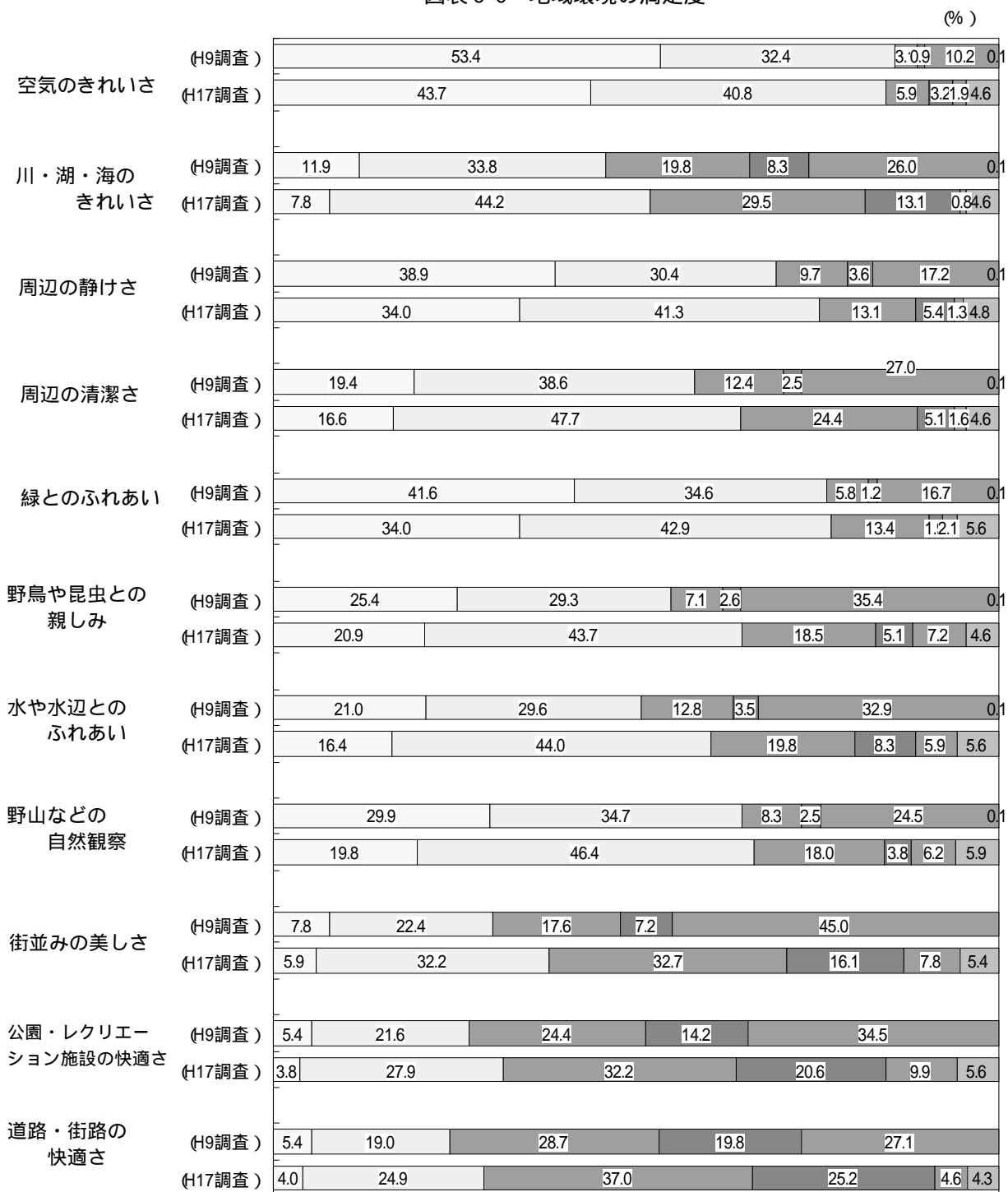
c. 地域の環境

地域環境の満足度

「満足」と「やや満足」を合わせた割合は、「空気のきれいさ」(85%)、「緑とのふれあい」(77%)、「周辺の静けさ」(75%)の順で多く、一方、「道路・街路の快適さ」(29%)、「公園・レクリエーション施設の快適さ」(32%)、「街並みの美しさ」(38%)と施設の快適さの満足度が低い。

前回調査と比較すると、満足度の高いもの低いものの傾向は同様であるが、前回調査に比べほとんどの項目で「満足」と「やや満足」を合わせた割合は増加している。

図表 5-6 地域環境の満足度



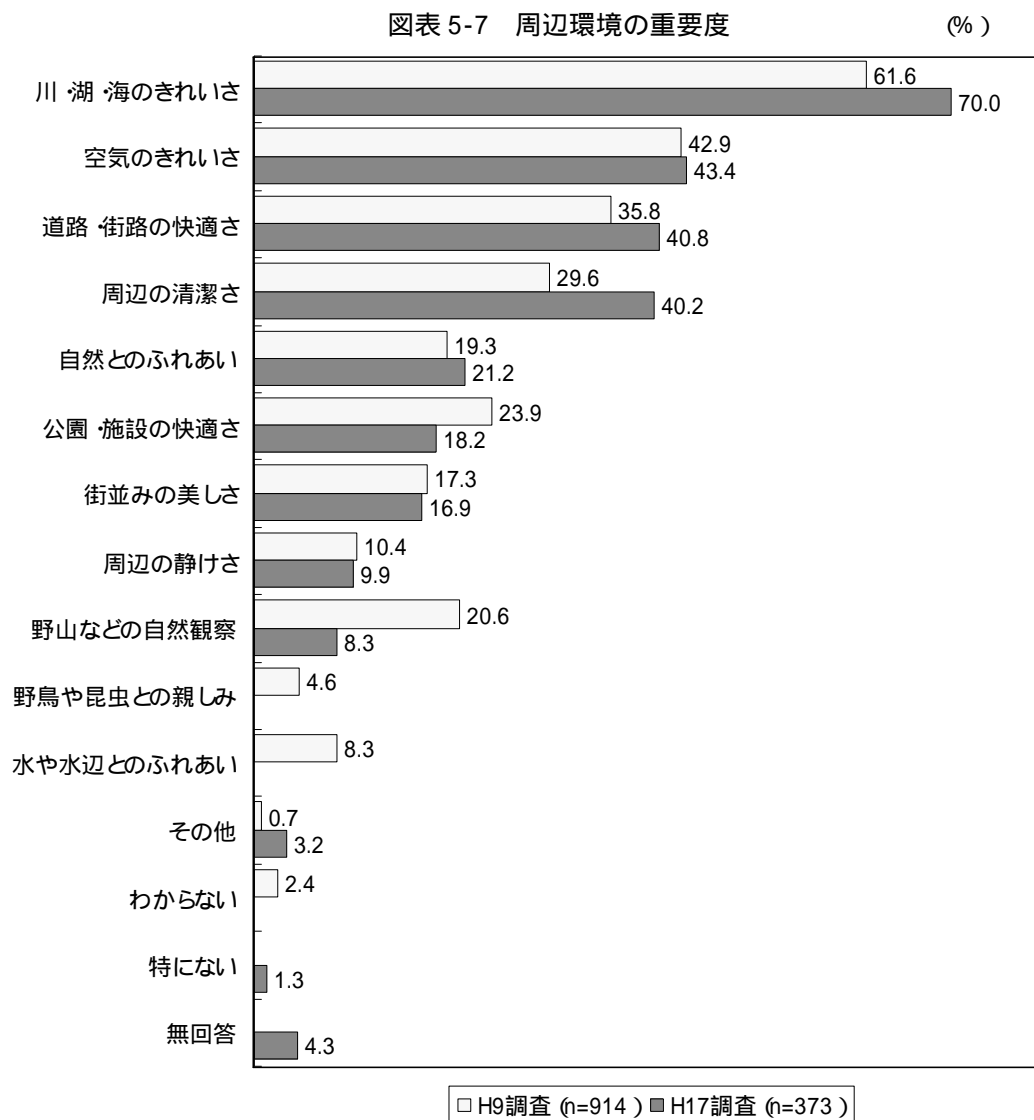
□ 満足 □ やや満足 ■ やや不満 ■ 不満 ■ どちらでもない □ 無回答

H9調査n=914
H17調査n=373

周辺環境の重要度

周辺環境をよりよくするために重要なものは、「川・湖・海のきれいさ」(70%)が最も多く、「空気のきれいさ」(43%)、「道路・街路の快適さ」(41%)、「周辺の清潔さ」(40%)の順である。一方、「野山などの自然観察」(8%)、「周辺の静けさ」(10%)が割合の低い項目である。

前回調査と比較すると、傾向は同様であるが、「周辺の清潔さ」(30→40%)が増加し、「野山などの自然観察」(21→8%)が減少している。

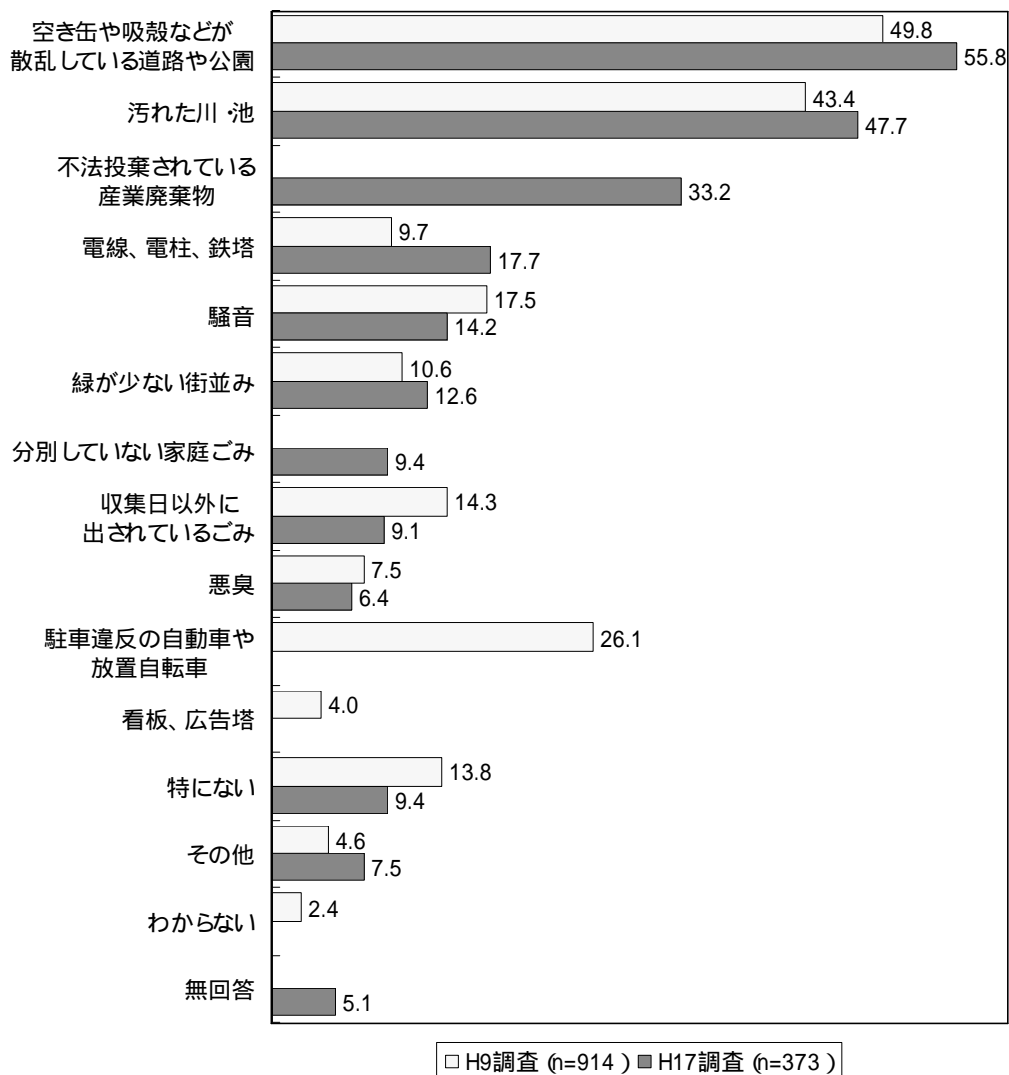


図中にグラフ、数値表示のない項目はH9又はH17調査で選択項目がないもの

周辺環境を悪くする要因

地域環境を悪くしている要因は、「空き缶や吸殻などが散乱している道路や公園」(56%)が最も多く、次いで「汚れた川や池」(48%)、「不法に投棄されている産業廃棄物」(33%)である。前回調査と比較すると、地域環境を悪くしている要因の傾向は同様である。

図表 5-8 環境を悪くする要因 (%)



図中にグラフ、数値表示のない項目はH9又はH17調査で選択項目がないもの

d.環境に関する行動について

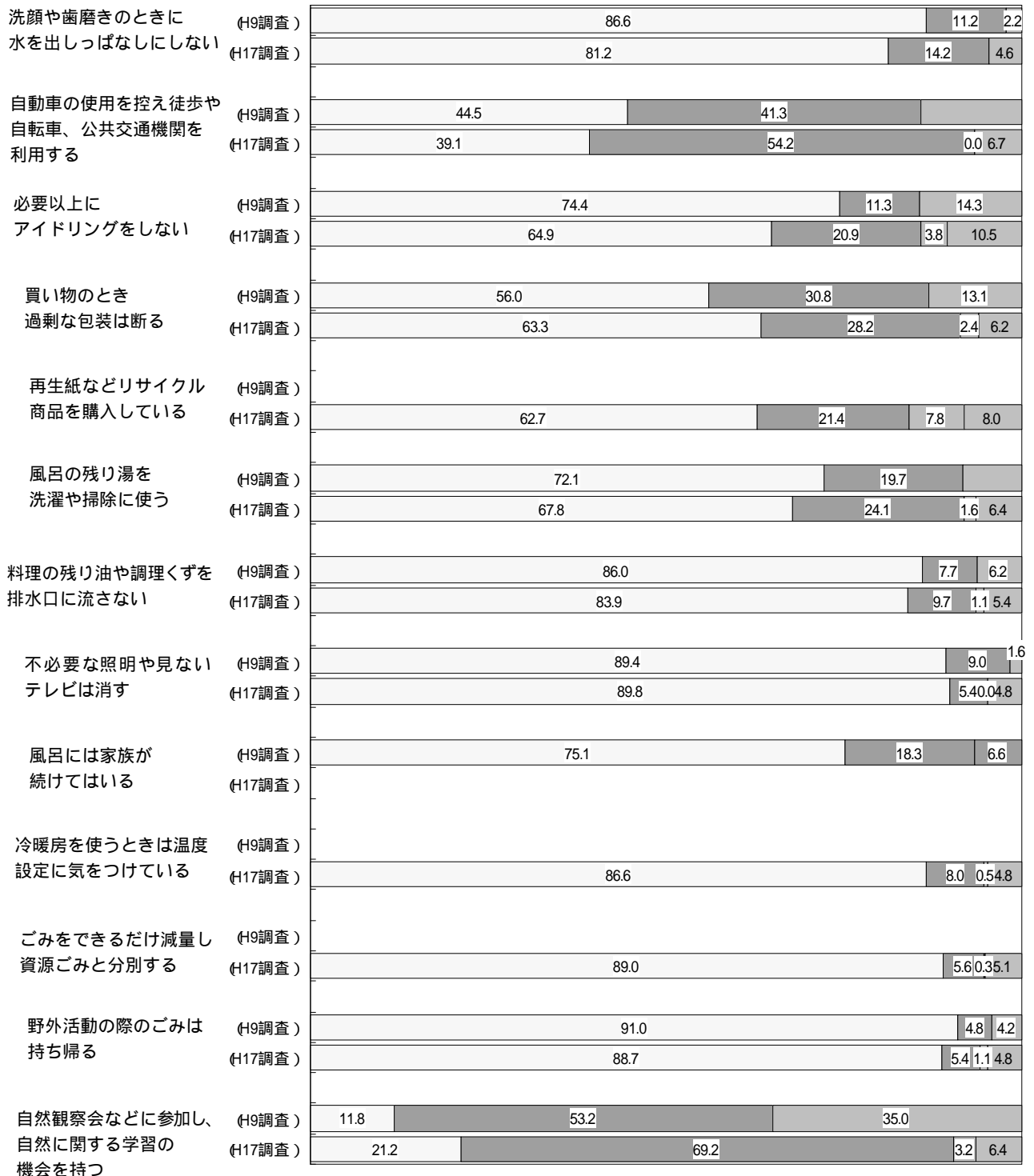
環境保全行動の実態

実行している割合は「使っていない部屋の照明や見ていないテレビは消す」(90%)が最も多く、その他に80%以上が5項目ある。実行している割合が低い項目は「自動車の使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を利用する」(39%)、「自然観察会などに参加し、自然に関する学習の機会を持つ」(21%)である。

前回調査と比較すると、各項目で割合の増減はあるものの同様の傾向である。

図表 5-9 環境に関する行動

(%)



□行っている ■行っていない ▨わからない □無回答

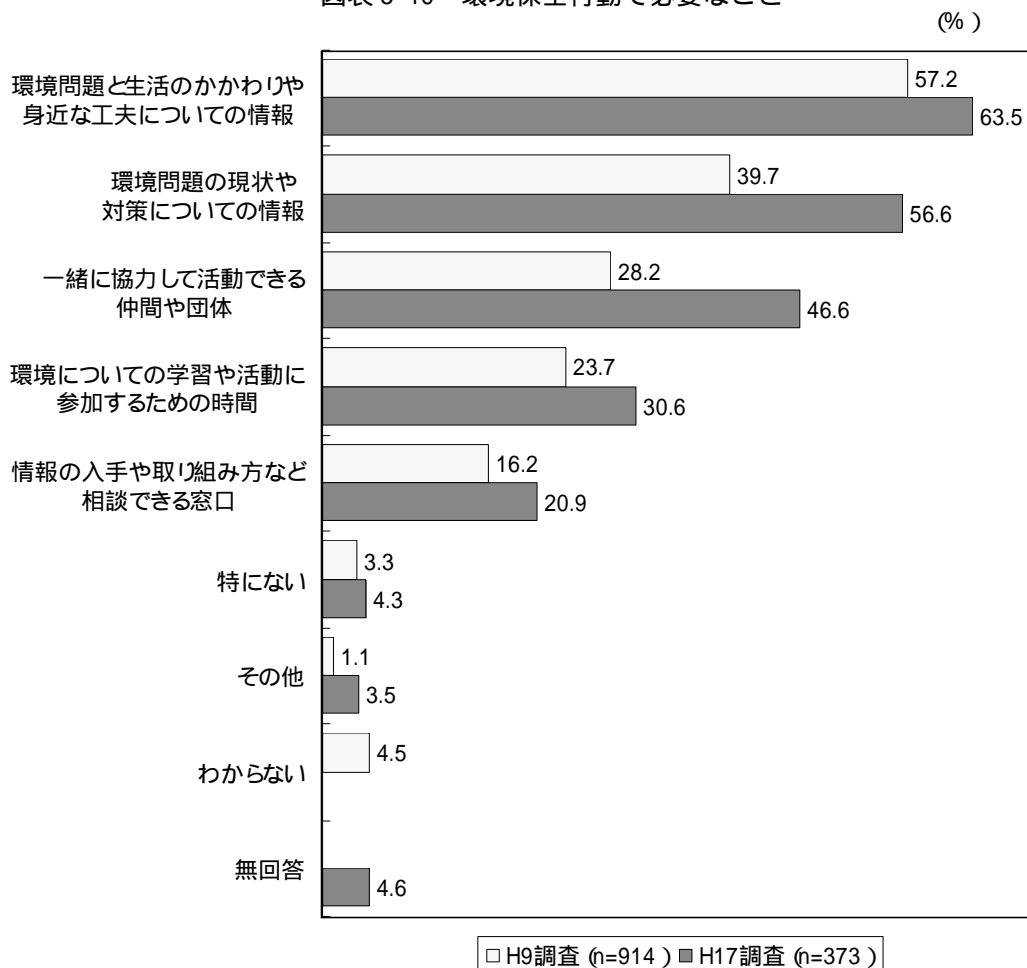
H9調査n=914
H17調査n=373

図中にグラフ、数値表示のない項目はH9又はH17調査で選択項目がないもの

環境保全行動で必要なこと

「環境問題と生活のかかわりや身近な工夫についての情報」(64%) が最も多く、次いで「環境問題の現状や対策についての情報」(57%)、「一緒に協力して活動できる仲間や団体」(47%)、「環境についての学習や活動に参加するための時間」(31%)、「情報の入手や取組方など相談できる窓口」(21%) の順である。前回調査と傾向は同様である。

図表 5-10 環境保全行動で必要なこと

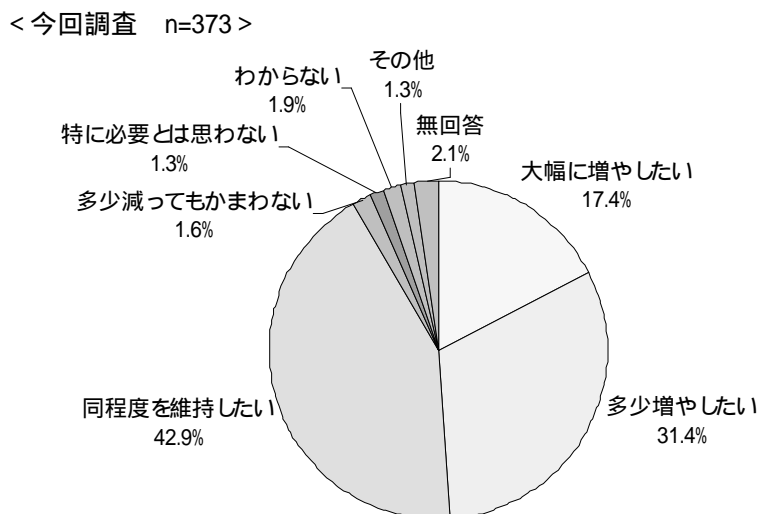


図中にグラフ、数値表示のない項目はH9又はH17調査で選択項目がないもの

自然とのふれあい

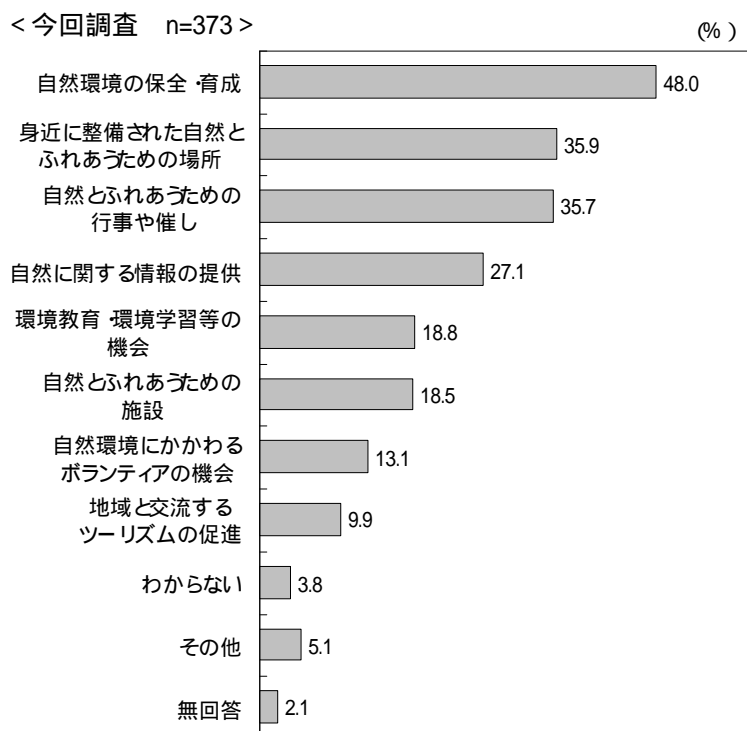
自然とのふれあう機会は、「今と同程度の自然とのふれあいを維持したい」(43%)が最も多く、次いで「自然とのふれあいを今より多少増やしたい」(31%)、「自然とのふれあいを今より大幅に増やしたい」(17%)が続き、自然とふれあう機会を増やしたいと思っている割合は合わせて49%である。

図表 5-11 自然とふれあう機会



自然とのふれあいを増やすために必要なことは、「自然環境の保全・育成」(48%)が最も多く、次いで「身近に整備された自然とふれあうための場所」(36%)、「自然とふれあうための行事や催し」(36%)である。回答の少ないものは「地域と交流するツーリズムの促進」(10%)などである。

図表 5-12 自然とのふれあいに必要なこと

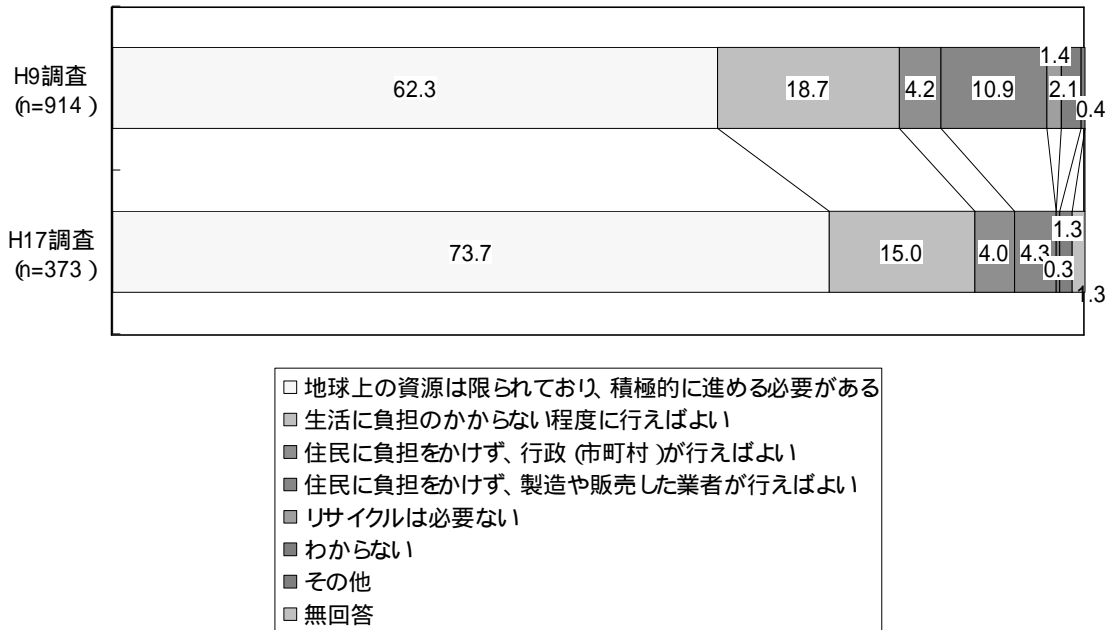


ごみの再利用（リサイクル）

「地球上の資源は限られており、積極的に進める必要がある」(74%)が最も多く、次いで「生活に負担のかからない程度に行えばよい」(15%)である。行政（市町村）や業者に期待する割合は4%程度と少ない。

前回調査と比較すると、「地球上の資源は限られており、積極的に進める必要がある」だけ増加し、他の項目は減少している。

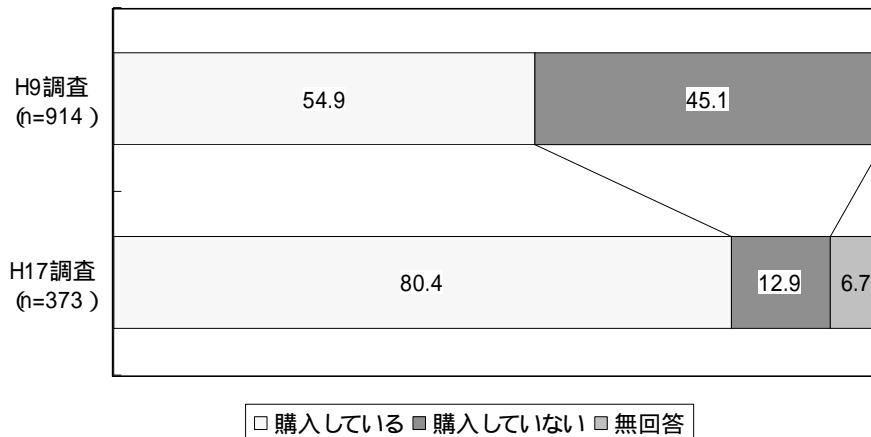
図表 5-13 ごみの再利用（リサイクル） (%)



再生製品の購入

「購入している」が80%であり、前回調査と比較すると、購入している割合が増加している。

図表 5-14 再生製品の購入 (%)



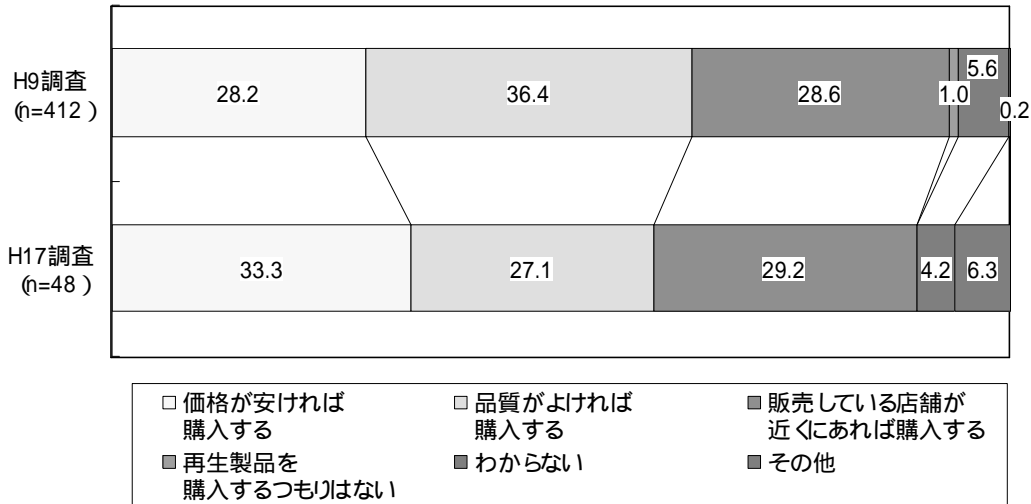
H17 調査の「購入している」は「積極的に購入している」と「たまたま購入している」の合計

再生製品を購入していない理由

再生製品を購入しない理由は、「価格が安ければ購入する」(33%)、「販売している店舗が近くにあれば購入する」(29%)、「品質がよければ購入する」(27%)の順である。

前回調査と同様の傾向であるが、「品質がよければ購入する」(36% → 27%)が減少し、「価格が安ければ購入する」(28% → 33%)、「その他(明確な表示、もっと宣伝等)」(0.2% → 6%)が増加している

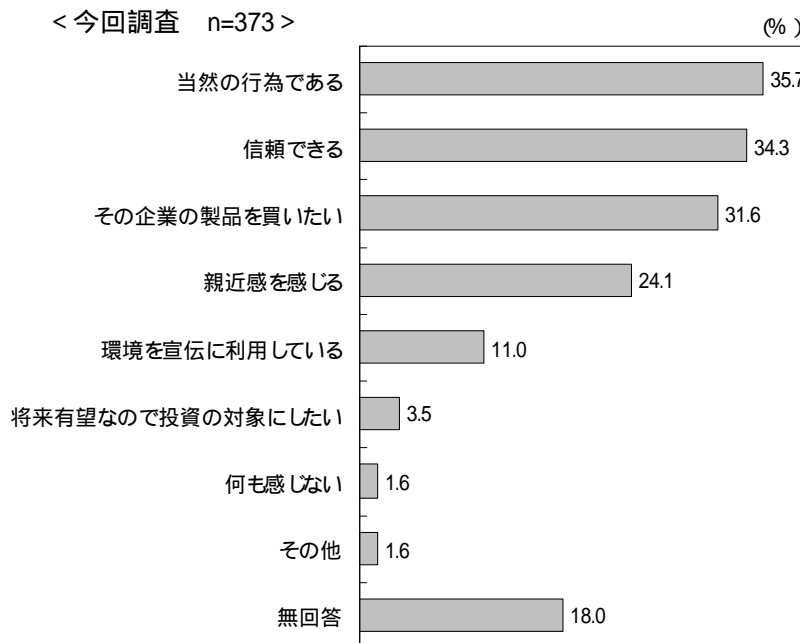
図表 5-15 再生製品を購入しない理由 (%)



企業の環境保全活動の取組

環境に配慮していると表明している企業に対する印象は、「当然の行為である」(36%)、「信頼できる」(34%)、「その企業の製品を買いたい」(32%)の順となり、比較的好意的な意見が多い。

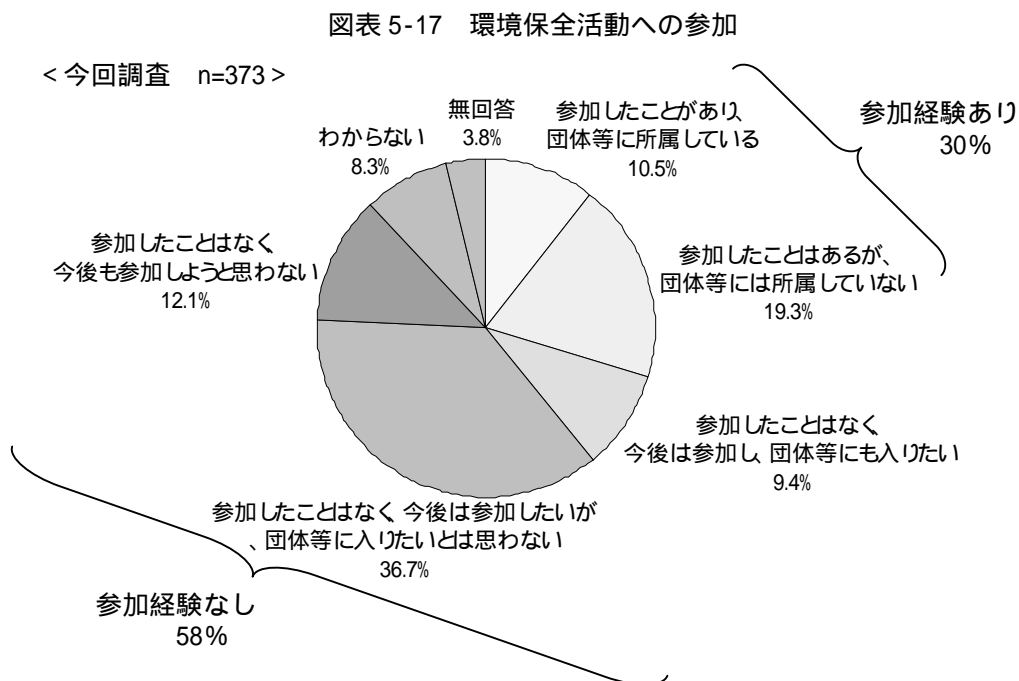
図表 5-16 環境保全活動をしている企業について



e . 環境保全活動への参加

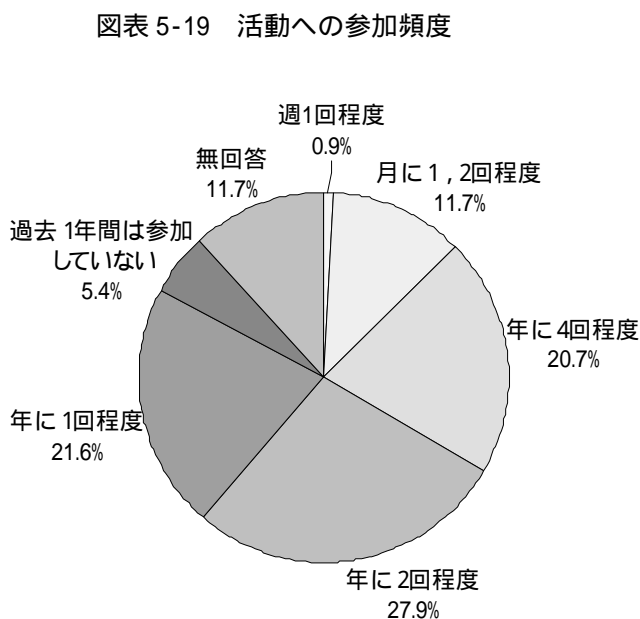
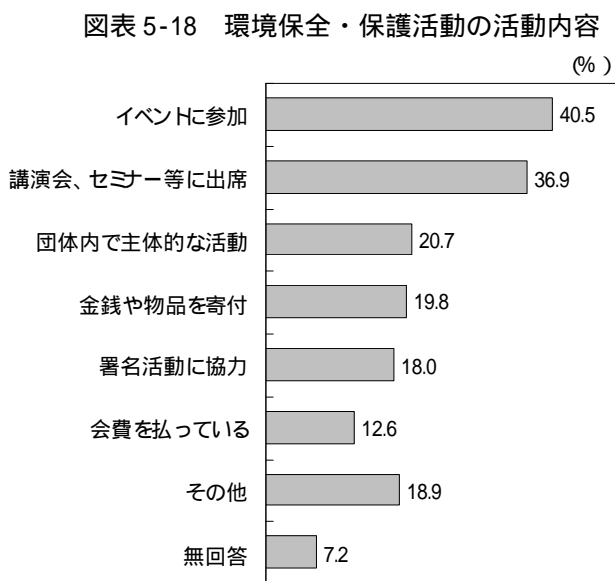
「参加したことはなく、今後は参加したいが、団体等に入りたいとは思わない」(37%)が多い。参加経験は「参加経験がある」が30%であり、「参加経験なし」が58%である。

「参加経験がないが、今後は参加したい」と考えている割合は46% (9% + 37%) である。



環境保全・保護活動等の活動内容は、「環境保全団体の主催するイベントに参加したことがある」(41%)、「環境保全に関わる講演・セミナーや講習会に出席したことがある」(37%)であり、催しへの参加が多くなる。

活動への参加頻度は、「年に1~4回程度」が70% (20.7+27.9+21.6) を占め、月単位での積極的な活動は13% (0.9+11.7) に止まる。

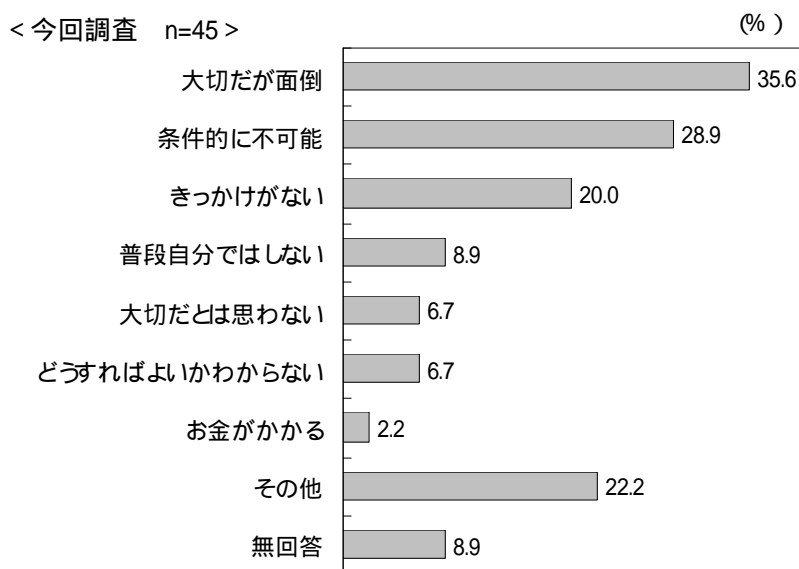


<今回調査 n=111>

環境保全・保護活動等へ参加しない理由

「大切だと思うが、面倒だから」(36%)、「条件的に不可能だから」(29%)、「行動するためのきっかけがないから」(20%)の順が多い。

図表 5-20 活動へ参加しない理由



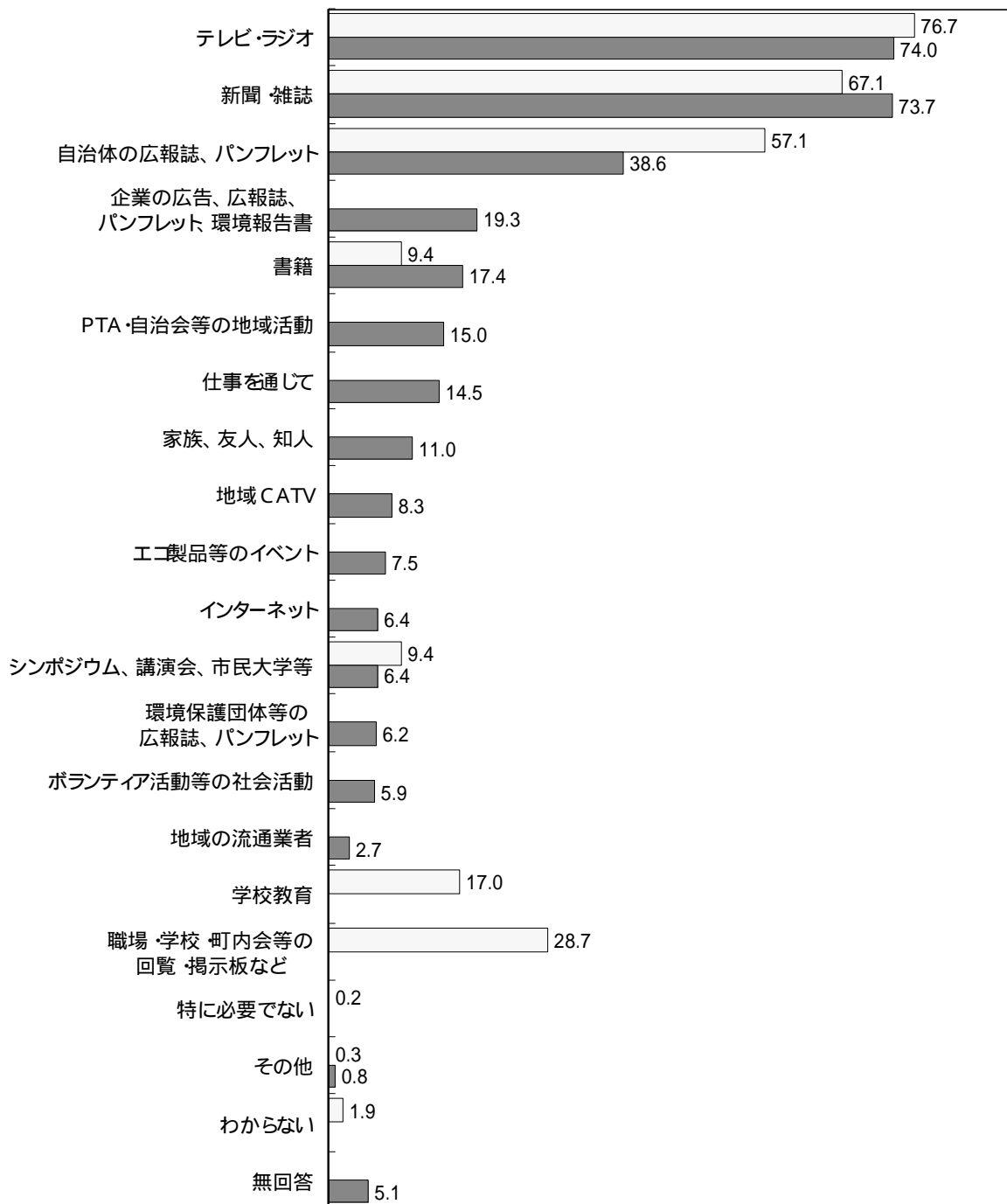
f . 環境情報の取得

情報の入手先は、「テレビ・ラジオのニュース番組から」(74%)、「新聞・雑誌の記事から」(74%)が突出して多く、次いで「自治体の広報誌・パンフレットから」(39%)であり、その他の情報源は低い割合である。

前回調査と比較しても同様の傾向である。

図表 5-21 環境情報の取得先

(%)



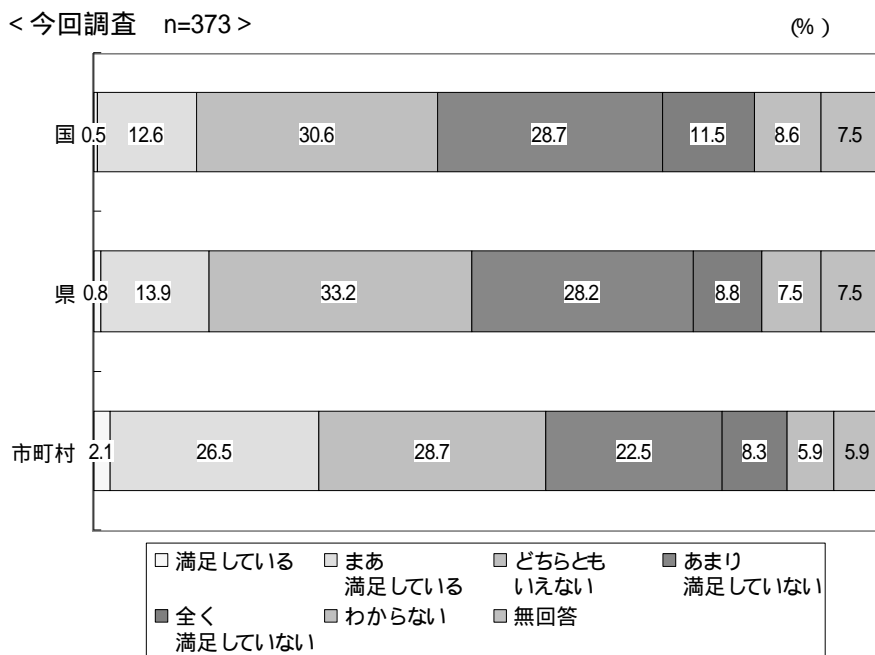
□ H9調査 (n=914) ■ H17調査 (n=373)

g . 環境行政

環境行政への満足度

「満足している」と「まあ満足している」を合わせた「満足している」割合は、「市町村」(29%)、「県」(15%)、「国」(13%)の順である。「あまり満足していない」と「全く満足していない」を合わせた「満足していない」割合は、「国」(40%)、「県」(37%)、「市町村」(31%)の順である。割合として最も多いのは「どちらともいえない」である。

図表 5-22 環境行政への満足度

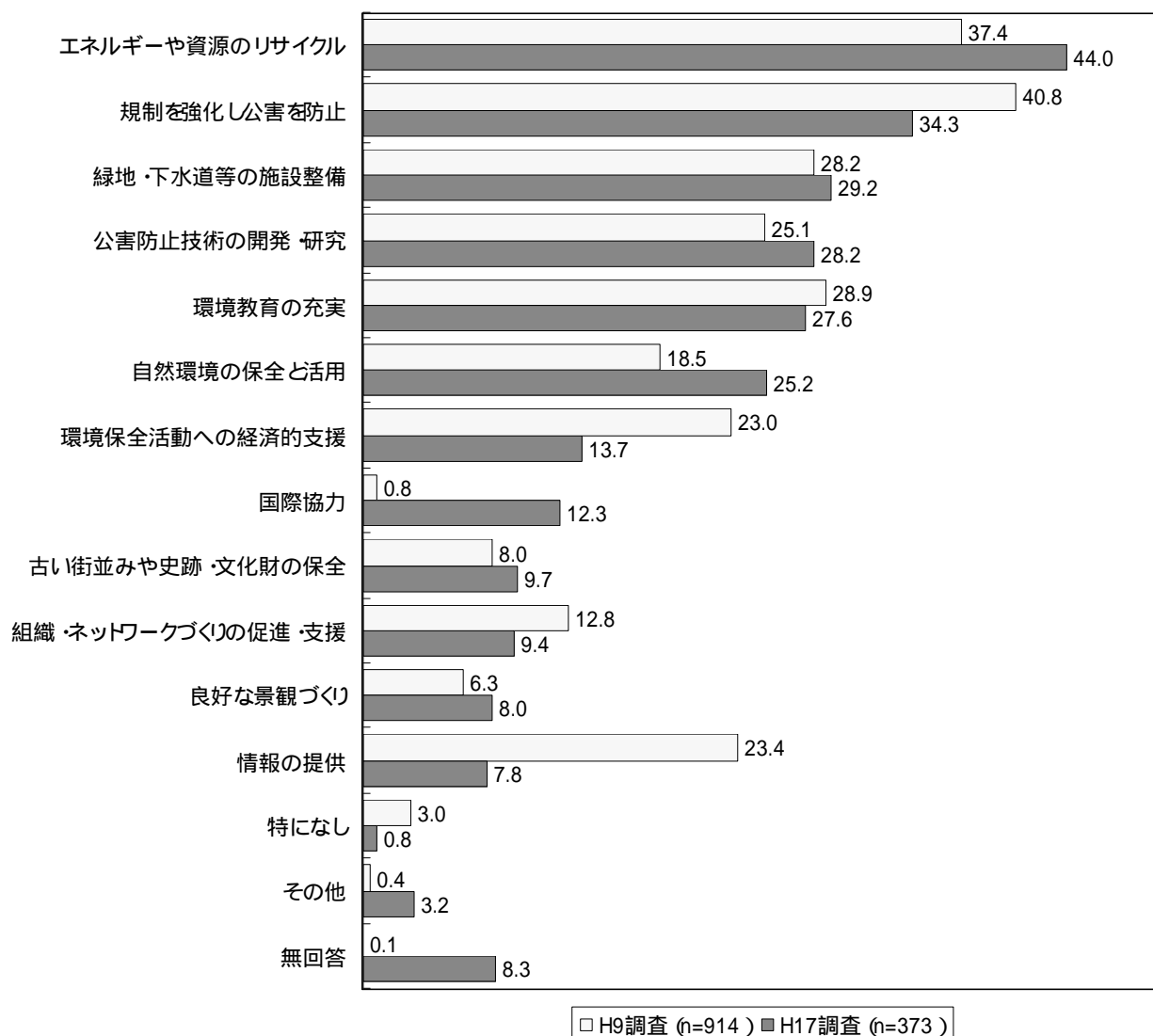


環境行政への要望

要望が多いものは、「エネルギーや資源のリサイクルを進める」(44%)、「規制を強化し、大気汚染などの公害を防止する」(34%)、「緑地や下水道など良好な環境を作るための施設整備を進める」(29%)の順である。要望として少ないものは、「環境保全のための情報を提供する」(8%)、「良好な景観づくりを進める」(8%)、「環境保全活動のための組織・ネットワークづくりを促進・支援する」(9%)、「地域の古い街並みや史跡・文化財などを保全する」(10%)である。

前回調査と比較すると、要望される項目の傾向は同様であるが、「環境保全のための情報を提供する」(23% 8%)、「環境保全活動に対する経済的支援措置」(23% 14%)が減少し、「地球環境問題を解決するための国際協力などを進める」(1% 12%)が増加している。

図表 5-23 環境行政への要望 (%)



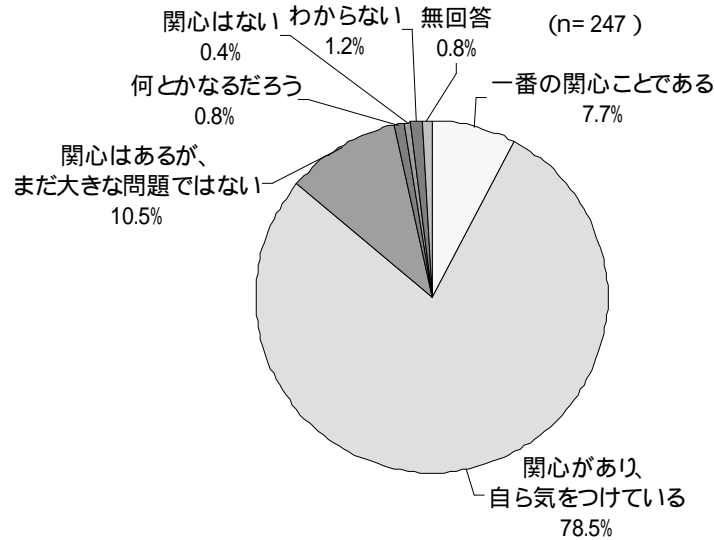
【事業者意識調査】

a. 環境問題への関心

環境問題への関心

「関心があり自ら気をつけている」(79%)が最も多く、「一番の関心事である」(8%)を合わせると「関心がある」が86%を占める。県民意識調査と同様の傾向である。

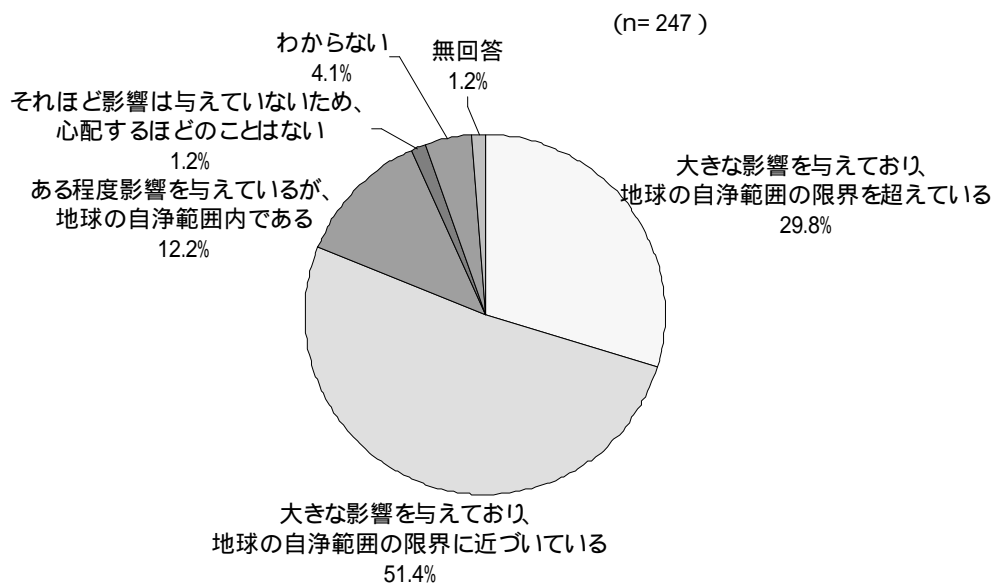
図表 5-24 環境問題への関心



経済活動の地球環境への影響

「大きな影響を与えており、限界に近づいている」(51%)が最も多く、次いで「大きな影響を与えており、限界を超えている」(30%)であり、「大きな影響を与えている」と考えている割合は合わせて81%である。「ある程度影響を与えているが許される範囲である」は13%(12%+1%)である。県民意識調査と同様の傾向である。

図表 5-25 経済活動の地球環境への影響

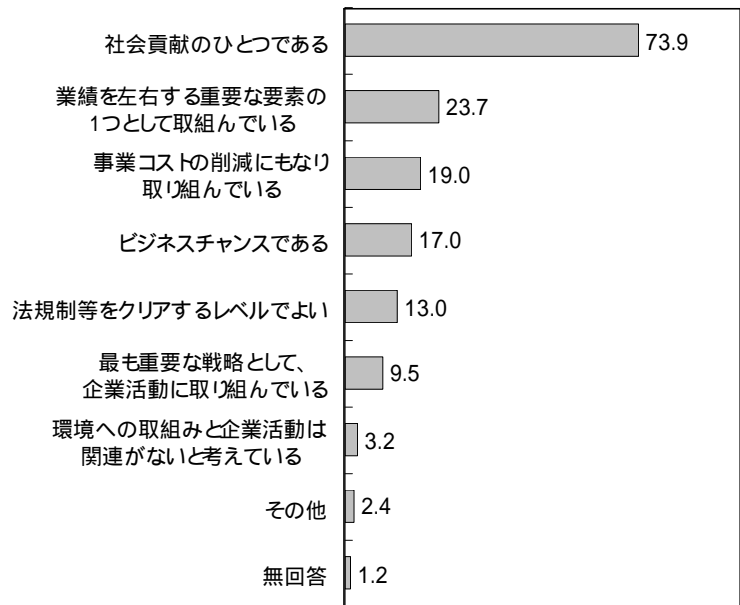


企業の環境への取組と企業活動のあり方

「社会貢献のひとつである」(74%)
が最も多いが、「取り組んでいる」と
する企業は20%程度である。

図表 5-26 企業の環境への取組と企業活動のあり方

(n=253) (%)



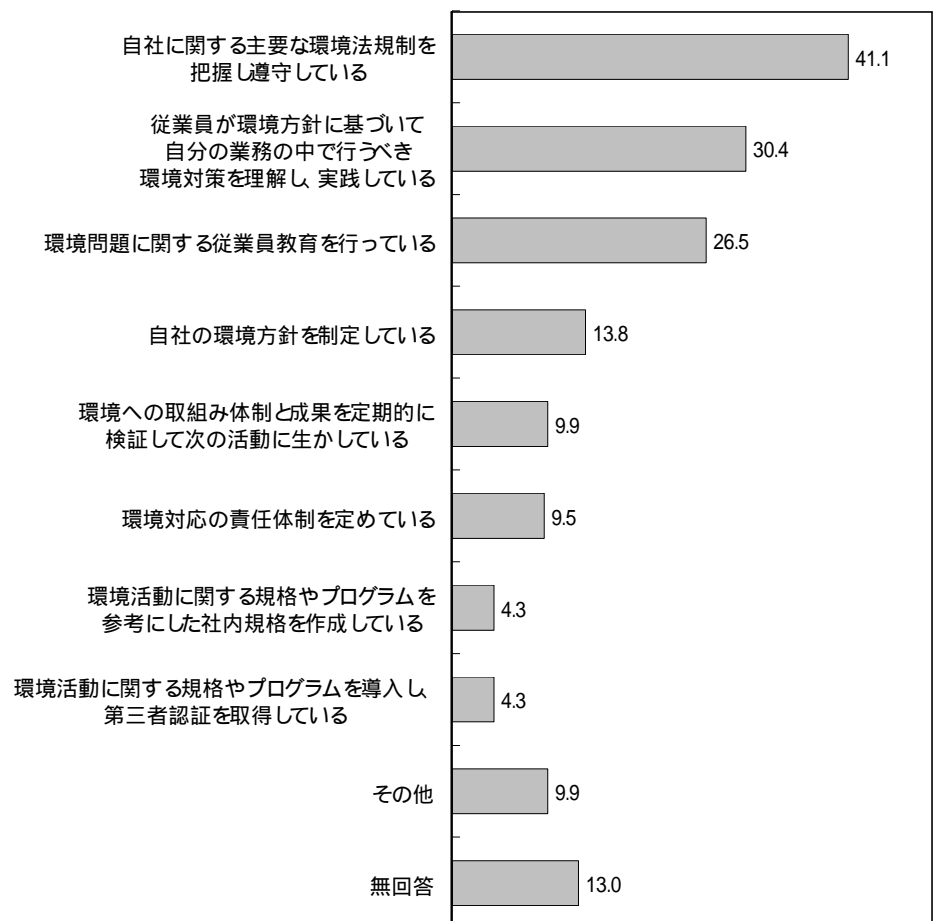
b. 環境保全への取組体制

「自社に関する主要な環境法規制を把握し、遵守している」(42%) が最も多く、次いで「従業員が環境方針に基づいて自分の業務の中で行うべき環境対策を理解し、実践している」(30%)、
「環境問題に関する従業員教育を行っている」(26%)
の順である。一方、割合の少ないのは「環境活動に関する規格やプログラムを導入し、第三者認証を取得している」(4%)、「環境活動に関する規格やプログラムを参考にした社内規格を作成している」(4%)である。

社員教育や関連法の把握などは行っているが、自社独自の方針・規格、体制、また、第三者による認証取得への取組は少ない。

図表 5-27 環境保全への取組体制

(n=253) (%)



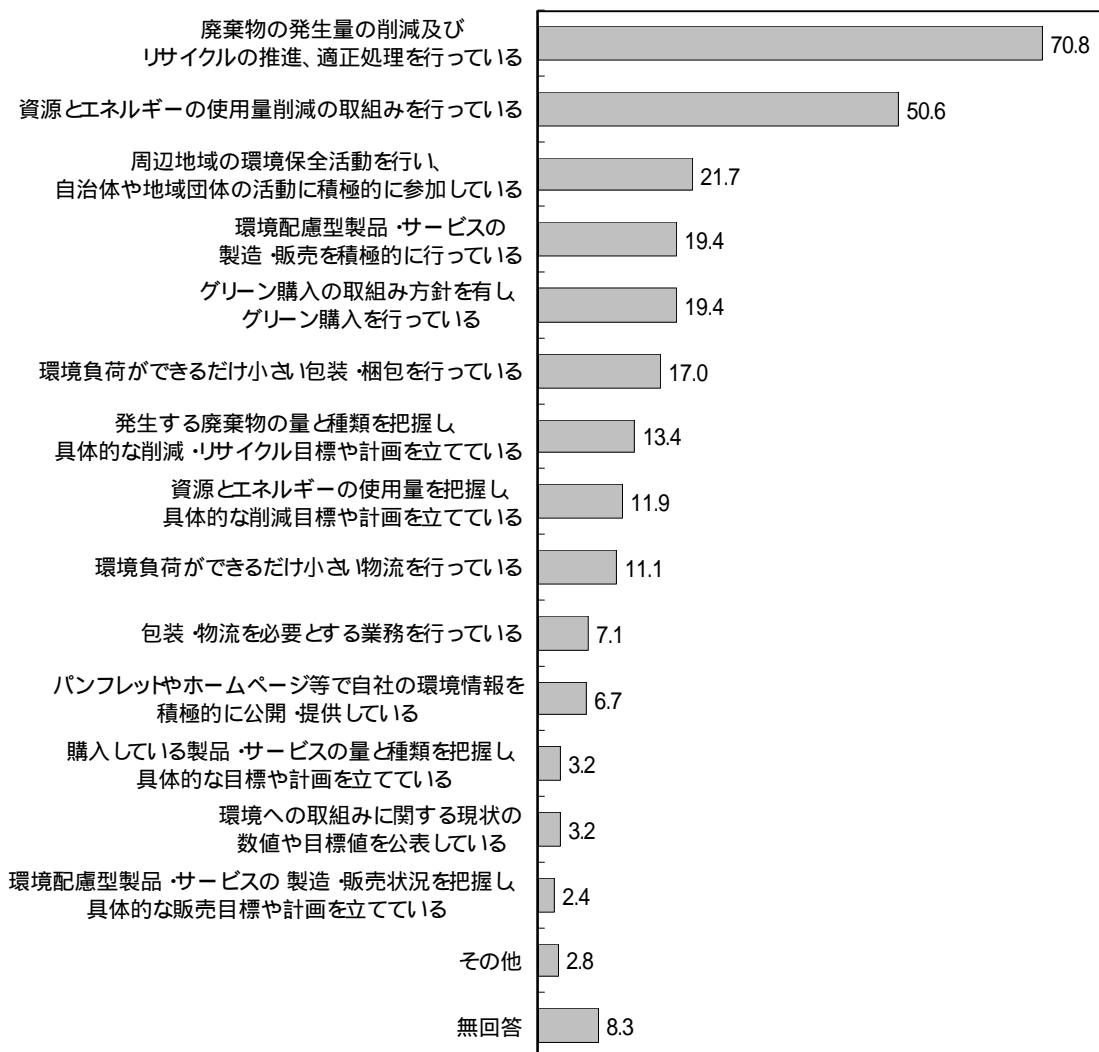
c. 環境保全への取組

「廃棄物の発生量の削減及びリサイクルの推進、適正処理を行っている」(70%)、「資源とエネルギーの使用量削減の取組を行っている」(51%)の順で多い。

しかし、目標や計画を立てて取り組んでいる割合は少ない。

図表 5-28 環境保全への取組

(n=253) (%)

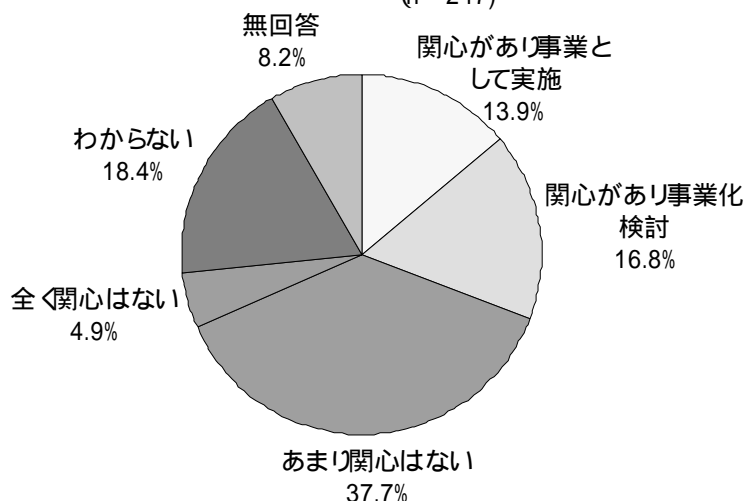


d. 環境ビジネス

「あまり関心はない」(38%)、「関心があり、事業化を検討している」(17%)、「関心があり、事業として実施している」(14%)の順である。

図表 5-29 環境ビジネスへの関心

(n=247)

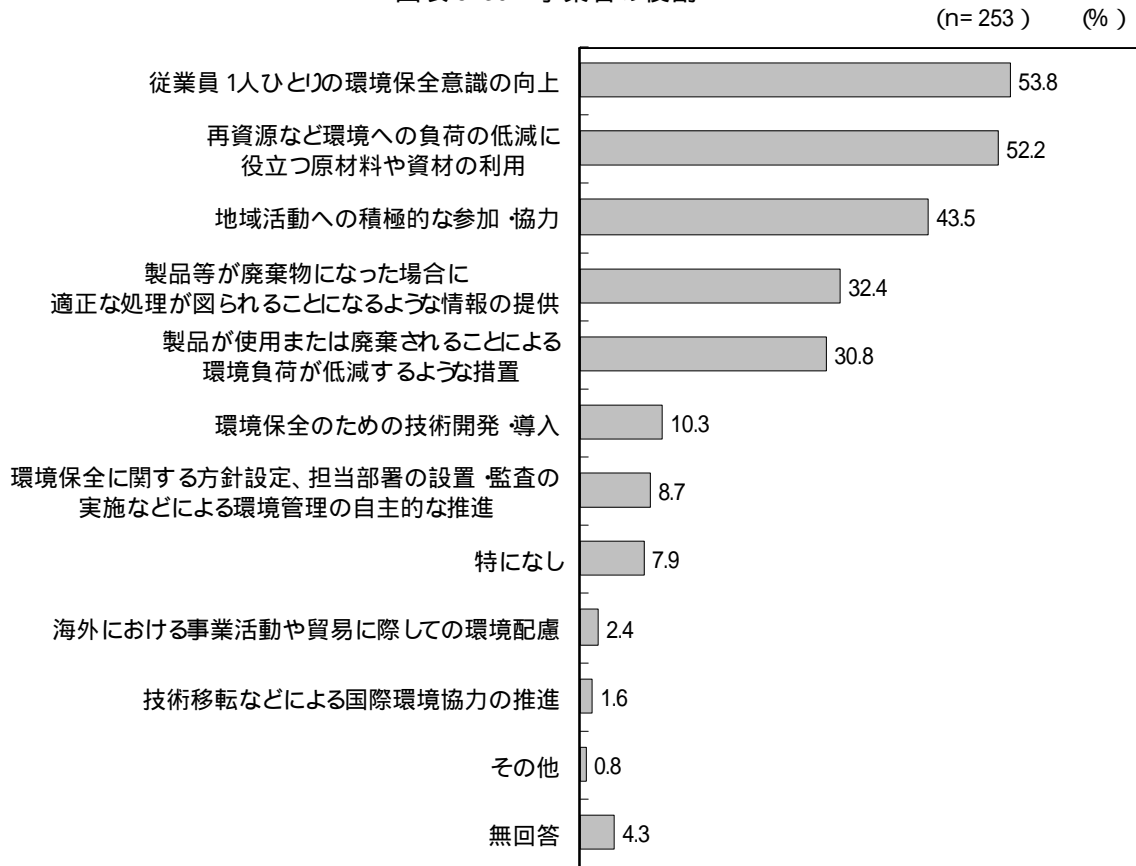


e . 事業者の役割

事業者の環境問題に関する役割は、「従業員 1 人ひとりの環境保全意識の向上」(53%)、「再資源など環境への負荷の低減に役立つ原材料や資材の利用」(53%)、「地域活動への積極的な参加・協力」(44%)の順である。割合の低い項目は「技術移転などによる国際環境協力の推進」(2%)、「海外における事業活動や貿易に際しての環境配慮」(2%)である。

自主的な規制・管理を聞いた項目「環境保全に関する方針設定、担当部署の設置・監査の実施などによる環境管理の自主的な推進」は 9%と低い割合である。

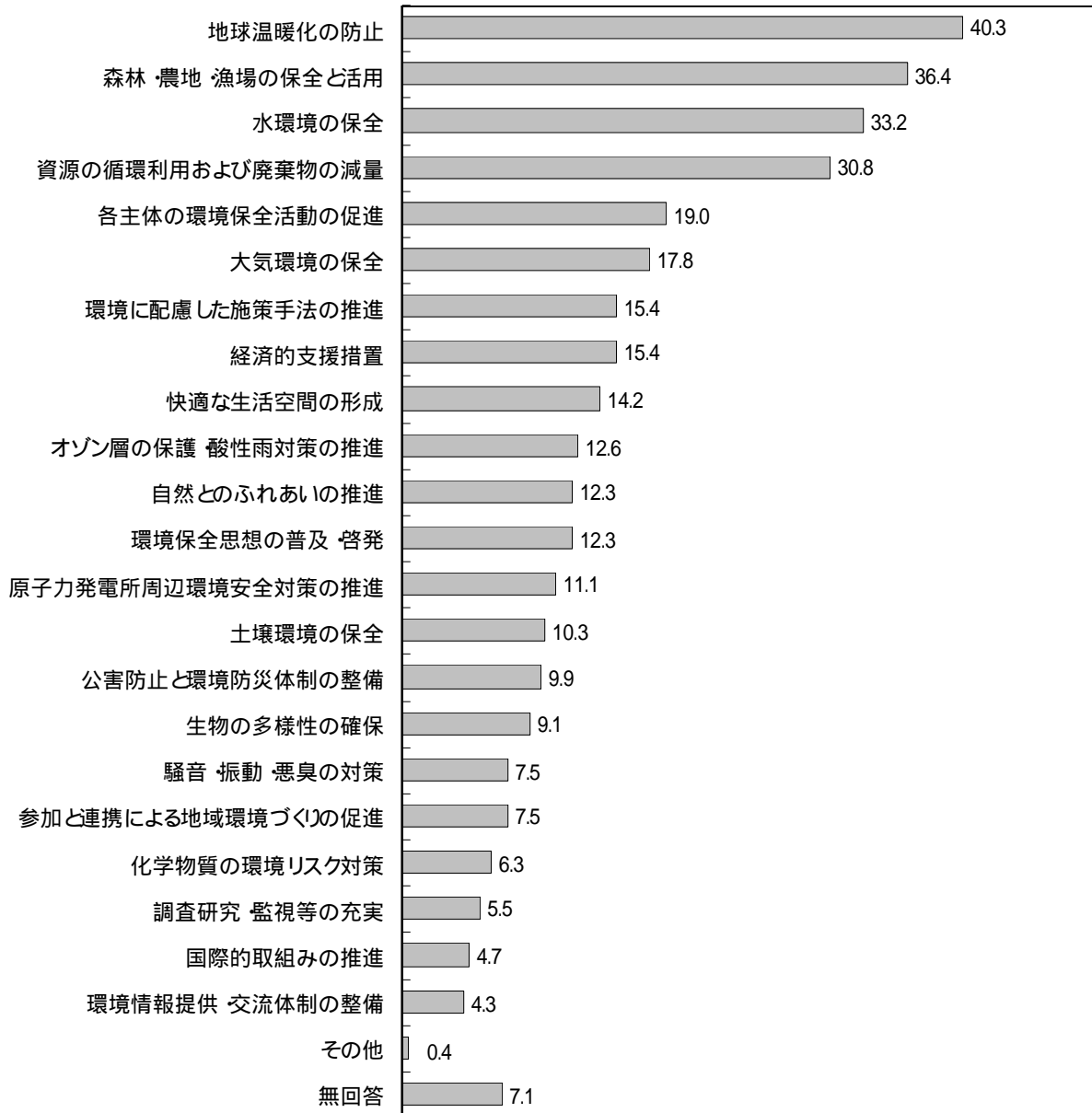
図表 5-30 事業者の役割



f. 「島根県環境基本計画」見直しへの要望

取り組んで欲しい項目は、「地球温暖化の防止」(40%)、「森林・農地・漁場の保全と活用」(36%)、「水環境の保全」(34%)、「資源の循環利用および廃棄物の減量」(31%)の順である。割合の少ないものは「環境情報提供・交流体制の整備」(5%)、「国際的取組の推進」(5%)、「調査研究・監視等の充実」(6%)である。

図表 5-31 見直しへの要望 (n= 253) (%)



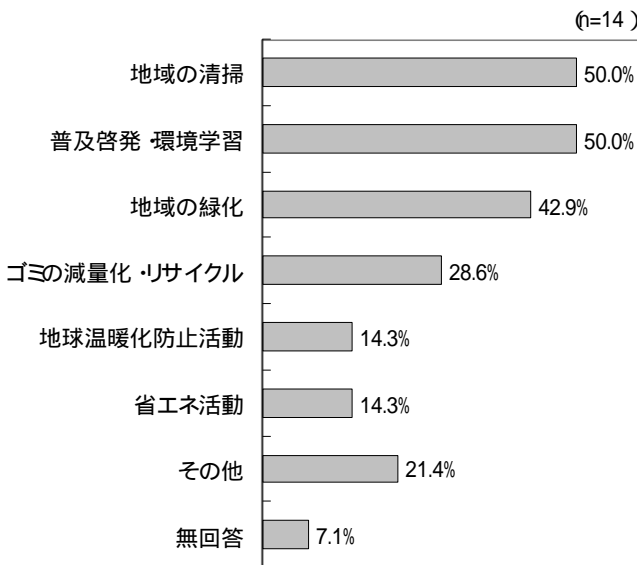
【環境保全活動団体意識調査】

a. 環境保全活動への取組

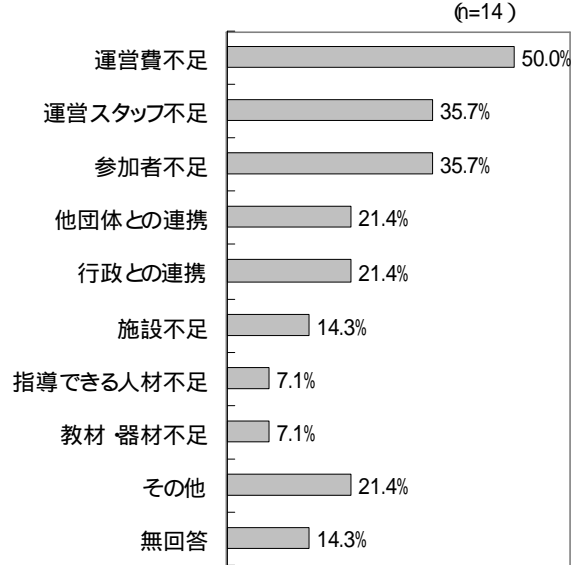
環境保全活動の取組内容は、「地域の清掃」(50%)、「普及啓発・環境学習(情報誌発刊、イベント開催等)」(50%)が最も多く、次いで「地域の緑化」(43%)、「ゴミの減量化・リサイクル」(29%)であり、身の回りの活動が多い。

環境保全活動での課題は、「運営費の不足」(50%)が最も多く、次いで「運営スタッフの不足」(36%)、「参加者の不足」(36%)である。

図表 5-31 団体の取組内容



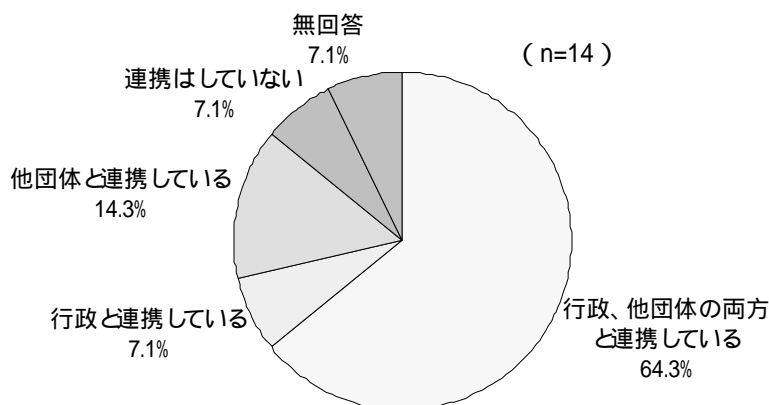
図表 5-32 環境保全活動での課題



b. 行政や他団体との連携

行政や他団体との連携では、「行政、他団体の両方と連携している」(64%)が最も多く、行政または他団体と連携があるとするものを含めると86%が他組織と連携している。

図表 5-33 行政や他団体との連携

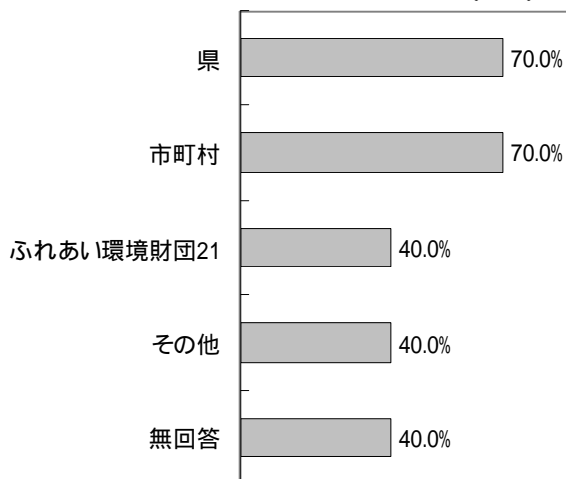


行政との連携先は、「県」(70%)、「市町村」(70%)が多い。

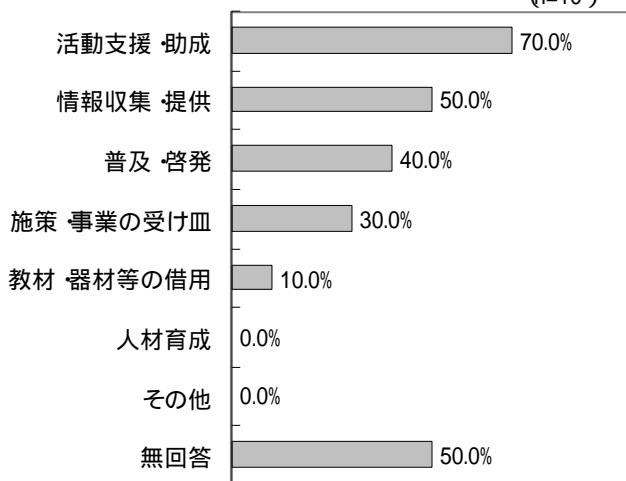
行政との連携内容は、「活動支援・助成」(70%)が最も多く、次いで「情報収集・提供」(50%)、「普及・啓発(イベント等の共催)」(40%)、「施策・事業の受け皿」(30%)の順である。

他団体との連携内容は、「普及・啓発(イベント等の共催)」(64%)が最も多く、次いで「活動支援・助成」(46%)、「情報収集・提供」(46%)である。

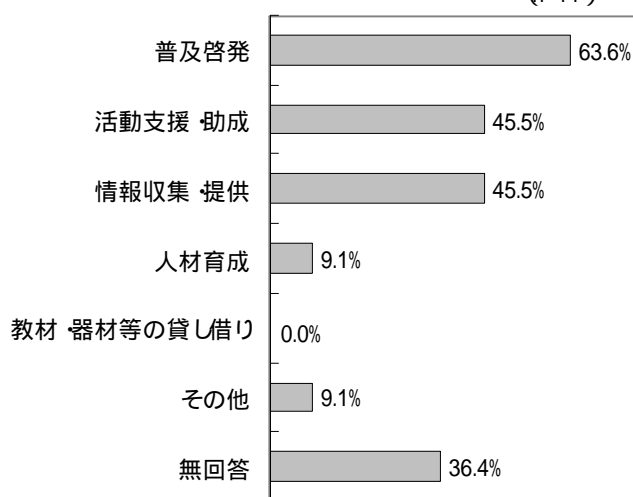
図表 5-34 行政の連携先 (n=10)



図表 5-35 行政との連携内容 (n=10)



図表 5-36 他団体との連携内容 (n=11)

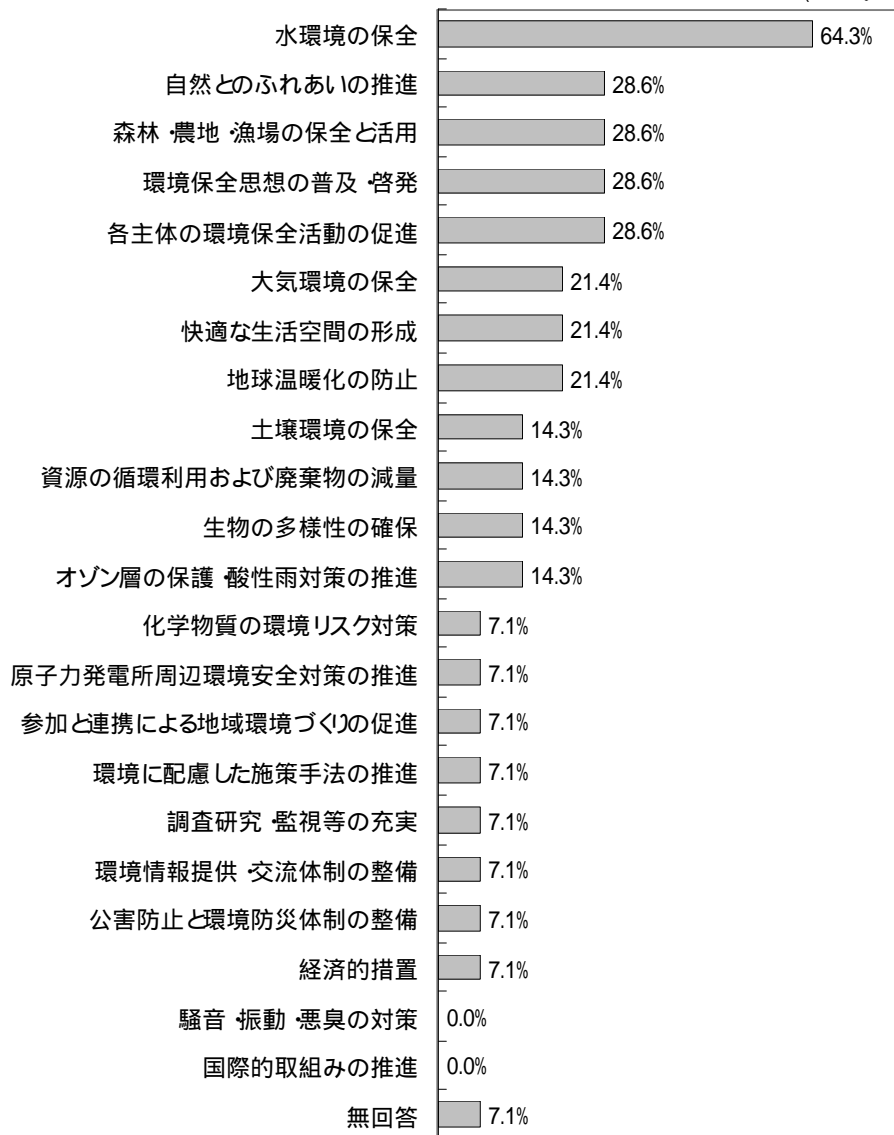


c. 「島根県環境基本計画」見直しへの要望

取り組んで欲しい項目は、「水環境の保全」(64%)が突出して多く、次いで20%台の「自然とのふれあいの推進」(29%)、「森林・農地・漁場の保全と活用」(29%)、「環境保全思想の普及・啓発」(29%)、「各主体(国、県、市町村、事業所、県民)の環境保全活動の促進」(29%)、「大気環境の保全」(21%)、「快適な生活空間の形成」(21%)、「地球温暖化の防止」(21%)の順である。

図表 5-37 見直しへの要望

(n=14)



【市町村行政意識調査】

a. 環境保全への取組

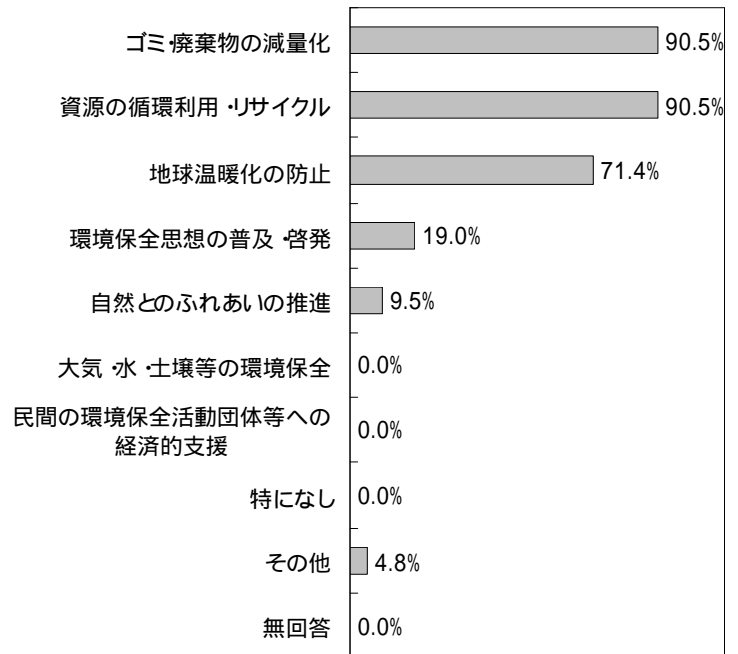
今後の環境施策で取り組むべき施策は、「ゴミ・廃棄物の減量化」(91%)、「資源の循環利用・リサイクル」(91%)とゴミ・廃棄物への施策が多く、次いで「地球温暖化の防止」(71%)の順である。

自由意見で記入してもらったところ、今後の環境施策の方針では、「廃棄物の減量化、リサイクル推進」を挙げている市町が7市町、「普及啓発」が5市町、環境基本計画を策定または策定中が4市町である。

環境行政の課題は、方針の内容と重なり、廃棄物の減量化、リサイクル推進への対策、普及啓発が多い。

県への要望は、市町村での環境施策との整合・調整・指導と県民への普及啓発などの意見がある

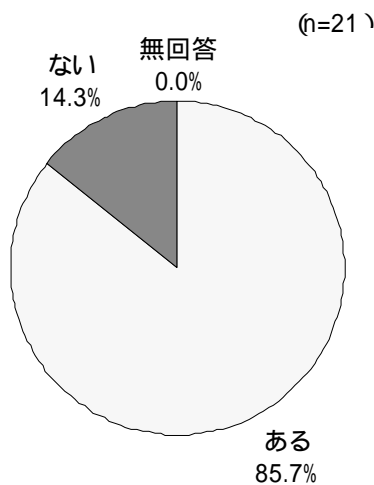
図表 5-38 環境保全への取組み



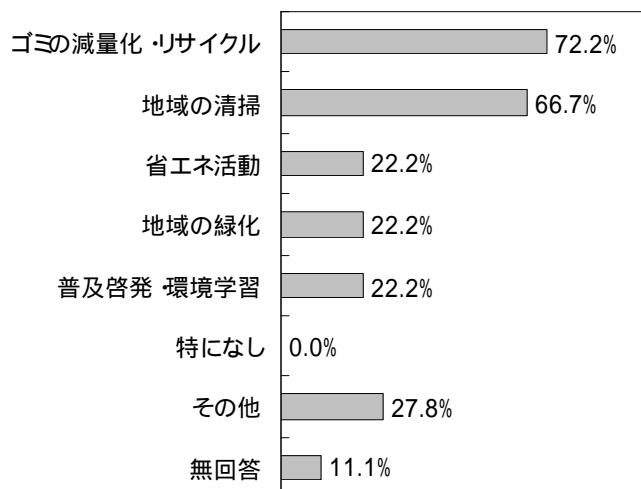
b. 環境保全活動を実践する活動団体

地域での環境保全活動を実践するために受け皿となる住民活動団体は、86%の市町村で存在し、その活動は「ゴミの減量化・リサイクル」(72%)、「地域の清掃」(67%)の順が多い。

図表 5-39 地域の環境保全活動団体の有無



図表 5-40 連携している取組



計画策定の経緯

1. 審議等の経緯

平成 17 年 7 月 21 日	島根県環境審議会に「島根県環境基本計画の見直し」について諮問 環境基本計画検討部会を設置することを決定
	第 1 回環境基本計画検討部会開催
平成 17 年 10 月 7 日	第 2 回環境基本計画検討部会開催
平成 17 年 12 月 13 日	県民等意識調査 (調査期間 :12 月 13 日 ~ 1 月 25 日)
平成 18 年 2 月 2 日	第 3 回環境基本計画検討部会開催
平成 18 年 2 月 13 日	島根県環境基本計画を公表し、県民等の意見を募集 (募集期間 2 月 13 日 ~ 3 月 3 日)
平成 18 年 3 月 9 日	第 4 回環境基本計画検討部会開催
平成 18 年 3 月 14 日	第 5 回環境基本計画検討部会開催 島根県環境審議会開催
平成 18 年 3 月 20 日	島根県環境審議会から答申
平成 18 年 3 月 23 日	島根県環境基本計画策定 (改定版)

2 . 島根県環境審議会委員名簿

平成 18 年 3 月 14 日現在

氏 名	所 名 等
青木 真理子	日本労働組合総連合島根県連合会女性委員会委員長
青山 幸子	島根県漁業協同組合女性部連合会会長
飯野 公央	島根大学法文学部助教授
梅林 益美	環境とエネルギーを考える消費者の会（エコハーモニー）代表
加瀬部 明	島根県森林組合連合会副会長
吉川 通彦	松江市教育委員会委員長
来海 正幸	島根県小学校長会幹事
窪田 サツエ	島根県連合婦人会副会長
杉谷 藤子	元島根県立看護短期大学副学長
多田 學	島根県医師会理事
田村 達久	島根大学法文学部助教授
妻波 俊一郎	弁護士
中島 巖	津和野町長
西尾 理弘	出雲市長
橋本 貴美子	消費生活アドバイザー
藤井 幸子	島根県地球温暖化防止活動推進員
矢島 敏治	島根県農業協同組合中央会専務理事
和田 敏文	島根県商工会議所連合会幹事長

(五十音順 : 会長、 : 会長代理)

島根県環境基本条例

平成 9 年 10 月 17 日

島根県条例第 29 号

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 8 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る指針（第 9 条）

第 2 節 環境基本計画（第 10 条）

第 3 節 環境の保全のための施策（第 11 条 - 第 22 条）

第 4 節 地球環境保全の推進等（第 23 条）

第 5 節 推進体制の整備等（第 24 条 - 第 26 条）

附 則

わたしたちは、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、人と自然が織りなす豊かな環境の恵みを受けて、今日のふるさと島根を築いてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費などを伴う近時の社会経済活動は、人々の生活を物質的に豊かにし、その利便性を高める一方、環境への負荷の増大をもたらし、今日では、地域の環境のみならず地球の温暖化やオゾン層の破壊など人類の生存基盤である地球全体の環境さえも損なうおそれを生じさせている。

この島根においても、わたしたちの日常生活や通常の事業活動に伴う水質の汚濁や廃棄物の問題などが生じ、加えて、過疎化や高齢化の進行などにより森林や農地が有する環境の保全機能の維持が困難となる事態も生じている。

もとより、わたしたちは、健康で文化的な生活を営む上で良好な環境の恵沢を享受する権利を有しているとともに、良好な環境を守り、はぐくみ、これを将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

今こそ、わたしたちは、自らの日常生活や社会経済活動の在り方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければならない。

ここに、わたしたちは、島根の環境を保全し、快適な環境の創造に向けて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来にわたって維持することができるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、すべての者の自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を制定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適性に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

- 第8条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全に関して県が講じた施策等に関する報告書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

第9条 県は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成が図られること。

第2節 環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に挙げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、島根県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全のための施策

(環境への配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に検査、予測及び評価を行ない、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規則の措置)

第13条 県は、公害を防止するため、公害となる行為に関し、必要な規則の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全上の支障を防止するため、その支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適切な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する事業の推進)

第15条 県は、河川、湖沼等の水質の浄化、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園、緑地その他の公共施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、良好な景観の形成その他の潤いと安らぎのある生活空間の形成のため事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第20条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(試験研究体制の整備等)

第22条 県は、環境の保全に関する施策の推進に資するため、試験研究の体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

第4節 地球環境保全の推進等

第23条 県は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、生物の多様性の確保その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 県は、国、他の地方公共団体、国際機関等と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等により、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備等

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村及び民間団体等と連携し、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(市町村に対する応援)

第25条 県は、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援するように努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 県は、広域的な取組が必要とされる環境保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

用語の解説

ア行

・アイドリングストップ

必要以上の暖機運転や運転者が車から離れている間、荷物の積み降ろしの間等の不必要なエンジンのかけっぱなし(アイドリング)をやめ、さらに、休憩中、人待ち・客待ちのための停車中のアイドリングについても、気候等の状況を考えなるべくやめること。(本文 P21)

・Web-GIS

GISは「Geographic Information System」の略で、日本語に訳すと「地理情報システム」となる。地図データと位置に関するさまざまな情報をコンピュータで管理し活用する仕組みのこと。これをインターネットで利用できるものがWeb-GIS(ウェブ-ジー・アイ・エス)と呼ばれる。(本文 P25,74)

・エコアクション21

環境省が定めた環境マネジメントシステムのこと。中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業所における環境マネジメントシステムのあり方を規定している。導入費用や、実施事項などの面で、ISO14001に比べて比較的取り組みやすい内容で構成されている。(本文 P36,40,62他)

・エコショップ

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のこと。島根県では、「エコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定している。(本文 P40,80他)

・NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

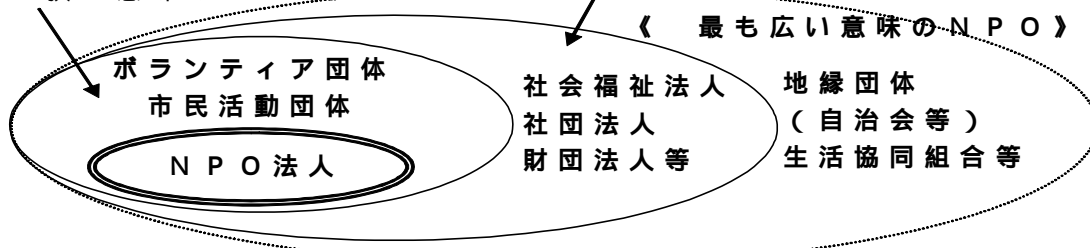
なお、この計画においては、NPOの定義を「島根県県民いきいき活動促進基本方針(平成18年2月)」と同様に、次のとおりとする。(本文 P26,61,89他)

《NPOの概念(島根県県民いきいき活動促進基本方針)》

NPOの概念は、狭い意味から広い意味まであり、一般的にはボランティア団体や市民活動団体をいいますが、基本方針においては、自治会等も含む最も広いとします。

《狭い意味のNPO》

《広い意味のNPO》



- ・ E S C O (エスコ) 事業

工場やビル等の省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、従来の環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。また、E S C O 事業の経費は、その顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることとも特徴となっている。(本文 P40)

- ・ オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素 (O_2) がオゾン (O_3) に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から 20 ~ 25km に存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。(本文 P2, 13, 57 他 資料 P34 他)

- ・ 温室効果

大気中の微量ガスが、地表面から宇宙空間に放出される熱の一部を吸収し、大気の温度が上昇する現象のこと。赤外線形で放出される熱を吸収する気体 (温室効果ガス) には、水蒸気、二酸化炭素、フロンガスなどがあるが、近年は特に、人間の活動に伴う二酸化炭素の増加が著しく、気候の温暖化が懸念されている。(本文 P3 資料 P32)

カ行

- ・ 外因性内分泌攪乱化学物質 (環境ホルモン)

いわゆる環境ホルモンのことをいい、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質のこと。環境中に存在する化学物質が動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼす可能性があるとして指摘されている。(本文 P31)

- ・ 環境アドバイザー

(財)島根ふれあい環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のこと。環境アドバイザーは県民や事業者等の環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されている。(本文 P55, 64, 88 他 資料 P32)

- ・ 化学物質排出移動量届出制度 (PRTR)

様々な排出源から排出又は移動される潜在的に有害な汚染物質の目録若しくは登録簿のこと。事業者が規制・未規制を含む潜在的に有害な幅広い物質について環境媒体別の排出量と廃棄物としての移動量を自ら把握し、これを透明かつ客観的なシステムの下に集計し、公表するもの。(本文 P32, 77)

- ・ 環境アセスメント手法

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称。(本文 P66)

- ・環境家計簿

環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のこと。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられる。

県が独自で開発したものを、「エコライフチャレンジしまね」という。(本文 P36,63)

- ・環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気の汚染・水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。(本文 P7,23 他 資料 P7,33 他)

- ・環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構 (ISO) が定めた ISO14001 がある。(本文 P36,62,86 他)

- ・環境リスク

化学物質が大量に生産され、消費されることにより、人間や生態系が複雑な経路を通じて長期間にわたり、微量の化学物質に暴露されることから生じる健康と環境に対する悪影響をおよぼすおそれ (可能性) のこと。(本文 P19,31,76 他 資料 P33)

- ・揮発性有機化合物 (VOC)

常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。英語表記の頭文字をとって VOC と略される。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。(本文 P21)

- ・グラウンドワーク

地域住民、地元企業、自治体等が一体となって身近な環境を見直し、自ら改善していく地域の環境改善活動のこと。1980 年代にイギリスの農村地帯で始まり、日本でも 1995 年に (財) 日本グラウンドワーク協会が発足し、活動を展開している。(資料 P34)

- ・グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。(本文 P36,63 他)

- ・グリーンコンシューマー

例えば、エコマークのついた商品を購入したり、省エネルギー製品などを積極的に導入するなど、環境に配慮した行動をする消費者のこと。(本文 P39,80)

- ・景観アドバイザー

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のこと。(本文 P83 資料 P33)

- ・健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、6価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等26項目が定められている。また、要監視項目としてクロロホルム等27項目が設定されている。
(本文 P74 資料 P9,33)

- ・光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線(紫外線)によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質。光化学スモッグの主な原因とされている。
(本文 P23 資料 P7,33 他)

- ・公共サイン

国及び地方公共団体が公共目的で設置する屋外広告物のこと。(本文 P83)

- ・コージェネレーション

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に利用するシステム。(資料 P15)

- ・こどもエコクラブ

1995年に、当時の環境庁が環境教育、環境学習に関する施策の一つとして、子どもたちが主体的に行う環境問題に関する学習や取組を支援することを目的として発足したクラブのこと。
(本文 P60,88)

- ・ごみ固形化燃料(RDF)

可燃ごみ(生ゴミ、紙ごみ、廃プラスチック等)を破碎、選別、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもの。Refuse Derived Fuelの略称。(資料 P15)

サ行

- ・サーマルリサイクル

廃棄物を燃やした際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。冷暖房や温水などの熱源として利用されている。(本文 P79)

- ・酸性雨

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受け酸化し、雨滴に取り込まれることにより、強い酸度の雨水として降下したもの。通常、pH(水素イオン濃度)5.6以下の雨を酸性雨という。
(本文 P13,57,86 他 資料 P27)

- ・ C O D

化学的酸素要求量のこと、Chemical Oxygen Demand の略称。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。(本文 P74 資料 P9,31 他)

- ・ 資源化率

市町村が収集した一般廃棄物(ごみ)の総収集量に占める資源化量の割合。今後、廃棄物最終処分場の残余年数が厳しくなることが予想されるため、資源化率を上げることが重要となっている。(本文 P7,33 資料 P12,29 他)

- ・ 自然環境保全地域

ほとんどの人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法または県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。(本文 P43,47 資料 P18,34)

- ・ しまね田舎ツーリズム

地域の自然、風土や歴史・文化に触れたり地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズムなどを総称したもの。(本文 P38,49,85 資料 P32 他)

- ・ 植生自然度

自然環境保全基礎調査の植生データにおいて、植生に対する人為影響の度合いにより、様々な植生を大きく 10 段階に区分したもの。(資料 P17,34)

- ・ 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のこと。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のこと。水田は広い面積に長期間水をためることによって効率よく水を土中に浸透させるため、かん養された地下水は浄化され、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化に役立っている。

(本文 P25,49,84 資料 P17 他)

- ・ 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。(本文 P46)

タ行

・ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフランとポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成され、極めて毒性が高く、その環境汚染は大きな問題となっている。そのため、廃棄物焼却施設から発生する排出ガス中のダイオキシン類を削減するため、大気汚染防止法及び廃棄物処理法の施行令の一部が改正された。(本文 P3,21 他 資料 P28,33 他)

・地下水かん養

降雨・河川水などが地下に浸透し、帯水層に水が供給されること。近年、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下に染み込まなくなり、そのまま海へ流出してしまう減少が顕著になっている。その結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。(本文 P25)

・地球温暖化

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がること。温暖化によって、生態系の変化、豪雨や干ばつの増加、海面上昇による土壌浸食、水資源や食糧生産の減少などの深刻な影響がもたらされると考えられている。

平成 17 年 2 月に京都議定書が発効され、これによって我が国は温室効果ガスの総排出量を 1990 年レベルに対し、2008 年から 2012 年までの間に 6%の削減が義務づけられている。

(本文 P2,21,54 他 資料 P24,34 他)

・チーム・マイナス 6%

京都議定書の中で日本が世界に向けて約束した温室効果ガスの 1990 年度対比 6%削減を実現するために、環境省が提唱している国民的プロジェクトのこと。(本文 P63)

・中山間地域等直接支払制度

中山間地域で農業生産を継続する農家に対して交付金を交付し、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成 12 年度から導入された制度。平成 17 年度から、一部見直しを加えた形で再スタートした。

(本文 P49,85)

・ツリーバンク制度

開発等により伐採が予定されている樹木を掘り取り、一定期間生育した後、公共施設等の緑化に活用する県の制度のこと。(本文 P53)

・低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。日本では、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリット自動車が実用化されている。(本文 P20,86 他 資料 P32)

ナ行

- ・二次林

その土地本来の自然植生が、人為や災害によって消失した後、自然に生じた森林。いわゆる雑木林のこと。(本文 P81 資料 P17)

- ・農業集落排水施設

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として、雨水や汚水を処理する施設のこと。概ね千人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道施設のこと。(本文 P25,75 資料 P31,33)

- ・農薬残留規制(ポジティブリスト制)

一定量を超えて農薬等が残留する食品の流通等を、原則禁止する制度のこと。ポジティブリスト制が導入されるまでは、農薬の残留基準が設定されていない農薬等については流通等の規制が適用されなかった。(本文 P32)

ハ行

- ・ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をいう。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められている。(本文 P20)

- ・バイオマスエネルギー

バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、生物由来の再生可能な有機性資源のうち化石資源を除いたものであり、バイオマスエネルギーとは、生物体を構成する有機物、例えば、木材、おがくず、ふん尿などを利用したエネルギーのこと。(本文 P51,56 資料 P15)

- ・パークアンドライド

近くの駅・バス停までマイカーや自転車で向かい、そこから鉄道・バスなどの公共交通機関で職場まで通勤することにより、通勤時間帯の交通量を減らし、渋滞を緩和し、エネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減を目指すシステムのこと。(本文 P21)

- ・BOD

生物化学的酸素要求量のこと、Biochemical Oxygen Demandの略称。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す。(資料 P33)

- ・ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopeとの合成語で、動物や植物の生育環境のうち、湖沼、林野のように環境条件および動物性の生体構成が比較的一様な地理的最小単位の空間のこと。(本文 P45)

・光（ひかり）害

良好な「照明環境」の形成が、漏れ光（照明機器から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。

（本文 P23）

・フィールドミュージアム

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然系博物館。島根県の主要な施設としては「三瓶自然館」があり、「フィールドセンター」¹、「野生鳥獣観察舎」²、「自然観察入門広場」³、「自然観察路」⁴、「自転車路」⁵、「登山路」⁶等が整備されている。（本文 P45,81）

・富栄養化

湖沼などの閉鎖水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びリン酸塩等の栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく自然現象をいう。近年では東京湾や瀬戸内海などの富栄養化も進んでいる。富栄養化になると、藻類の異常繁茂、水中の酸素消費量が高くなることによる貧酸素化、藻類が生産する有害物質による水生生物の死滅など、様々な弊害が生じる。また、水質の悪化も進み、透明度が低く、悪臭を放つようになり、緑色、褐色、赤褐色等に変色する。（本文 P26）

・複層林

原則として人工林において、林を構成する材木を部分的に伐採し、その跡地に植樹等をして、複数の樹冠層を持つように作られた林のこと。伐採が部分的に行われることから、落葉層が絶えず地表を覆うため、保水力が大きく、公益的機能の維持向上や災害に強い。（資料 P32）

・浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10ミクロン以下のものをいう。SPMは、微小のため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

（資料 P7,33 他）

・フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると指摘されている。（本文 P3,57 資料 P28,30）

・粉じん

物の破砕やたい積等により飛散する物質を指す。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在アスベストが指定）それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めている。（本文 P21,23）

・ポリ塩化ビフェニル（PCB）

ベンゼン環が2つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたもの。熱安定性、電気絶縁性に優れ、コンデンサー等、様々な用途に利用されたが、カネミ油症事件などでその毒性が注目され、現在は製造・輸入が禁止されている。（本文 P35）

マ行

- ・ミティゲーション

開発に伴う環境への影響を緩和させること又は開発によって損なわれる環境を復元し、それらが不十分な場合には、その場所又は他の場所に同様な環境を再生したりすること。(本文 P45)

- ・モニタリング

大気、水質、騒音、地盤沈下等の状況や植生・生物等の状況といった環境を監視・調査すること。(本文 P26, 67, 74 他)

ラ行

- ・レッドデータブック

野生生物種の絶滅を防ぐため、絶滅の恐れのある野生動植物をリストアップし、それぞれの種の危険度をランク分けした本のこと。(本文 P46, 82 他 資料 P20, 31 他)

ワ行

- ・我が家の環境大臣

環境省が募集している「エコファミリー(毎日の生活で環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家族)」に登録している家族のリーダーのこと。家族への呼びかけを行い、家庭での環境にやさしい行動をリードしていく。また、家族のリーダーとして環境大臣から任命証が発行される。(本文 P54, 63)

島根県環境基本計画

平成 18 年 3 月改定

発行：島根県環境生活部環境政策課

〒690-8501 松江市殿町 1 番地

TEL (0852) 22-6742

E-mail : kankyo@pref.shimane.lg.jp